

官報

号外

平成四年五月十四日

○第百二十三回 衆議院會議録 第二十三号

平成四年五月十四日(木曜日)

議事日程 第十八号

午後零時三十分開議

第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 小年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 計量法案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

永年在職の議員佐藤孝行君に対し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)
日程第一 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成四年五月十四日 衆議院會議録第二十三号

永年在職議員の表彰の件

日程第二 小年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 計量法案(内閣提出、参議院送付)

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました佐藤孝行君に対し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。(拍手)

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決しました。

表彰文を朗読いたします。

議員佐藤孝行君は衆議院議員に當選すること九回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(櫻内義雄君) この際、佐藤孝行君から発言を求められております。これを許します。佐藤孝行君。

〔佐藤孝行君登壇〕

○佐藤孝行君 ただいま、私が永年在職議員として、院議をもつて丁重な表彰を賜りました。まことに身に余る光榮であり、感激にたえません。心から厚くお礼を申し上げる次第であります。(拍手)

思えば、この二十五年間は波瀾万丈の人生でありました。

幾多の試練を乗り越え、きょうのこの榮譽に浴することができましたことは、ひとえに、諸先輩、同僚議員各位の御指導、御鞭撻並びに今日まで私を信頼し、励まし、支えてくれた郷土北海道の多くの方々の温かい御理解と御支援のたまもの以外の何物でもございません。今は感謝の念でいっぱいであります。(拍手)

顧みると、私が初めて本院に議席を得ましたのは、昭和三十八年十一月の第三十回選挙であります。

以来今日まで我が国は、ドルショックや、二度にわたるオイルショックなどの激動の嵐を、国民の英知と努力によって乗り越え、現在の平和と繁榮をなし遂げることができました。

このうちにあつて私は、「天は人の上に人を創らず人の下に人を創らず」を政治信条として微力を尽くしてまいりました。(拍手)

しかしながら、世界は今や激動の時代に向かつており、我が国の進路もまた新たなものを求められております。

我々は、国際社会にいかん貢献すべきか、世界の中の日本の立場をよく自覚し、その進路を誤らないように、自由で平和な今日の日本を我々のかわい子孫に引き継ぐためにも、しっかりとその対応をしなければなりません。(拍手)

私は、きょうの榮譽と感激を深く心に刻み、志を新たに、議會政治のよりよき発展と平和で豊かな国づくりを目指し、焦らずおこらずしっかりと大地を踏んで政治の大道を歩み、多くの方々の御期待にこたえたいと念じております。(拍手)

何とぞ、今後とも変わらぬ皆さんの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

日程第一 郵便法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

日程第二 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、郵便法の一部を改正する法律案、日程第二、日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案、日程第三、日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。逓信委員長谷垣禎一君。

郵便法の一部を改正する法律案及び同報告書

お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷垣禎一君登壇〕

○谷垣禎一君 ただいま議題となりました三法律案について、逓信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、郵便法の一部を改正する法律案の主な内容は、

第一に、社会福祉の増進を目的とする法人または団体にあつた寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができることとする、

第二に、郵政大臣は、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかにつき、定期に監査を行うものとする、

第三に、第三種郵便物の制度の効率的な運営を図るため、第三種郵便物として必要な条件を具備するかどうかの調査業務を、郵政大臣が指定する指定調査機関に行わせることができることとする、

とともに、指定調査機関に関し必要な規定を整備すること

等であります。

次に、お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案は、地球環境問題への対応が喫緊の課題となつていく状況にかんがみ、寄附金つき郵便はがき等の寄附金の配分を受けることができる団体に、地球環境の保全事業を行う団体を加えることとするものであります。

両案は、去る三月二十七日参議院から送付、同日当委員会に付託され、四月十五日渡辺郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十二日質疑を行い、採決の結果、両案はいずれも、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案の主な内容は、

日本電信電話株式会社法の一部改正関係については、

第一に、会社の株式は日本国民等に限り所有す

ることができるとする規定を削除すること、

第二に、会社は、外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等の氏名及び住所を株主名簿または実質株主名簿にそれぞれ記載してはならないこと、

第三に、日本の国籍を有しない人は、会社の取締役または監査役になることができないこと、

第四に、当分の間、新株の発行等による株式の各増加数は、政府が常時保有していなければならぬ会社の発行済み株式の総数に算入しないものとする、

等であります。

国際電信電話株式会社法の一部改正関係については、新株発行を伴う資金調達の際の円滑化を図るための措置等を除いて、日本電信電話株式会社法の一部改正関係とはほぼ同様の改正を行うものであります。

電気通信事業法の一部改正関係については、第一種電気通信事業者は、外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは実質株主名簿に記載しないことができること

等であります。

本案は、去る三月二十七日当委員会に付託され、五月十二日渡辺郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十三日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長久間章生君。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔久間章生君登壇〕

○久間章生君 ただいま議題となりました国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、指定登録機関制度を導入し、あわせて登録ホテル等に関する情報の提供を促進するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十六日本委員会に付託され、四月二十一日奥田運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十二日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、新登録基準の策定、指定登録機関の業務、情報提供事業のあり方等についてであります。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中島衛君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔中島衛君登壇〕

○中島衛君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、平成四年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円等、計九千六百三十六億円を控除することとし、地方団体に、十五兆六千七百九十二億円を交付することといたしております。

また、特例措置額八千五百億円に相当する額等については、後年度の地方交付税の総額に加算することといたしております。

第二に、平成四年度分の普通交付税の算定について、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、単位費用の改正等を行うことといたしております。

本案は、二月二十八日に本委員会に付託され、三月十日塩川自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

質疑におきましては、地方交付税の減額問題、高齢者保健福祉、森林保全、地方単独事業等の経費の充実策、緊急経済対策における地方の役割、

補助金等の一般財源化、地方交付税の特別会計直入問題等、地方行政財政全般にわたり論議が行われました。

去る十二日質疑を終了し、討論を行いましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党から賛成、日本共産党から反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案採決終了後、地方財政の充実強化に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 計量法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第六、計量法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

計量法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国経済社会の国際化、技術革新等、最近の計量をめぐる状況の変化に対応して現行計量法を全面的に改正するものであります。

改正する主な内容は、第一に、法定計量単位を、原則として今世紀中に国際単位系に統一すること、

第二に、製造、修理、販売事業者に係る登録制を届け出制とするともに、計量器の検定については、型式承認制度の活用を図る等、計量器に関する規制の一層の合理化を図ること、

第三に、計量標準を円滑かつ確実に供給することとができる制度を創設すること等であります。

本案は、去る四月十七日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、四月二十二日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十三日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣羽田孜君。

〔國務大臣羽田孜君登壇〕

○國務大臣(羽田孜君) ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきた

ところでございますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面においても改革を推進する必要があると考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第でございます。

まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、大蔵省に、行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置し、証券取引に係る犯罪事件の調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌させるとともに、その調査及び検査の結果に基づき、犯罪事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分の勧告等を行うことができることとするほか、大蔵大臣が行う金融検査等について意見具申を行うなどの改正を行うこととしております。

第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権

限の拡充強化を図る観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることとしております。

第三に、証券取引に係るルールの明確化を図る観点から、顧客の知識経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は正命令の対象とする等、通達の法律化を行うこととしております。

第四に、法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、その社会的影響が重大であること等の要件を満たすものについて、これらにより処罰される法人の罰金刑の上限を引き上げることとしております。

第五に、店頭売買有価証券に係る不正取引を防止する観点から、相場操縦的行為の禁止、内部者取引規制等の不正取引規制について、所要の規定の整備を行うこととしております。

その他、行き過ぎた大量推奨販売を禁止行為の対象とする等、証券取引等の公正の確保のため所要の措置を講ずることとしております。

次に、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、金融機関の経営の健全性の確保による預金者等の保護及び投資者保護の徹底を図りつつ、内外の利用者のため、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進等による金融・資本市場の効率化及び活性化並びに諸外国と調和のとれた金融制度及び証券取引制度の構築を図るためのものであります。このため、金融機関及び証券会社の各種の業務分野への参入を初めとする金融制度及び

証券取引制度の包括的な改革を実施することとし、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、金融機関及び証券会社が、各種の業務分野へ参入できるようにするため、銀行等の証券子会社及び信託銀行子会社並びに証券会社の銀行子会社及び信託銀行子会社に係る規定を設けるとともに、信用金庫等について、本体で信託業務を営むことができることとしております。

第二に、証券取引制度の見直しを行い、金融の証券化の進展に対応し、有価証券の定義の整備を行うほか、公募について、人数基準の明確化、投資者の属性への配慮等を見直しを行うとともに、私募についての法整備及び情報開示制度の充実を図ることとしております。

第三に、協同組織金融機関の業務規制の緩和等を行い、信用金庫等について、社債等の募集の受託業務を、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合等について、国債等の募集の取り扱い及び売買業務並びに外国為替業務を行うことができることとする等の改正を行うこととしております。

第四に、金融機関の健全性の確保を図るため、銀行等が経営の健全性を判断するための基準に係る規定を設けるほか、大口信用供与規制、子会社等との間の取引の規制等の措置を講ずることとしております。

その他、業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧についての規定、金融機関の合併及び転換に関する規定等について所要の整備等を行うほか、相互銀行法を廃止することとしております。

以上、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

以上であります。(拍手)

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山中邦紀君。

〔山中邦紀君登壇〕

○山中邦紀君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案について、総理及び関係大臣に対して質問を行います。

昨年六月に発覚し、国会はもとより、国の内外で大きな議論を呼んだいわゆる証券スキャンダルは、我が国の経済社会において、公正の観点でいまだに大きなゆがみのあることを示しました。その結果は、政治不信や国際信用失墜のおそれにも至ったのであります。暴力団と結んだ株価操作に至っては論外であります。

かつて米国では、大恐慌の前に、不正取引が行われたことへの反省に立って、独立した行政機関として証券取引委員会、SECを設立いたしました。二千名規模の職員と、地方にも事務所を有

し、証券取引の名実ともに備わった監視、不正摘発の機関として、裁判所に差しとめ命令を請求し、みずから行政処分を下すなど強い権限を行使し、有効に機能してまいりました。一国の経済における証券市場の重要性を認識した上での抜本的な対処であったと言えらるべきであります。

ところで、我が国では、政府は、損失補てんの禁止などの応急措置は講じたものの、抜本的な法改正を先送りしてまいりました。そのことが結局、現在の底の見えない証券不況につながったと言えらるべきであります。

今回の法改正が真に公正の観点から抜本的なものであり、自信を持って国民の皆さんに問える内容となっているか、まず官憲総理にお尋ねしたいと存じます。(拍手)

東証の平均株価は、本年三月、五年ぶりに二万円の大台を割り込み、その後下げベースでそのまま推移をいたしております。八九年末の三万八千九百五十五円という最高値に比べ、暴落ともいふべき現状であります。株価の長期低迷が続くならば、企業の安定的な資金調達に阻害要因となり、景気の後退を来し、ひいては国家財政に直結する経済成長にも悪影響を及ぼすことも予測されるのであります。今回の証券不況は、単なる投資家の直接的な利害の問題を超えているものがあるのであります。

その再建は、政府と日銀が行った緊急経済対策や第四次公定歩合引き下げが無効だったことを見ても、対症療法的な取り組みでは限界があることも明らかであります。

私は、昨年来の証券不祥事で周知の事実となつたとおり、明確かつ公平なルールのもとに運営さ

れてこなかった日本の証券市場に対する不信が、証券不況を招いた大きな一因だと認識をいたしております。国民生活にも影響を与えかねない証券不況克服のためには、市場への信頼回復が不可欠と理解するところですが、この点に關し、官憲総理の御所見をお伺いするとともに、あわせて不信を生んだ原因、あるべき信頼回復の方策、手段についての基本的なお考えをお答えいただきたいと存じます。(拍手)

さて、政府案にある証券取引等監視委員会が、その目的とする「取引の公正の確保を図り、市場に対する投資家の信頼」を保持することができるといふ点、私は大きな意義を持つものでありま

す。内容、権限が伴わない限り、絵にかいたもちであるからであります。

証券業界と機関投資家のたれ合いの関係、そうして、監督官庁である大蔵省のチェック機能が正常に働かなかつたことが、いわゆる一連の証券不祥事を生んだのであります。問題は、何ゆえ不祥事を生む土壌が大蔵省が看過したのかであります。この点を深く掘り下げ検討することが、市場への信頼回復の観点から極めて重要であります。

私は、片や証券業界の監視と、他方、その保護育成という相反する権限を大蔵省が一手に握っていることが、チェック機能を作動させなかつた最大の理由であると指摘せざるを得ないのであります。したが、羽田大蔵大臣の率直な御見解をお伺いいたします。(拍手)

また、このようないわば利益相反に大蔵行政が手を染めてきたことが、市場原理をゆがめ、日本の証券システムの後進性、不透明性の温存につながつたという識者の批判には、謙虚に耳を傾ける

必要があります。経済同友会など財界からも、今後引き続き業界の指導監督に当たる大蔵省のもとに、国家行政組織法の八条に基づき、その附属機関として証券取引等監視委員会を設立しても、独立性を保ちながら業界に対する監視を公正かつ有効に行えるかとの疑問が示されております。また、大蔵省自身が国債の発行者であり、NTT等政府保有株式の売り出し人でもあります。証券市場の利害関係人であることが指摘をされております。

健全な市場維持のための監視機能を全うするには、業界の保護育成を行う大蔵行政から、権限上ももちろん、組織的にも市場監視の機能を切り離す必要性があると考えます。大蔵省の附属機関である証券取引等監視委員会が、これらの批判にたえ得るものであるか、さらには、その中立性の制度的な担保はどう保証されているのか、また、言われているような八十名程度の事務局体制で、所期の目的を達成することが可能なのか、大蔵大臣の明快な御回答をいただきたいと存じます。(拍手)

日本経済に深い後遺症を残した証券不祥事の再発を防止するためにも、我が国にも、米国のSECに相当する機能と権限を持つ機関を置くべきだといふ多くの国民の声があつたことを、官憲総理も御存じのはずでございます。

しかし、政府案にある証券取引等監視委員会は、米国のSECが、その独立性の担保として独自の行政処分権を持つとは異なり、監視委員会は、必要な行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告を行い、実際の処分等は、その勧告に基づき大蔵大臣が行うということになっておりま

す。委員会は結果について報告を求めることができるというのとどまっているわけであり、この点では、相変わらず大蔵省の影響下に置かれた機構と言ふはあきません。

宮澤総理、総理があくまで政府案に固執し、これを維持するといふのであれば、証券取引等監視委員会は、単に不祥事の再発防止の観点からだけではなく、利用者の立場に立つ健全な市場の再生へ、米国のSECが果たしてきた役割に学び、何よりも公正さによる投資家の保護を最優先すべきであると考えますが、政府案では、その実現に向けいかなる具体策を用意されているのか、お答えをいただきたいと存じます。(拍手)

また、仮に、監視委員会の勧告と相違する処分を大蔵大臣が行った場合、公正さによる投資家保護の前提に立ち、どのような処置をとる御決意をお持ちなのか、端的にお示しいただきたいと存じます。

この改正法案のもう一つの大きな柱である自主規制機関の機能強化の実現、これによって可能となる価格・取引情報の公平、効率的な開示なども重要であります。これらが、公正な価格形成メカニズムが機能する市場の再生へ必要な取り組みであると私も評価を惜しむものではありません。

言うまでもなく、健全な証券市場の再建には、証券取引等監視委員会と自主規制機関との連携がスムーズに行われなければなりません。そこには主従の関係は存在しないはずであります。あえて言うならば、今後予想される商品開発の多様化、国際化の一層の進展への機動的な対応の必要性などを勘案すると、自主規制機関の機能強化こそがより尊重されるべきだと私は認識しますが、大蔵

大臣の御所見はいかがでしょう。(拍手)

証券業協会などの主体的な努力を積極的に期待し、自主規制の実効性を高めるためには、自主規制機関の会員資格の喪失が免許の取り消しにつながるように強制力を伴うものにすべきではないかと考えますが、大蔵大臣の御見解をあわせてお示しいただきたいと存じます。

最後に、いわゆる飛ばしの問題に触れたいと思

います。最初に発覚したコスモ証券のケースでは、時価四十八億円の米国債、ゼロクーポンを、後日、四百二十八億円で買い戻す約束を交わした上、「すかいらく」が四百八億円で購入しております。うまいければ、その差額二十億円で労せずして「すかいらく」のものになるはずでありました。しかし、最終的には破綻し、「すかいらく」側が裁判所の調停に持ち込んだのであります。成立した調停の結果、コスモ証券側の実質的な賠償額は、約三百六十億円になると伝えられております。

その後の明らかになった例を見ても、裁判所の和解調停の手續を巧みに利用して実質的な損失補てんが行われているのではないかと指摘も成立すると思つておりますが、大蔵大臣の率直な御見解をお伺いいたします。(拍手)

証券という現物が伴わないペーパー商法まがいの取引が証券業界で横行していたこと自体、その前近代性の不健全性を示すものであります。しかし現状では、市場を通じた取引ではないという点で、飛ばしは違法行為として摘発できない状況にあります。

まず、今回の証券法改正法案そのものが、さら

には法案の予定している証券取引等監視委員会が飛ばしの問題に果たして対応できるのか。また、無力であるならば、業界の倫理観に任せるのではなく、国際的な信用にこたえ得る日本の証券市場とするためにも、飛ばしのような問題にも厳正に対処し得る証券法の機能強化実現へいかに取り組んでいく考えをお持ちであるのか、宮澤総理にお尋ねをして、私の質問の締めくくりといたします。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 今回の証券取引法の改正におきましては、我が国の証券市場の実情にかんがみまして、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置いたしますとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、監視機能の強化及び充実を図ることとしたところでございまして、私どもとしては、証券市場の公正確保の観点から抜本的な改正と考えるところでございます。

次に、市場の信頼回復の問題でございますが、ただいま我が国の株式市場が依然として低迷をしております背景には、一連の問題の影響、また株式投資に対する魅力の低下、企業業績の悪化等、さまざまな要因があるものと考えております。このような株式市場の状況に対応して、政府としては、証券市場に対する信頼回復、株式市場の活性化等のために一連の措置を講じてきたところでございます。このような一連の措置は、先般決定いたしました緊急経済対策等の財政・金融両面からの諸施策とも相まちまして、現在の我が国株式市場に明るい材料になるものと期待をいたしております。

す。このような諸施策を着実に実施していくことが重要であろうと考えておるものでございます。

次に、昨年の証券会社をめぐる一連の諸問題が、証券市場に対する内外の投資家の信頼を損なったことはまことに遺憾でございます。これらの問題については、政府としても極めて深刻に受けとめております。国会の特別委員会及び行革審からの指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び証券市場に対する内外の投資家の信頼回復を図るために、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでござい

ます。さらに、より公正で透明な証券市場の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講じますとともに、証券市場における有効かつ適正な競争を促進することなどを目的として、今回の二つの法律案を提出して御審議をお願いしているところでございます。

証券取引等監視委員会は、証券会社について、証券取引に係る諸規則の遵守状況を検査するばかりでなく、証券取引に係る犯罪事件の調査等を行い、かつ、その調査及び検査の結果に基づき、みづから告発をしたり、また、大蔵大臣に対して行政処分等の勧告や建議等を行う権限を保有するものでございます。このような権限の行使によりまして、証券市場の公正が確保され、投資家の保護が図られるものと考えております。

今回の法律案では、大蔵大臣に勧告の尊重義務を課すとともに、監視委員会に対し、勧告に基づいてとった措置につき大蔵大臣から報告を徴する権限を付与しております。監視委員会からの行政処分等の勧告があった場合には、大蔵大臣は、特段の合理的理由がない限り、勧告に従って行政処

分等を行うべきであることは、これは当然のことであると考へております。

最後に、飛ばしのことについて御質問がございました。

最近報道されております証券会社の事案は、証券会社の役員が会社に無断で顧客間の取引を仲介したことにより生じたトラブルであると聞いておりますが、免許企業である証券会社においてかかるトラブルが発生したことは、まことに遺憾なことと考へます。山種証券及びその外務員の行っていた飛ばし取引については、証券取引法違反として行政処分を実施いたしました。

今回の証券取引法の改正においては、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図ることとしたところでございます。これによりまして証券取引の公正をより一層確保し得るものと存じます。

今回の法案は、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるものでございまして、その成立を期待をいたしております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げます。

大蔵省といたしましては、ただいまの御指摘のございました問題につきまして、国民の批判を厳粛に受けとめまして、昨年九月十三日の行革審答申あるいは国会の決議、また行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置することとしたし

まして、証券取引法等の一部を改正する法律案、これを提出したところでございます。大蔵省といたしましては、証券取引等監視委員会を通じて、証券会社等に対して十分な検査・監視を行い、証券取引の公正の確保を図り、証券市場に対する信頼を回復してまいりたいというふうに考へておるところでございます。

なお、この監視委員会を大蔵行政から組織的にも切り離すべしというお話でございますけれども、証券取引等監視委員会の調査・検査業務が有効に機能いたしますためには、行政を通じて得られた資料ですか、あるいは情報等を活用することが不可欠であると思ひます。また、その調査、検査が証券市場等の公正性の確保あるいは投資家保護に資するためには、その結果が行政に適切にやばり反映されていくことが極めて重要であるというふうに考へます。このような委員会の職務の性格を考へましたときに、委員会と行政部局との間に一定の距離を確保しつつも、これを大蔵大臣の管轄のもとに置くことが適当であるというふうに考へます。

なお、監視委員会の中立性について、制度的担保はどう保証されているかということでございますけれども、委員会が合議制の機関であること、また、委員長及び委員は、任命に当たりまして両院の同意を必要といたしますし、職権を独立して行使すると定められております。また、委員会は調査、検査の結果に基づきまして、みずから告発ができるほか、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができることなど、委員会が職務を遂行する上での独立性及び実効性、これが担保されているものであらうというふうに考へております。

なお、八十名程度の事務局体制で目的を達せられるかという御指摘でありますけれども、行政部の合理化等を図った上で、証券局等から可能な限りの定員の振りかえなどを行うとともに、厳しい定員事情の中で、犯罪事件の調査等の新たに加わる事務に対応するために二十五人の増員を図ることとしたところでございまして、委員会が担う任務の遂行上、十分な人員となるよう努めたところでございます。いずれにいたしましても、効率的で機動的な事務運営を図ることによりまして、委員会の事務遂行に万全を期してまいりたいというふうに考へております。

なお、自主規制機関の機能強化をする必要があるのじやないか、いわゆる商品開発の多様化、国際化のためにそういうことが必要じやないかという御指摘でありますけれども、自主規制機関の機能強化につきましては、昨年九月の行革審答申、十月の国会決議、また本年一月の証取審の報告におきまして、自主規制機関の機能強化を図る必要があるというふうに御指摘があったところでござい

ます。大蔵省といたしましては、こうした指摘を踏まえまして、今回の法律改正案では、自主規制機関の機能の強化を図る観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等によりまして証券業協会の自主規制機関としての位置づけを明確にするのと同時に、外務員の登録事務等を証券業協会に行わせることなど、所要の規定の整備を図ることとしたところでござい

ます。なお、これに関係しまして、自主規制機関の会員資格の喪失が免許の取り消しにつながるようになりすべじやないかという御指摘でございますけれども、

ども、実質的に証券業協会が免許制度を運用することにもなるわけでございまして、証券会社に対する監督につきまして責任の所在があいまいとなるという問題が生じようと思つております。

したがしまして、御指摘のような自主規制機関の会員資格が免許の取り消しにつながるような措置をとることは困難というふうに考へますけれども、大蔵省といたしましては、今後、免許制度を維持しつつ、自主規制機関を通じた証券市場の規制を重視する必要があると考へており、今回の法律改正案におきましても、協会に加入せず、または取引所の会員となつていない証券会社の業務について、協会または取引所の定款、その他の規則を考慮して適切な監督を行わなければならない旨規定する等の措置も講じられておるところでございます。

なお、飛ばしは、裁判所の和解調停を利用した実質的な損失補てんじやないかという御指摘でございますけれども、改正証取法は、損失補てんに該当しない場合として、事故であることについて大蔵大臣の確証が得られている場合のほか、省令におきまして、確定判決が得られている場合、裁判上の和解が得られている場合と並んで、民事調停法上の調停が成立している場合を規定しております。裁判上の和解あるいは民事調停とも、裁判官がこれは関与をいたすわけでございまして、公序良俗に即した形で行われるものでございまして、法律違反の損失補てんに該当するようないわゆる裁判上の和解、民事調停が行われるというようないことはあり得ないことであらうというふうに確信をいたしておりますことを申し上げます。

平成四年五月十四日 衆議院會議録第二十三号

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明に対する時崎雄司君の質疑

八

以上であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 時崎雄司君。

〔時崎雄司君登壇〕

○時崎雄司君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず最初に、質問に入る前に指摘しておきたい問題がございます。それは、この法律案が多くのミスを抱えておったという問題であります。

この法律案については、二度にわたるミスの訂正がありました。その数は十九項目にわたり、証券取引法等の改正案を含めると、何と二十二カ所にも及んでおったのであります。これだけの数の正誤表が出された法律案は、私の調べたところでは、例がありません。内容が多岐にわたるものであるということは初めからわかっていたことであり、誤った理由には全くなりません。むしろ拙速によるものと言わざるを得ません。

私も、平成元年に消費税廃止関連九法案を提出した際、法案ミスの訂正をお願いしました。しかし正誤は認められず、みずから修正した経緯がございます。今回の問題は、法案ミスといつても単なる誤植ということではなく、条文一つがそっくりと欠落しているものもあるため、正誤で済む問題だけではなく、国会法に基づく修正で対応すべきものであったと考えております。

さらに、この訂正に当たり、政府のとったこの問題に対する対応も非常に問題があります。最初に出された正誤表については、ほとんどの議員が

知らないうちに、しかも、議院運営委員会にもかけて正誤表を配付するという行為は、余りにも立法府をないがしろにしたものと言わざるを得ません。さらに、四月の二十七日に至り、二回目に提出された正誤表、すなわち証券取引法改正案で三項目、金融制度改革法案で五項目の正誤について、議院運営委員会にかけるといふ正規の手続をとっていることを考えれば、当初から正規のルールにのっとり行すべきだったのではないだろうか。二度あることは三度あるといえます。もし、仮に今後の法案審議により三回目の正誤表が提出されることになった場合でも、当然のこととして正規のルールで行われるべきものであることを強く指摘しておきたいと思ひます。(拍手)

次に、法律案の内容についてお伺いをいたします。最初に、改革法案の骨子である、銀行と証券会社が業態別子会社を通じて相互乗り入れするという問題についてであります。

銀行と証券の相互参入問題に関しては、六年越しにわたる金融制度調査会と証券取引審議会の審議に基づく答申は、子会社方式での相互乗り入れということでありました。つまり、銀行が証券業務に参入する場合には新たに子会社を設立するというものであり、この子会社の業務範囲も、当初は証券業界への影響を考慮して、引受業務、いわゆるアンダーライティングだけに限定し、証券業務の中核である売買取り次ぎ、いわゆるブローカーレージ業務を認めないとしておりました。

ところが、今回提出されている法律案では、銀行による既存の証券会社の買収が認められる内容となっております。つまり、最近の株価の低迷、

さらに損失補てん、飛ばし問題などに見られるような不祥事により、経営危機に陥っている証券会社の救済を目的としたものに変更になっております。しかも、買収により取得した証券会社に、ブローカー業務も行えるというものであり、数年にわたる調査会、審議会の昨年の答申とはまるで異なる内容のものとなっております。

証券不況の中で、証券業界を救うには銀行の豊富な資金力に頼らざるを得ないという危機感は一面的理解ですが、答申内容と異なる内容の法案をあえてつくり、銀行主導で証券救済に踏み切った理由について、金融政策の専門家である宮澤総理にお尋ねをいたします。

次に、今回の制度改正による、競争の促進による効率化、あるいは金融商品の多様化による利用者にとっての利便の問題についてお伺いをいたします。

競争、効率化の促進、そして自由化を進めることが利用者のニーズに対応することであるという命題については、この間のバブル経済、そしてそのバブルの崩壊により疑問符がついたことは明らかであります。この間の銀行による競争の激化、効率化は、過剰融資、にせ預金証書などの不祥事の温床となり、従業員にとっては過労死という問題を引き起こし、最近に至ってはバブルの反動による低金利により一般預金者の預貯金金利の目減りを生じさせています。

金融商品の多様化についても、今国会で議論されたリース債権譲渡問題のように、官庁間の権限争いが個々の商品ごとに繰り返された状況を見てみれば、商品、サービスの多様化も絵にかいたもちにすぎません。

そもそも、審議会、調査会が数年にわたって議論をしても、利用者あるいは一般消費者にとってどのようなメリットがあるのかという視点での議論がされず、昨年の取りまとめの際になって、一人の委員からそのことを指摘され、急遽報告書に挿入されたという経緯があります。提出されている法案においても、それぞれの既得権の利害調整の結果であり、今回の制度改正による利用者への還元には何があるのか不明確であると言わざるを得ません。今回の金融制度の改革によって消費者にどのようなメリットがあるのか、大蔵大臣にお尋ねをいたします。(拍手)

次に伺いたいのは、金融制度の秩序の維持の問題であります。

この問題は、金融機関の健全経営に関する一九八一年の銀行法改正のときに法律に盛り込まれた部分の改訂で明文化したものであります。

そもそも銀行とは何かを考えた場合、まず最初に貯蓄の預かり所であるというのが伝統的な考え方でありました。したがって、預金者の保護をしなければならぬ。その預金者を保護するためには、銀行はつぶれないように健全経営をしなければならぬ。そのため、これまでの大蔵省の規制の方法は、新規参入はさせない、新たな支店の出店も規制する、金利も規制する、業務範囲も規制する、これがこれまでのやり方でありました。

しかし、銀行の業務が時代とともに変化し、銀行の主たる活動が貸付金をみずからどのようにする、いわゆる信用創造に比重が移ってまいりました。したがって、金融機関の信用秩序の維持という点に関しては、支払い決済システムが重要視されております。バブル崩壊後、この信用不安が

現実になりそうだというのが今の金融界が抱えている問題であります。

金融制度の信用秩序の維持という問題は、金融機関が決済ができなくなるという状況にならないようにするための健全経営ということが今後の規制の主眼とならなければなりません。そのための具体的な規制の内容として、徹底した企業内容の開示、いわゆるディスクロージャーの一層の推進であります。先月、株式市場において銀行株の暴落による平均株価の急落は脳裏に鮮明に残っています。この銀行株が一斉に売られた原因は、銀行における不良債権が想像したよりも多いのではないかとという観測が流れたものであるとの指摘がございいます。このことが示している問題は、今の金融機関にどれだけの不良債権があるのか、いわゆるしりとり玉がどの程度あるのかわからないという不安から出たものであります。それだけ銀行の経営内容の開示、ディスクロージャーが進んでいないということでもあります。金融機関の健全性確保という問題は、単に現在ある通達を法律事項に引き上げるだけではなく、欧米並みのディスクロージャーを行う必要があると考えますが、大蔵大臣の御見解をお伺いをいたします。(拍手)

次に、ノンバンクの規制問題についてお尋ねをします。

今回の制度改正は、金融制度全般についての制度改正を行うものとしております。しかし、金融機関を考えるならば、ノンバンクを考えずに金融制度を論じることではなくなっております。パプルのあだ花的な側面もありますが、ノンバンク全体の貸付残高が何と九十八兆円に上っているであります。これは全国の信用金庫の貸

付総額をはるかに超えるものであります。しかも、パプル崩壊後明らかになっているのは、大手銀行がノンバンクを使って迂回融資を行っていたという実態であります。しかも、このノンバンクに多額の不良債権が発生していると言われております。しかし、その不良債権の件数、総額については、その実態は一切明らかになっておりません。このノンバンクを金融システムの中でどのように位置づけ、どのような規制を行うのが焦眉の急となっておりまして、大蔵大臣は、このノンバンクに対してどのような方針で取り組む所存なのか、お伺いをいたしたいと思っております。(拍手)

最後に指摘しておきたい点は、六年という長い歳月をかけて取り組んできた制度改正問題ですが、その出発は一九八〇年代半ばであります。今とでは取り巻くその環境がすっかり変化をいたしました。パプルの傷跡もいろいろなところで大きく残っております。制度そのものを変えるというところは、少なくとも十年先を見越したものでなければなりません。今回の制度改正が果たしてこれにたえられるのかどうか疑問を残すところでありまして。

法案の審議に對しましては十分な時間をかけ、さまざまな角度からの慎重な審議を関係各位にお願いして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 今回の法案は、金融制度調査会答申及び証券取引審議会報告書を踏まえまして取りまとめたものでございます。そこで、競争促進という制度改革の趣旨にかながみま

すならば、銀行の証券子会社については、新規の

設立ということが原則であると存じます。この場合には、改正法案の附則におきまして、株式のプロカー業務を当分の間禁止する旨を明記をいたしております。

そこで、銀行がいわゆる救済のために既存の証券会社を買収するということも観念的にはあり得るであろうとは思いますが、そのような状況が現実を生じました場合には、この株式のプロカー業務を禁止した報告書の趣旨が損なわれることのあるまいように、個々のケースごとに慎重に対処してまいらうと思っております。

その他のお尋ねにつきましては、大蔵大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) まず、この提出法案のミ

スでございまして、多数の箇所において条文的な整理ミスあるいは改正の重複等の誤りがございまして、正誤の手続をお願いせざるを得なかつたことにつきまして、まことに遺憾に存じ、おわびを申し上げます。これらは、条文の整理の過程で技術的なチェックミス、これから生じたものでございまして、正確なる法文案をもちまして立法院の御審議をお願いする立場といたしまして、今後かかる誤りが生ずることのないよう十分ひとつ注意をいたしたいというふうに考えております。

また、今回の金融制度改革によりまして消費者にどんなメリットがあるかということでありますけれども、今回の法律案は、金融制度調査会及び証券審議会におきまして、長期間にわたって、消費者を初めとする利用者の立場、投資者の保護を主眼として審議がなされました。その結果取りまとめ

られた答申等を踏まえたものであることを、まず申し上げます。

その内容は、専門制、分業制に基づく各業態の間の垣根を低くすることによりまして、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進し、市場の効率化を図るとともに、より多くの良質な金融商品またサービスを利用者の皆様に提供を可能とするものとなっております。

この法律に基づきます制度改革によりまして、利用者は、例えば預け入れの期間が三年超の預金など、金融商品の多様化のメリットを受け得ます。

また、各種の手数料の引き下げあるいは預金金利の引き上げ等の価格面でのメリットも受けることができると思っております。また、自己のニーズに合った金融機関の選択が可能になりましよう。また四番目としましては、地方の住民、中小企業あるいは農林漁業者等に対する金融サービスの均てんのメリットというものが生まれてまいります。また、新たに有価証券となるものにつきましてディスクロージャー制度が適用されること等によりまして、投資者として証券取引法上の保護を受けるメリットがあらうと思っております。これらのほか、金融・資本市場の効率化を通じて、国民経済全体の効率化といった形で制度改革はメリットがあるものであるということを申し上げることができると思っております。

なお、欧米並みのディスクロージャーを行うという御指摘がございまして、不良債権の開示など金融機関の健全性確保のための方策につきましても御指摘をいただきましたけれども、いわゆる金融機関のディスクロージャーのあり方につきましては、本年一月に取りまとめられ

平成四年五月十四日 衆議院會議録第二十三号

ました金融制度調査会報告におきまして、「今後の方向として、各金融機関は、「より広範なディスクロージャーを推進していく必要がある。」というふうになされております。大蔵省といたしましては、ディスクロージャーは、金融機関の経営の健全性に関する自己努力を促進するための一つの方策としてこれを活用していくべきというふうに考えておるところでございますけれども、なお検討を要する点も少なくないことから、今後、金融制度調査会にディスクロージャーに関する作業部会、これを設けていただきまして、専門的な立場から検討を進めていただき、開示の内容の一層の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、ノンバンクについての御指摘でございますけれども、ノンバンクは、近年、事業者向け貸し付けを中心に著しく量的な拡大を遂げた結果、社会的存在というものが非常に大きくなっており、ノンバンクが担ういわゆる資金仲介機能のあり方ですとかあるいはノンバンクの経営問題は、金融システムの安定及び健全な発展を図る上で重要なものとなってきておるといふふうに考えます。行政当局といたしましては、ノンバンクに關してさまざまな御議論のある中で、昨年改正された貸金業規制法のもとで、ノンバンク側の自主的な協力を前提に、できる限り実態の把握に向けて努力しておるところでございます。いづれにいたしましても、ノンバンクの今後のあり方あるいは指導のあり方等につきましては、立法府のさらなる御議論を踏まえつつ、私どもも検討してまいりたい、かように考えております。

なお、金融制度の改革というのとは将来を見通し

金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明に対する時崎雄司君の質疑 証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する宮地正介君の質疑

たものになっていくのかという御指摘でございますけれども、今回の制度改革は、このような観点から、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会及び証券取引審議会における六年にわたります議論を踏まえたものでございまして、また昨年夏以来の、いわゆる先ほど来御指摘のバブル経済の消長、この過程で発生した一連の不祥事の反省に立ち、その再発の防止という側面も持っておりますということでございます。

今回の金融制度改革は、金融・資本市場の効率化、また活性化、ひいては国民経済の適切な運営のために行うものでございまして、御指摘の中にもございましたように、中長期的な視点を踏まえたものであるということをお願いされたいと存じます。

以上であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 宮地正介君。

(宮地正介君登壇)

○宮地正介君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案並びに金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

金融・証券制度に関する改革は、戦後初めての抜本的な改革であり、我が国経済と国民生活に大きな影響を及ぼす重要な案件であります。その意味で、今回の政府が提出した法案には余りにも多くのミスが露呈されたことは極めて遺憾であります。法案の修正にも匹敵するミスを犯し、しかも、それを正誤表で修正するというこそく々なやり方に

対し、まず嚴重に反省を求めたものであります。

以下、私は、今回政府が提出した改革法案に対して幾つかの懸念と問題点を指摘しながら、質問をしてまいります。

その第一は、現在の証券・金融不況と制度改革についてであります。

急速に広がった我が国経済の不況感の震源の一つが証券・金融、とりわけ株価の低迷にあることは言うまでもありません。株価回復の見込みは非常に厳しく、底を打ったとの声がある一方で、日経平均は一時一万七千円台を割り、東京証券取引所の出来高も三億株台を挟んで行き来するなど、中小証券会社にとりて既に生存ラインを割り込んでいると言われております。G7を初め諸外国などからも、日本の証券市場の混乱に強い懸念の声が寄せられているのは、御承知のとおりであります。

今回の景気の後退局面については、政府の景気見通しの甘さや予算編成の取り組みなど、政策運営が後手後手に回っていることを率直に指摘せざるを得ません。また、小手先の株価対策では、国民の信頼感を得どころか、かえってこじらせ、市場を一層冷やしかねないものであります。今必要なことは、景気全体の回復に対する取り組みであり、とりわけ内需拡大のための大型補正予算の編成と消費喚起のための思い切った所得税減税の実施であります。その意味から、我が党は、先般、一兆円超の所得税減税の実施を提言したところであります。

総理、まず最初に、今回の株価が低迷した原因をどう考えておられるのか、さらに、我が国が内外の経済に与える影響、そして証券・金融不況を

いかに克服し、今後の景気回復にどう対処されるおつもりなのか、とりわけ所得税減税の実施について総理の明確な御見解を伺うものであります。あわせて、現在検討中と言われております自社株取得については、株価対策という観点からではなく、経済社会の課題として腰を据えた対処が必要だと考えます。いかがお考えか、大蔵大臣の御見解を伺うものであります。

第二の懸念は、政府の提案された改革案で、銀行が担う決済システムの安全性と、株式市場に必然的に伴う相場リスクとがともに両立するのか、また、証券と銀行の利益相反が起こった場合、どのように業務の健全性を維持するのかという制度改革の基本に関する問題であります。

今回の改革案は、金融の自由化、国際化に対応し、利用者の利便に資することに主たる目的がありますが、そもそも銀行は、元本保証、確定利付の決済手段の担い手として、信用を旨とする安全性が第一であり、一方、証券は、基本的にリスクを資本調達の方法として、利益相反、インサイダー取引、価格操作などを厳禁し、公正、自由な競争を通じて市場の発展に重点が置かれるべきであります。

最近における不祥事の背景を見ても、我が国経済社会の取引慣行からいえば、この法案に盛り込まれている程度では、親子の会社間における情報開示、いわゆるファイアウォールは、実態的にかなり困難ではないかと考えざるを得ません。これは改革案の中心となる課題であります。

株式市場の投機的性格による収益の急激な増減が、銀行の証券子会社の経営危機を通じて銀行経営を悪化させ、その結果、銀行が本来担うべき決

済システムに悪い影響を及ぼす懸念はないのかという問題とあわせ、ファイアウォールの実効性について、総理の明確な答弁を求めるものであります。

第三は、今回の制度改革によって、大蔵省の権限が一層強化されるのではないかと懸念であります。

この改革案では、銀行、証券子会社の設立時期や、また業態を越えた合併、転換、あるいは新商品をつく、どこに認めるかなど、行政の裁量余地が大幅に残り、全体像は必ずしも鮮明ではありません。新規参入に対する基準なども何ら明らかにされておらず、すべては大蔵省の腹一つであります。大蔵省の行政権限を掌握する姿勢については、証券不祥事が生ずる以前と本質的なところで何ら変わっていないどころか、かえって大蔵省の権限強化になっていると言っても過言ではありません。

さきの不祥事の原因は、大蔵省が業界を完全保護状態に置いたこと、そして、こうしたいわゆる保護行政によって新規参入を極端に規制し、極めて制限的な競争条件の中で高率の手数料を認め、一社たりとも倒産しないようにしたことであります。その結果、証券会社は、膨大な超過利潤を生じながら、手数料等での本来のサービス業務が行えないため、不公正な競争に走り、市場が正常に機能せず、これが不祥事を生じた原因でありました。この際、大蔵省の持つ権限の中核とも言える証券会社の免許制あるいは売買委託手数料についてはできるだけ規制を緩和し、基本的には自由化の方向に踏み出すべきではないかと考えます。総理の御見解を伺いたいであります。

また、今回提出の法案では、重要な事項のほとんどが政省令にゆだねられていることを考えると、少なくとも法案の審議の段階では、政省令の全容の提出が不可欠の前提条件であり、全容を速やかに提出すべきであります。あわせて、政省令の提出について、総理の明確な答弁を求めるものであります。

第四は、市場監視機構の独立性に対する懸念であります。

どんな改革内容であったとしても、実効が上がらなければ絵にかいたもちに等しいわけであります。さきの証券・金融不祥事を深刻に政府が反省したのであれば、国際的な動向を踏まえる意味からも、自由競争を担保する市場の監視機構は、大蔵省から独立した行政委員会とすべきであります。

本法案に盛り込まれた証券取引等監視委員会は、人事、予算、権限のすべてで大蔵省の影響下に置かれる国家行政組織法の第八条機関であり、独立性や市場規制の実効性に大きな懸念が持たれております。私も、今回の証券・金融不祥事の反省の上に立つて、公正な経済競争と市場を監視するために、国家行政組織法第三条を根拠とし、大蔵省から独立した証券・金融全般を所掌する行政委員会、仮称証券取引委員会を設置すべきと考えております。国家行政組織法第八条を根拠にする監視機関としたのは、一体いかなる理由によるものなのか、また、将来的にも、権限、独立性等、この監視委員会のままでよしとするのか、総理の明確な答弁を求めるものであります。

その結果、地域金融など利用者の利便が犠牲となつて、資本力のある強者だけが生き残り、巨大な金融資本が出現し、金融・証券市場が寡占化するのではないかと懸念しております。また、いわゆる銀行と証券間、あるいは銀行と銀行間の経営基盤の強弱のいかにかわらず、すべての企業に網をかける適用するのではなく、企業の実態や法施行のタイミングについて慎重な配慮が必要だと考えますが、総理の御見解を伺いたいであります。

制度改革は、経済の安定と生活者の利便性を増すものとすべきであり、強者の生き残りを招くものであつてはなりません。その意味で、地域金融を守る趣旨からも、現状、経営環境の厳しい中小金融会社には、最大の企業努力を求める一方で、当面、魅力ある金融商品を保障するなどの優遇措置が必要だと考えます。

現在、郵便貯金への資金のシフトが問題になっておりますが、例えば中小金融機関には定額貯金のような商品を提供し、また中小証券会社には、仲介だけで情報が必要としない顧客には米国のディスカウントショップのような低い手数料のサービスができるようにするなど、一層の企業努力が行えるような選択肢を用意すべきであります。中小金融・証券会社の経営の現状と当面の優遇措置に対する総理の御見解を伺いたいであります。

第六に、両改革案についての基本的な考え方についてであります。

今回の法案では、業態別の子会社による相互参入によって金融制度の改革を図ろうとするところに改革の最大の眼目を置いております。しかし、子会社によって他の業態に参入したとしても、既

に役割を終え、弊害が指摘される現行の業態別があり方そのものがなくなるわけではありません。今回の改革案が提示される前に、金融制度の業態別のあり方についてどう認識し、将来どういう方向に持っていくとするのか、まず、国民の前に金融・証券の将来的な全体像を明らかに示すべきであります。金融・証券界のあり方に対する将来ビジョンと、その上に立つた今回の改革案の位置づけについて、総理の明確な答弁を求めます。

また、証券法改正案においては、市場機能の確保、すなわち公正な価格形成のための環境づくりは法の目的があると思つております。換言すれば、自由かつ公正な市場の価格形成を阻害する要因を除去することを通じて証券取引における公正さを確保することこそが、改革案の基本理念であります。これは、現行法に欠落した課題としてかねてから我が党が指摘してきたところであり、政府に対し、市場機能を守り抜くという厳正な法運用の姿勢が求められているところであります。大蔵大臣の御見解を伺いたいであります。

最後に、政府、大蔵省は、多くの個人投資家の恨みを買っているNTT株について、何ら反省の態度も見せず、今また、日本たばこやJRの株式売却を計画しております。国と証券界の共同による市場操作的なNTT株の売り出しとその後の経緯を考えれば、政府保有株の売り出しについて、個人投資家の育成の観点からも、十分な配慮と対策が必要だと考えます。

個人投資家の信頼回復策と関連し、NTT株売却とその後の経緯及び今後の政府保有株の売り出しに対し、総理並びに大蔵大臣の御見解を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 多岐にわたる御質問でございましたので、順次お答えを申し上げます。

株式市場の低迷している背景についてお尋ねがございました。

もちろん一連の問題の影響がございまして、また、過去において大量のエクイティファイナンスが行われたということ、あるいは株式投資そのものの魅力が低下しているということ、また、企業の業績の悪化が市場に反映されている等々、さまざまな原因があるものと思っております。

これらの状況が我が国の経済に与える影響についてでございますが、設備投資につきましては、それはいろいろ影響がございまして、言ってみれば、企業の手元流動性が比較的高い水準にある、あるいは生保の借入れでございまして、普通社債等、企業の資金調達手段がほかにも多様化してございますので、そのこと自身が資金調達面から非常に大きな制約要因になる危険は少ないのではないかと思っております。個人消費に与える影響につきましても、それもとより影響はございまして、個人の資産に占めておる株式のウェイトが余り大きいということなどから見ますと、それほど心配する必要はないのではないかと思っております。

以上、総合して申し上げますと、もちろんいろいろな影響があることは、これはもう避けられないところでございまして、直ちに我が国経済に対して非常に大きな影響を与える要因になるということはないのではないかと思っております。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する宮地正介君の質疑

一一一

このような状況に対応して、政府としまして、証券市場に対する内外の投資家の信頼回復を図ります上で、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでまいりました。これまでも各種の措置を講じてきたところでございます。また、市場の活性化のために、あるいは株式投資魅力向上のための配当政策の見直し、大口投資家向けの株式投資信託の設定推進等々が行われております。先般、緊急経済対策を決定いたしましたので、財政・金融両面からの諸施策を講じたところでございますが、これらと相まって株式市場に明るい材料となるものと期待をしております。御指摘のように、このような諸施策を着実に実施していくことが大きなことであると思っております。

我が国の経済の景気回復についてどう対処するか、どう考えるかということでございますが、景気の減速感がなお広まっておりますことは事実でございます。その結果として、企業家などの心理をこれ以上冷やさないように適切に対応することとが必要であると考えまして、先般、七項目における緊急経済対策を講じたことは御承知のとおりでございます。また、これと軌を一にいたしまして、公定歩合の第四次の引き下げが行われたところでございます。いわゆるインフレなき持続可能な成長路線へ何とか経済を円滑に移行させたい、また、国民生活の充実につながり、世界の経済の安定的発展に資するような施策を今後とも講じてまいりたい。従来の施策の効果をたたい見守っているところでございます。

それから、所得税減税について、いわゆる景気との関連でお話ございましたが、過般の税制改革におきまして、税率構造の累進を緩和した、あ

るいは基礎控除を引き上げた、配偶者特別控除などをつくりました。相当抜本的な所得税の改正をいたしましたつもりでございます。したがって、中所得あるいは低所得層を中心とした重税感、ちよっと所得がふえるとすぐ税金がふえるというその負担の累増感が大幅に緩和されたものと考えております。このような財政状況でございますので、所得税減税を実施することはたたいま考えております。

次に、証券会社の経営上のリスクが親銀行の経営の健全性、あるいはそれが担うべき決済システムの安定性を損なうおそれがあるという御指摘がありました。

子会社方式をつくるということ自身がそういう弊害を防ぐ意図でございまして、それに加えまして、銀行法等において設けられております弊害防止措置によって適切に対応していきたいと思っております。

それから、免許制、委託手数料等につきましての緩和の問題でございますが、政府としては、証券行政のあり方についての昨年度の国会における御議論、あるいは九月の行革審答申などを踏まえまして、免許制の運用、手数料制度のあり方の見直しを行っていくことといたしております。本年

一月の証券審の報告を受けまして、免許基準の具体化、明確化、大口取引に係る手数料の自由化の実施につきまして検討を進めてまいりたいと思っております。また、今回の法改正におきまして、免許の審査に当たっては、公正な競争の確保に配慮すべき旨の規定を盛り込んでおります。

今回の法案におきまして、政省令との関連でございすけれども、国会に御審議いただくべき必

要な事項については、具体的に法案に規定をいたしたと考えております。したがって、政省令にゆだねられる事項は、経済・金融環境の変化等に弾力的に対応する必要がある事項にいたしております。その具体的内容につきましては、国会における御審議を十分踏まえながら、法律の施行のときまでに成案を得て決定してまいりたいと思っております。

なお、政省令事項の現時点での考え方につきましては、法案の御審議の過程で随時、適宜御説明を申し上げるつもりでございます。

それから、監視委員会の調査・検査業務が有効に機能するためには、行政を通じて得られる資料、情報等を活用することが不可欠であります。

また、調査・検査が証券市場等の公正性の確保、投資者保護に資するためには、その結果が行政に適切に反映されることが極めて重要であると思っております。委員会のこのような性格にかんがみすれば、委員会と行政部局との間に一定の距離を確保することが必要でございますが、これを大蔵大臣の管轄のもとに置くことが適当である、このような趣旨から、いわゆる八条委員会のように設置することにはいたしたわけでございます。

今回の金融制度改革は、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進することによって、市場の効率化を図るとともに、利用者にとっては金融商品が多様化するという利便が享受できるといふことになるものであります。今回の法案では、各金融機関、証券会社に対し、参入段階における競争条件の公平性の確保にも配慮をいたしまして、競争機会を拡大することが可能になるように配慮をいたしております。

それから、金融の自由化の進展に伴い、中小金融機関を取り巻く経営環境は確かに厳しくなつてまいります。今回の法律案においては、中小金融機関の業務範囲の拡大を図るなど、競争力を高めるような配慮も行つております。また、商品の多様化が進む中で、中小金融機関を含め各金融機関がみずからの創意工夫によりまして、魅力ある商品、サービスを利用者に提供することが期待されているところでございますけれども、特定の業界に對してのみ何かの優遇措置を講じるということとは、金融機関の自主的な経営を尊重する観点から必ずしも適当ではないというふうに考えております。中小証券会社についても、経営の現状は厳しゅうございまして、おのおの創意を生かした経営を行い得るよう引き続き配慮を行ひまして、免許会社としての経営の健全性が維持されるよう努めてまいりたいと思ひます。

今回の制度改革案は、いわゆる専門制、分業制に基づく業態間の垣根を事実的に低くしていくものであります。このような包括的な改革は、今日における金融の自由化、国際化、証券化等の一層の進展を見通したものでございます。金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進し、我が国金融・資本市場の効率化、活性化、ひいては国民経済の適切な運営に資する長期的な観点に立つものと考えております。

最後に、政府保有のNTT株式の売却につきまして、昭和五十九年七月の売却方針に基づきまして、昭和六十一年度から六十三年度まで、累計五百四十万株の売却を行ったところであります。平成四年度予算においては、予算において処分限度数として、NTT株につきましては五十万株

JT株につきましては約六十六万株の授権をおのおの得たところでございますが、売却の具体的な進め方につきましては、株式市場の動向等を見きわめつつ適切に對処してまいりたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) まず、自社株の取得でございますけれども、自社株の保有に関する規制のあり方につきましては、去る三月三十一日の政府の緊急経済対策、これにおきまして「商法との関係も含め幅広い観点から検討する」ということとされておるところでございます。

企業による自社株保有規制の緩和が行われれば、市場における株式の需給関係が改善されるなどのメリット、これは考えられます。しかし、自社株保有に関する規制のあり方につきましては、既に、法制審議会の検討課題とされておりました。同審議会におきましては、緊急経済対策の趣旨を踏まえて、幅広い観点から検討がなされることを期待しております。

なお、従来、自社株保有に伴います市場における問題として、いわゆるインサイダー取引や株価操作につながるおそれがあるといった点が指摘されておりましたが、この点につきましては、証券取引法におけるインサイダー取引規制等の厳格な運用等により対応することができると考えられるほか、我が国におきましても、自社株保有規制の緩和が行われる場合には、アメリカのSECで行われておりますような自社株取得に伴う株価操作防止のための規制についても、検討していくことが必要であらうというふうに考えます。

なお、制度改革でかえって大蔵省の権限が強化

されるんじゃないのか。免許制あるいは売買委託手数料について規制緩和、基本的自由化についてどう考えるかという御指摘でございますけれども、昨年の行革審答申におきましては、証券行政が業界の保護育成に偏つて、証券市場における競争が不十分であるという批判がなされたところでございまして、大蔵省といたしまして、今回の法改正におきまして免許の審査に当たっては、証券業における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならぬ旨の規定を盛り込んだところでございます。

また、証券業への新規参入の実現を積極的に図るために、先般の証券審の報告におきまして免許基準の具体化、明確化について基本的方向が示されたところでございまして、現在、免許審査に当たつての運用の具体的な基準を策定中でございまして。大蔵省といたしましては、今国会における金融制度改革等につきましては御審議をも踏まえて、今後速やかに当該基準を公表してまいりたいというふうに考えております。

さらに、株式等の委託手数料の自由化につきましては、先般の証券審におきまして、比較的問題の少ないと思われる大口の取引に係る手数料についての自由化を図り、自由化への展望を探ることが必要である、その具体的な実施に係る細目につきましては、専門家をも含めた作業部会を設け、十分な検討を行うことが適当とされております。この証券審の報告に基づきまして、去る四月七日より作業部会におきまして、大口取引に係る手数料の自由化の実施の細目等につきまして御検討をいただいております。なお、本改正におきまして、市場機能の確保と

いう法目的を明確にしなさいということでございますけれども、この改正におきましては、取引の公正確保を図り、市場に對する投資者の信頼を確保するとの観点から、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会の自主規制機関としての所要の整備を行ひまして、取引の公正の確保に係る法令などの遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講じているところでございまして、こういう措置によりまして取引の公正が確保されることは、市場が健全に機能するのに不可欠であり、法案の成立後は厳正に運用してまいりたいということを申し上げたいと存じます。

なお、NTTの株売却とその後の経緯、あるいは今後の政府保有株の売り出しに對する見解ということでございますけれども、民営化の趣旨にかんがみまして、五十九年の七月に政府保有株について漸次売却を行う旨の方針を明らかにしたところでございます。大蔵省としては、六十一年の秋に第一回の売却を行ったところでございまして、けれども、売却に当たりましては、上場前であり、市場価格が存在していなかったということがございます。そこで、売却株数百九十五万株の一部の二十万株につきましては、国有財産処分の原則的な方法でございます一般競争入札、これを行ひまして、その平均落札価格をもつて売り出し価格百十九万七千円といたしたものであります。

さらに、民営化の着実な進捗に資するため、六十二年の秋及び六十三年にそれぞれ百九十五万株、百五十万株の売却を実施したわけですが、株式市場における株価形成がなされていくことから、

民間の時価発行増資と同様、売り出し期間の前日の東証の終値を基準といたしまして、それぞれ二百五十五万四及び百九十万円と売り出し価格を決定したものでございます。

このように、過去三回の売却に当たりましては、国有財産の適正な処分という見地から、売却時点の市場実勢を尊重して売却を実施したものでございます。

なお、平成四年度についてのお話でございますけれども、この点につきましては、ただいま総理から御答弁がありましたように、売却時期等具体的な売却の進め方につきましては、今後の市況等を十分配慮いたしまして、円滑な売却が図れるように行つてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(横内義雄君) 吉井英勝君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表し、ただいま提案されました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案並びに金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案に関し、総理並びに関係大臣に質問します。

昨年、世界でもトップクラスの日本の超一流銀行や証券会社が、不正融資、株価操作、損失補てんなど犯罪的行為に走り、事もあるうに広域暴力団と癒着し、その不正行為に加担していたという驚くべき一連の銀行・証券スキャンダルが起こりました。国民の怒りや国会における証人喚問など

厳しい追及の前に、関係した銀行、証券会社のトップはみずから、収益至上主義に走った、国民に申しわけないなどと頭を下げたのであります。ところが、その後、大証券会社が軒並み不正な、いわゆる飛ばし事件にかかわり、また、佐川急便事件に関係し、多くの大銀行が巨額の融資をしていた事実が相次いで判明し、金融・証券界の腐敗は、底知れぬ深さを持っていることが明らかになったのであります。

しかるに、今回の改革は、このような金融・証券業界のほとんどとも言える病巣にメスを入れ、真に国民本位の健全な金融・証券市場をつくることではなく、逆に、これまで進めてきた金融の自由化をさらに一層推し進め、さらに業界の垣根や諸規制を一気に取り払い、大銀行、大証券会社に一層自由な営利活動を認めるもので、断じて認めるわけにはいきません。

総理、私は、今回の金融・証券制度改革は抜本的に再検討すべきであると思ひます。最初に、この改革の基本姿勢について伺いたいのであります。

さて、今回の金融・証券スキャンダルは、政府、大蔵省がこれらの事件を未然に防止できなかったばかりか、政財官癒着のもとでこれを容認していた事実さえ明らかになりました。したがって、このような事件の再発を防止し、金融・証券市場を健全化するためには、まず行政と業界の癒着を断ち切り、真に国民の立場に立った公正な行政が確立されることが必要であります。多くの国民が、我が国にも強力な日本版SECの設立を求めたのは当然のことです。

ところが、今回提案の証券取引等監視委員会

は、当初の構想から後退に次ぐ後退を重ね、国民の期待を大きく損なうものとなっていることは極めて重大です。すなわち、同委員会は大蔵省内に置かれる機関とされ、独自の行政処分権を持たないなど独立性の低いものになっています。また、監視対象が、金融と証券業務が一体化した現状にもかかわらず、悪名高い行革審の答申にすら反し、主として証券会社に限定され、銀行が対象から外されたことなど極めて多くの問題があります。

私は、監督機関が真にその効果を発揮するためには、第一に、一般行政からの独立性の高い行政委員会とすること、第二に、証券だけでなく銀行をも視野に入れた監督機関とすること、第三に、監督機関の活動は国会と国民の不断の監視のもとに置くこと、この三つの条件が満たされることが必要であると考えますが、総理の所見を伺います。(拍手)

また、今回、証券会社の株価操作を禁止するための証券法百二十五条の改正を見送ったことは、到底納得できません。この問題を審議した証取審が不正取引特別部会は、「同規定を今後積極的に活用していくことが望まれる」と答申しましたが、どんなに積極的に活用しても、今後発生する東急電鉄株疑惑と同種の事例については、実質的に適用不可能であると大蔵省自身公言しています。これでは、幾ら罰則を三億円まで引き上げても、事実上適用の見通しはないではありませんか。納得いく答弁を求めます。(拍手)

次に、金融・証券制度改革の関連法案について質問いたします。

銀行が子会社方式で証券業務に参入できる道を開いたことにあります。銀行と証券との垣根は、一九二九年の世界大恐慌の教訓として、アメリカ銀行法で規定されて以来、世界の健全な金融制度のあり方として確立されてきており、戦後我が国においても取り入れられ、これまでその枠組みが維持されてまいりました。

垣根が維持されるべき第一の理由は、証券業務は最近の株の動向に見られるように、リスクの大きい業務であり、預金者の保護と健全な経営が要求される金融機関は、本来避けるべき業務であることです。第二に、貸付業務と証券業務が一体化すると、融資つきで顧客に証券を売りつけるなどの顧客無視の営業がやられるなど、利益相反の危険性が大きいこと、第三に、融資、株式保有等を通じて企業に対する影響力がとりわけ強い我が国大銀行が、証券業務をあわせ行うことにより、我が国産業と国民生活全体に対する支配力を一層強めることになる危険性を持つことにあります。

政府は、子会社方式であるとか当面業務を限定するとか、両業務の間に一定の隔壁を設けるなどの措置をとろうとしておりますが、既存証券会社を合併する場合は一気にも全面的な証券業務ができるなど、これらの規定を逃れる抜け道も用意をされておられ、基本的にはこれらの問題は解決されていないではありませんか。このような懸念にどう答えるのか、明確にされたいのであります。(拍手)

政府は、銀行の証券業務への参入は、たとえ子会社方式であっても利益相反等の弊害が起きることを認め、法案に隔壁、いわゆるファイアウォールの規定を設けていると述べています。しかし、銀

行法では、単に銀行経営の健全性の観点からの規定があるのみで、預金者や投資家の保護の観点は全くありません。また、証券取引法では、役員兼任の禁止などの規定が置かれておりますが、重要な規定は法案には盛り込まれず、すべて省令に任されています。また、既に銀行は系列の証券会社を使って証券業務を本格的に行っていますが、この系列証券との取引を含め、厳格なファイアウォールを法律で明記すべきであります。明確な答弁を求めます。

また政府は、諸外国の例を挙げ、垣根の撤廃は世界の趨勢であるかのように言っておりますが、しかし、アメリカの場合、銀行の収益の減少と破綻の続発に対応して、銀行の競争力を回復することが改革の最大のねらいでありましたが、我が国の大銀行は、御存じのように、軒並み世界のトップに位置するほどで、これ以上競争力をつけさせる必要は見当たりません。しかも、そのアメリカですら、昨年の金融制度改革において、垣根の撤廃は見送ったのであります。イギリスのビッグバンによる金融制度改革はとも成功したとは言えず、証券市場が発達でユニバーサルバンキング制度をとるドイツなどの例は、我が国には当てはまりません。また、世界的な金融自由化と諸規制の緩和は、銀行破綻と金融スキャンダル続発をもたらしています。

我が国の金融制度改革は、これらの教訓に学ぶならば、不正防止と金融・証券制度の健全な発展のために、一路自由化の方向ではなく、必要に応じて社会的規制を加え、また、監督を強化することとでなければならないと考えますが、明確な答弁を求めます。(拍手)

次に、今回の金融制度改革において、銀行、証券会社本体における業務の拡大を図っていることについてであります。

すなわち、改正案で、銀行は、従来行ってきた私募集債、CP、CD等証券化関連商品の扱いを法律上明確化するとともに、さらに、今後発行される証券化関連商品はすべて扱えることとされました。また、信用金庫等地域金融機関の一部の信託業務の取り扱いを認めることとしていますが、これら本体での業務の拡大は、これら金融機関の業務を一層リスクの多いものとし、また利益相反を防ぐ手だてがありません。預金者や顧客保護のためにどのような対策がとられるのか、答弁を求めます。

結局、今般の金融制度改革の最大のねらいは、巨大銀行を中心とした金融界の再編成にあるのではあきません。十年来の金融自由化により、金融機関の経営は大きく変貌を遂げています。これに加えて、バブル経済とその崩壊によって金融機関の経営破綻、吸収合併が現実の日程に上つています。

本法案は、都市銀行から信用金庫、労働金庫に至るまで、あらゆる種類の金融機関の合併、転換を認め、金融再編を促進しようとしています。このような金融再編は、地域金融機関、中小金融機関の整理統合を推し進め、大銀行による金融支配をますます促進することになると思いますが、総理の所見を伺いたいと思います。

とりわけ、信用金庫、信用組合、労働金庫など地域や職場に密着した銀行は、一層我が国経済において大きな役割を果たすことが期待されています。今、我が国経済のすそ野を支えている中小企

業は、金融自由化によって大きな困難に直面し、自己資本が少なく中小企業ほど低利の長期資金の安定供給を望んでいます。ところが、金利の自由化により、信用金庫等中小金融機関の調達資金は、自由金利預金の比率が上昇し、ますます不安定な構造になっていきます。その結果、中小企業は、借入金利の引き上げ要求が強くなった、企業選別が強化されたなどと強く訴えておるのであります。

本改正案は、信金等の付随業務として、私募集債や担保つき社債の信託など業務拡大を図っていますが、これは中小企業の金融要求に正面からこたえるものではなく、一層これら中小金融機関の経営を不安定にするものであり、結局、大銀行への整理合併にこれら中小金融機関を追い込んでいくことになるではありませんか。明確な答弁を求めます。(拍手)

私は、今回の金融・証券制度改革についてのこれまでの議論が、利用者無視、業界本位に終始した経過が如実に示しているように、その結果は大銀行の支配強化をねらったものでしかなく、国民の観点から従来の制度の問題点を洗い直し、より公正で民主的な制度を確立する課題の必要性を強調し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(宮澤喜一) 答へ〕 今回の制度改革法案は、金融の自由化、国際化に対応して、金融・資本市場における有効、適正な競争を促進すること、市場の効率化を図りますとともに、より多様で良質な金融商品・サービスを利用者に提供することを可能にするものと考えております。各金融機関、証券会社に対し、競争条件の公平性を確保

しつつ、いずれも競争機会を拡大することが可能になるように配慮をいたしたものでございます。この改革法案は、必要性及び緊要性にかんがみまして、今国会で御可決の上、成立をさせていただきたいことを念願をいたします。

証券取引等監視委員会の調査・検査業務が有効に機能するためには、行政部局との常日ごろの密接な情報交換、連絡調整を図ることが不可欠であると考えますので、このような委員会の職務にかんがみすれば、いわゆる三条機関である行政委員会としてではなく、大蔵大臣のもとに八条委員会の形で設けることが適当と判断をいたしましたのでございます。

また、この委員会は、市場ルールの遵守状況を公正中立的な立場から監視することが極めて証券取引にとっては重要でございますので、その監視機能を担うものでございます。銀行等に対する金融検査は、このような市場監視を目的とした検査は行われておりません。委員会が行う検査業務とは性格をおのずから異にしているものと思ひます。

なお、委員会は、委員会が行う調査、検査の実施状況や本省が行う金融検査等の実施状況についても公表することを予定しておりますこと、また、委員会は合議制の機関であり、委員長及び委員は、任命に当たりまして両院の同意を要し、職権を独立して行使すると定められていること等にかんがみまして、委員会の透明性、独立性は十分確保されていると考えています。

金融の自由化、国際化が進展する中で、各金融機関は、今後一層自身の責任でその経営路線を選択し、金融環境の変化に適応した業務展開を図る

必要がございます。今回の法案では、このような状況を踏まえまして、長期信用銀行、外国為替専門銀行及び労働金庫と、異種の金融機関との間の合併及び転換の手續を明確化することとしております。これは、金融機関経営に対して選択の多様化を与えるものでございます。

ただ、個々の金融機関の合併、転換は、これはあくまでもそれぞれの経営の意思に基づいて決定されるべき事項でございます。今回の法案は、いわゆる巨大銀行を中心とした金融界の再編成云々といったようなことを目的とするものではないとさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜君) 株価操作を禁止するための証券法百二十五条の改正を見送っているがという御指摘でございますけれども、この点につきましては、昨年十月の国会における相場操縦的行為の禁止規定について見直すべき点がないか検討を行うようにとの決議を踏まえまして、証券法の公正取引特別部に検討をお願いいたしましたところでございます。その結果、同部会は本年の一月二十日に報告書をまとめまして、いわゆる株価操作禁止規定である証券法百二十五条二項一号について、運用に際しての基本的考え方を整理した上で、行政当局に対して同規定の積極的活用を求める旨の提言を行ったところでございます。

大蔵省といたしましては、この提言を誠実に受けとめまして、そこで示された運用の考え方を踏まえ、今後積極的に同規定の活用を努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、今回の法改正に盛り込まれています証券取引等監視委員会が設置された場合には、同委員

会は強制調査権も有することから、より積極的なこの規定の活用により大きな効果を上げるものと期待しております。

なお、既存の証券会社を合併する場合は、一氣に全面的な証券業務ができるなど、金融と証券の間に設けられた規定を逃れる道が用意されているのではないのかという御懸念でありますけれども、今回の法案におきましては、株式のブローカー業務が中小証券会社の経営の主軸の業務であるという事情を十分に考慮いたしまして、銀行の証券子会社を新規に設立する場合に、株式のブローカー業務を当分の間禁止することといたしております。

競争促進という今回の制度改革の趣旨にかんがみまして、銀行の証券子会社は新規設立が原則であると考えておりますけれども、観念的には銀行による既存の証券会社の買収ということも考えられることから、銀行が既存の証券会社を子会社化する場合には、株式のブローカー業務禁止のしり抜けを防止するための規定の整備も行うところとさせていただきます。

なお、銀行が既存の証券会社を買収する場合におきましては、金融機関の証券子会社による株式ブローカー業務を当分の間禁止する規定の趣旨が損なわれることのないよう、個々のケースごとに慎重に私どもとして対処していききたいというふうに考えます。

なお、厳格なファイアウォールを法律で明記すべきではないかという御指摘でありますけれども、今回の法案におきましては、資本市場の健全な発展、銀行の業務の健全かつ適切な遂行が阻害されることを防ぐ目的で、証券法及び銀行法等に

おいて実効性のある弊害防止措置を設けておるところでございます。

この弊害防止措置につきましては、その具体的な内容を法律において規定するとともに、経済あるいは金融環境の変化等に適切に対応することができるとの観点から、省令においても規定できるものとしたところでございます。

なお、既存のいわゆる系列証券会社につきましては、昨年六月の証券取引審議会報告におきまして「実態を踏まえ、必要に応じ、弊害防止のための措置を講ずべき」とされておることも踏まえまして、私どもも適切に対処していききたいというふうに考えております。

我が国の金融制度改革は、不正防止と金融・証券市場の健全な発展のために、必要に応じて社会的規制を加えて、また監督を強化することだけではないというふうに御見解をいただいておりますけれども、今回の制度改革法案は、金融の自由化、国際化、証券化等の進展の中で、金融機関の経営の健全性の確保ですとかあるいは投資者保護の徹底を図りつつ、金融機関及び証券会社の有効かつ適正な競争の促進を図るものでございます。また、証券取引等の公正確保法案は、金融・資本市場における公正な取引を確保するためのものでございます。

これらの法律案は、業務面での一層の自由化を推進するため、各種金融機関間の相互参入を図り、金融・資本市場における金融機関間の適正な競争を促進すること、二番目として、各種金融機関が経営上の創意工夫を発揮して、みずからの特性を生かしつつ、経済・金融環境の変化に対応した業務展開を可能とし、経営の安定を図ることが

できるよう業務の多様化措置を講じております。三番目として、金融機関の自主性と自己責任を尊重しつつ、業務の健全かつ適切な運営の確保を図るため、自己資本比率規制の根拠規定の新設あるいはディスクロージャー規定の整備などを行うことといたしております。四番目として、証券取引等監視委員会を設置するほか、証券業協会等の自主規制機関の機能を強化することを図るよういたしております。

このように、金融・資本市場の健全な発展、公正性の確保に適切に対応できるものというふうに考えます。

なお、預金者や顧客保護などのためにどのような対策がとられておるかということでありまして、けれども、各業種の金融機関の相互参入を図るため、業態別の子会社方式を主体としつつ、利益相反等の弊害の発生可能性の少ない業務について、本体での取り扱い方式を適切に組み合わせるということ、また、各種金融機関は、業務の多様化によりまして、経営上の創意工夫を発揮し、それぞれの特性を生かしつつ金融環境の変化に対応した業務の展開が可能になるため、今回の法案は、それらの金融機関の経営の安定にも資するものと考えております。

また、今回の法案では、自己資本比率規制等の法令化、ディスクロージャー規定の整備等、金融機関の経営の健全性確保のための方策が講じられておりまして、全体として、まさに預金者や投資者の保護に欠けることはないというふうに考えるところでございます。

なお、巨大銀行を中心とした金融界の再編成をねらっているのではないのかということでございます

ますけれども、各金融機関や証券会社のいずれもが競争の機会、これを拡大することが可能となるように配慮したものとされておりまして、具体的には、協同組織金融機関の連合会も含めた金融機関及び証券会社による業態別の子会社の保有が可能となること、また二番目として、協同組織金融機関も含めた金融機関及び証券会社のいずれもが、その本体で有価証券の私募の取り扱いや証券化関連商品の取り扱いができること、三番目として、協同組織金融機関について、外為業務や公共債に係る証券業務、受託業務を認めるなど、法律上かなり銀行の業務範囲に近い業務範囲を確保すること等の措置が講じられることになっております。

このように、今回の法案は、大小各種の金融機関や証券会社が経営上の創意工夫を発揮しながら、みずからの特性を生かしつつ、金融環境の変化に対応し、さらに幅広い業務展開ができるようにすることをねらいとするものでございまして、巨大銀行を中心とした金融界の再編成をねらうものとするという御指摘は当たらないものであるという事を申し上げたいと存じます。

以上であります。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 伊藤英成君。

「伊藤英成君登壇」

○伊藤英成君 私は、民社党を代表して、ただいま提案のありました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案について、総理、大蔵大臣及び郵政大臣に質問を行います。

昨年夏から秋にかけて行われた臨時国会は、証券・金融機関の一連の不祥事の真相究明、再発防止を争点とする異例の国会となりました。証券会社による損失補てん、暴力団との取引、株価操縦もどきの行為、大手銀行による不正融資など、社会的責任を欠いた金融業界の不祥事が国民の前にさらされ、しかも、大蔵省当局がかかる行為に関与したことも明らかになりました。日本経済は一流との神話は崩壊し、我が国の証券・金融市場は国際的信用を失いました。昨年、取引一任勘定や損失補てんの禁止などを柱とする証券取引法改正が実現を見たことは前進と考えますが、抜本的な対策は道半ばと言わざるを得ません。

我が国は、マクロ統計上は世界に冠たる経済大国の地位を占めていますが、経済の血液にも例えられる金融構造に問題があり、国民が生み出したお金の多くが投機や財テクに使われてきております。フェアな金融大国としての地位を確立し、利用者の立場に立った証券・金融制度の改革を進めることは、生活先進国づくりの基礎であると考えます。

まず、証券・金融の検査・監視機関創設についてお尋ねいたします。

昨年の証券・金融不祥事以来、我が党は、実効ある証券市場監視機関の創設を提言してきました。昨年の証取法改正に際しては、与野党で、「行政部門からの独立性、中立性を踏まえた新たな検査、監視機関を設置する」との決議を行っております。この趣旨を踏まえ、政府が証券取引等監視委員会創設を打ち出したことは、時宜を得たものと考えます。

しかしながら、この監視委員会は、大蔵省に附属

する機関として設置され、調査、告発はできるものの、独自の行政処分権が与えられておりません。こうした権限を大蔵大臣にゆだねていて、果たして独立性、中立性が確保されていると言えるのか、健全で透明な証券市場の確立は果たせるのか、銀行業務の検査・監視についても権限を与えざるべきではないかなど、さまざまな懸念、問題点が指摘されております。このような批判にどうこたえるのか、総理及び大蔵大臣の御所見を伺います。

質問の第二は、新規参入、手数料の自由化などの証券市場改革についてであります。

公正で透明な証券市場を確立するためには、証券会社の育成や既得権益を優先してきた従来の施策から、利用者、投資家の保護や競争原理を促進する政策へと方向転換する必要があります。免許制度や固定化された手数料体系の見直しを検討すべきだと考えます。

大蔵省は、現行免許制のもとで新規参入を促進し、競争政策と市場監視を強化することにしております。そして、金融・証券の垣根を取り払い、相互参入の機会を多くすることでその目的を達成しようとしております。しかしながら、損失補てんなどの不祥事が、そもそも現在の免許制度が行政当局と証券業界との癒着を招いてしまったことの原因と言われているように、したがって、免許制度の運用をどのように改善していくかが重要であります。

また、固定化された手数料が補てんの温床となったという見方があります。委託手数料は、現在、制度上も固定化され、証券取引所で決定することになっていますが、小口投資家に与える影響

を配慮しつつ、原則自由化を求める声があります。小口の手料は逆に引き上げられることになるとの懸念もありますが、完全な自由競争が保障されれば必ずしもそうはならないと考えます。例えば、ニューヨーク市場では一九七五年に自由化が行われています。SECの追跡調査によれば、自由化前と六年後を比較すると、個人取引の手数料率については、一万株以上の大口取引は〇・七六％から〇・三〇％、二百株以下の小口取引は二・三％から二・二五％といずれも引き下げられています。

引受手数料についても、制度上は自由化されていますが、実質上は固定化されています。諸外国に比べ、特に大手企業は安定株主に恵まれており、その企業の幹事証券会社にはさほどリスクはありません。にもかかわらず、証券会社が話し合って高い水準に引受手数料を固定していることは、競争経済原理に反し、カルテルの疑いがないとは言いがれません。引受手数料の実質上自由化についても、結論を得るに必要の措置を講じるべきだと考えます。以上の諸点について、総理及び大蔵大臣の答弁を求めます。

さらに、昨年の臨時国会以降懸案となっている特定少数銘柄の一律推奨売買や仮名取引禁止など、通達・法律化、株価操縦禁止をうたっているものの、実際はさる法となつていと言われる証取法百二十五条の見直し、大蔵省から証券関連業界への天下りの抑制、補てんの認定基準となる業界自主ルールの整備などに対する政府の取り組みについて、大蔵大臣から説明願いたい。

質問の第三は、銀行と証券の相互乗り入れなどの金融制度改革についてであります。

我が国の金融制度は、長期信用銀行制度、信託銀行制度、銀行・証券分離制度などの専門制、分業制を特色としています。しかし、かかる金融構造は、資金が不足していた戦後の復興期に整備されたものであります。日本が経済・金融大国となり、個人や企業の金融商品・サービスに対するニーズの多様化、世界各国の金融・資本市場の一体化など新たな状況が生じている今日、旧態依然とした金融体系を根本的に見直し、金融市場の一層の自由化、国際化を推進していく必要があると考えます。

ここ数年、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会や証券取引審議会が、金融体制の根幹である銀行と証券の相互参入を中心に金融制度改革の方向をまとめ、これに基づいて政府は今回の法案を取りまとめたと同っております。

金融制度の見直しに当たっては、五つの方式が提示され、その中で業態別子会社方式が採用されています。制限つきとはいえ、相互参入で銀行、証券に新しい人材や発想を入れる内容となったことは一歩前進だと考えます。しかし、なぜこの方式が選択されたのか、いかなる哲学、理念に基づいて改革を行おうとしているのか、政府は十分に明らかにしていないと思います。利用者の利便性から見れば、金融機関が本体で普通銀行業務、長期信用銀行業務、信託業務、証券業務などすべての金融・証券業務を行うユニバーサル銀行方式が最もすぐれているという意見があり、ドイツ、フランス、英国などのEC諸国、北欧諸国、オーストラリア、ニュージーランド、香港、シンガポールなど世界各地で採用されている制度でもあり、我が国でも中長期的には導入が全く不可能という

ものでもないと考えます。また、持ち株会社を禁止している我が国の制度を見直して、持ち株会社形態方式を採用することも一案であり、ファイアウォールの有効性という点では、業態別子会社方式よりすぐれていると言われていると聞いております。

いずれにせよ、本改正案は、金融制度についての深い議論や洞察を経たというよりも、銀行、証券など業界の利害をいかに調整するかという小手先の施策にとどまっているとの印象を持たざるを得ません。

さらに、架空預金事件など数々の不祥事を引き起こした銀行を初めとする金融機関の体質が改善されないうちに、かかる改革を実現させようとする官澤内閣の姿勢は拙速だと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

銀行法第一条が「銀行の業務の公共性にかんがみ、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする」とうたっているように、そもそも銀行は、単に利益を追求さえしていればよいというものではなく、社会と共生して初めて銀行たり得るものだと考えます。果たして、不祥事を起こした銀行などの体質は完全に改善されたと言えるでありましょうか。そのような課題を未解決のままに、銀行側のニーズにいたずらに応じるということになるとすれば、それは問題であると考えます。

また、サラリーマン、主婦、年金生活者など一般の消費者、利用者の意見を十分聞き、これらの人々の多くが業態別子会社方式を望んでいるとの確証を得た上で、政府がかかる改正案を決定したのかなど明らかにしておりません。

以上の諸点について、総理及び大蔵大臣の明快なる答弁を求めます。

また、中小金融機関の経営がますます悪化するのはないか、銀行が証券業務に参入することによって、証券会社が銀行業務に参入することは極めて困難ではないか、郵便貯金制度の見直しも将来検討するのとか等々の問題がありますが、郵政大臣にもあわせてお答えいただきたい。

最後に、株価の低迷など、最近の証券市場対策などについて質問をいたします。

株価の低迷が続く、我が国経済や証券市場の将来を危ぶむ声が強くなっています。日本の証券市場が投機一色の場になり、配当よりも株式の売買により利益を上げることが優先されるようになったことに問題があると思います。本来、多数の人から資金の協力を得ることによって企業を成長させ、その利益を株主に配当することに株式市場の原点があったはずであります。

いずれにせよ、安易なことで入れ策は日本市場への不信を招き、かえって混乱を長引かせるとの視点にも留意すべきだと思います。企業間の持ち合いや証券会社、大蔵省、大口投資家なれ合いによるものではなく、個人投資家を主役とした市場にしていかない限り、中長期的な株価の回復は難しいと考えます。その意味で、配当性向、配当率の引き上げ、個人株主の発言権の強化など、庶民株主の立場に立った対策を講じるべきだと考えます。

また、健全な株式市場を構築するという意味において、株式先物市場の見直しをすべきだと考えますが、以上の諸点について、総理及び大蔵大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 証券取引等監視委員会の独立性、中立性についてお尋ねがございましたが、この委員会が合議制の機関であるということ、また委員長及び委員は、任命に当たりまして両議院の御同意を必要とする、また職務を独立して行使すると定められていること等にかんがみまして、委員会の独立性、中立性は十分確保されていることになっております。

証券取引等監視委員会は、みずからが行う調査、検査の結果に基づき告発ができること及び大蔵大臣に行政処分等の勧告などを行うことができるところから、健全で透明な証券市場の確立を期待できるものと考えております。

それから、手数料等についてお尋ねがございましたが、証券行政のあり方についての昨年度の国会における御議論、また九月の行革審答申等を踏まえまして、免許制の運用や手数料制度のあり方の見直しを行っていくことにいたしております。

本年一月の証券審の報告を受けまして、免許基準の具体化、明確化や、大口取引に係る手数料の自由化の実施につきましても検討を進めてまいります。

また、今回の法改正において、免許の審査に当たりましては、公正な競争の確保に配慮すべき旨の規定を盛り込んだところでございます。

次に、今回の金融制度改革は、金融の自由化、国際化、証券化等が進展する中で、専門制、分業制を特色とする現行の金融制度を見直しまして、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進しようとするものであります。

これによりまして、金融・資本市場における効率化、活性化等を通じて、国民経済全体の効率化が進むとともに、我が国の市場が世界の主要金融センターとしての責務を果たしていくことが出来るものと期待をいたします。金融・資本市場の自由化、国際化を推進していくためにも、金融制度改革の早期実現が不可欠と考えております。

次に、個人株主についてのお尋ねがございました。御指摘のように、個人株主の育成を図り、証券市場への幅広い参加を確保していくことは、株式市場の基盤強化、証券市場の健全な発展にとって重要な要件であると考えます。

そのためには、証券市場の安定性、公正性及び透明性を確保するとともに、株式投資が魅力あるものになればなりません。それによって一般投資家の市場への信頼を確保することが大切だと思います。

政府としては、個人投資家の証券市場に対する信頼の回復を図りますために、法制上、行政上の対策に引き続き取り組む必要がございますが、今後ともまた、発行企業などに対して配当性向の引き上げなど、株式投資が魅力あるものにするためについての働きかけをしていきたいと考えております。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇〕

○国務大臣(羽田孜) お答え申し上げます。

独立性、中立性、これが確保されるかということでありまされども、市場ルールの遵守状況を公正中立的な立場から監視することが極めて重要

な証券取引等につきましては、その監視機能を行う政府部門からの独立性の高い合議制の機関に担わせることが適当であるという考え方に基いて、証券取引等監視委員会は設置されるものでございまして、このような監視機能につきましては、行政処分等の行政機能の間に一定の距離を設けることにより、両者とも厳正を期することが適当であるうと思っております。

また、委員長及び委員は、先ほども申し上げましたように、任命に当たって両院の同意を要し、また職権を独立して行使することが定められておるところであります。委員会はまた、調査、検査の結果に基づきまして、みずから告発ができるほか、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができるといふことであります。これらを考えますときに、委員会の独立性、中立性は十分確保されるというふうに考えております。

また、健全で透明な証券市場の確立は果たせるかという御指摘でありますけれども、取引の公正の確保を図るために、証券取引に係る犯罪事件の調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌するほか、調査、検査の結果に基づきましてみずから告発ができること、及び大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができまされども、これを大蔵大臣は尊重しなければならぬということでもあります。さらに、委員会は、その勧告に基づいてとった措置について大蔵大臣から報告を求め得ることによりまして、健全で透明な証券市場の確立は果たせるものというふうに考えておるところでございます。

なお、証券取引等監視委員会に銀行業務の検査・監視、これの権限も与えるべきじゃないかと

いう御指摘でありますけれども、証券取引というのは、原則といたしまして市場において、証券業者の仲介を得つつも、市場のルールにのっとりまして不特定多数を通じて形成される価格のもとで成立するものでございまして、このような市場にありまして取引の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視することは、市場の公正性、透明性を高め、市場メカニズムの十分な機能を確保するための不可欠であらうと思っております。

これに對しまして、銀行預金や貸し出し等の金融取引というのは、いずれも取引自体が相対の取引であり、また、金融市場につきましても、金融機関のみが参加するインターバンクの市場でございまして、不特定多数の一般投資家は参加しないことから、取引の公正に係るさまざまな規制は設けられておらないところでありまして、

以上のような差異を踏まえまして、証券取引等監視委員会の検査・監視の対象は、証券取引の公正の確保に係るルールの遵守状況として、銀行業務は対象外としたところであります。

なお、行政当局と証券業界の癒着の原因と考えられる免許制度の運用についてでございますけれども、昨年の行革審の答申におきまして、証券行政が業界の保護育成に偏り、証券市場における競争が不十分であったという批判がなされたところございまして、大蔵省としまして、今回の法改正におきまして、免許の審査に当たっては、証券業における公正な競争が確保されるよう配慮しなければならぬ旨の規定を盛り込んだところでございます。

また、証券業への新規参入の実現を積極的に図るために、先般の証券取等の報告におきまして、免

許基準の具体化、明確化について基本的方向が示されたところでございまして、現在、免許審査に当たった運用の具体的な基準を策定中であるところでございます。大蔵省といたしましては、今国会における金融制度改革等についての御審議を踏まえつつ、今後、速やかに当該基準を公表してまいりたいというふうに考えております。

なお、委託手数料を原則自由化すべきという御意見でありますけれども、この自由化につきましては、昨年十月に再開された証取審におきまして、証券会社、投資家、証券市場に与える影響など、広い視点から御審議をいただき、先般御報告をいただいたところであります。

この報告は、流通市場における適正な競争、これを促進する見地から、委託手数料の固定制についても見直しを行うことは避けて通れないこと、自由化の実施に当たっては、比較的問題の少ないと思われる大口の取引に係る手数料について自由化を図り、証券市場に与える現実の影響というものを十分見きわめつつ、その後の自由化への展望を探るといふことになっております。大口取引の水準、実施時期等の具体的な実施に係る細目等につきましては、専門家をも含めた作業部会を設けて、十分な検討を行うことが適当であらうということでもあります。また、作業部会における検討は、およそ一年程度を目途とすることが適当であらうとされております。

この証取審の報告に基づきまして、この四月七日から議論が開始された作業部会におきまして、大口取引に係る手数料の自由化実施の細目等について御検討をいただいておりますところでございます。

なお不祥事を起こした銀行などの体質は完全に改善されたと考えているかということでありまして、けれども、昨年の夏発生した金融不祥事の反省を踏まえまして、昨年八月、金融機関の内部管理体制等の総点検、行政の透明化と検査体制の充実などを内容とする金融システムに対する信用回復のための総合的な対応策を発表しまして、その実現に努力しているところでございます。金融界並びに個別の金融機関におきましては、不祥事に対する深刻な反省に立ちまして、各金融団体とも再発防止のため、直ちに業務運営全般についての総点検及び内部管理の見直し、改善等、広範囲にわたって対策に着手しておりまして、必要な改善措置を講じておるものと承知しております。

私どもといたしましては、今後とも、金融界が一丸となって再発防止に向けた自主的な経営努力を発揮することを期待したいと思っております。

一般の消費者、利用者の支持を得ていると考えられているのかということでありまして、制度

改革につきまして、利用者代表の方の意見も含めまして、各方面の幅広い議論を経て答申等が取りまとめられたところでございまして、この答申を踏まえまして、最大限利用者のためになるよう私どもは考えたつもりでございまして。業態別子会社方式もそのための重要な手段の一つでございまして、これによって専門制、分業制に基づく各業態の間の垣根を低くすることによりまして、金融・資本市場における有効で適正な競争の促進、市場の効率化、より多様で良質な金融商品・サービスの利用者への提供が可能となるものと考えておりまして、利用者にとりまして大きな意義を有するものであらうというふうに考えております。

中小金融機関の経営への影響いかんということでありまして、信用金庫、信用組合等の中小金融機関の業務範囲の拡大が図られておりまして、中小企業や個人等に対して、多様な金融商品や的確かつきめ細かなサービスの提供が確保されることによりまして、これらの中小金融機関等の競争力が高まり、経営体質の向上にも十分資するものとなるかと考えております。

なお、証券会社が銀行業務に参入することは極めて困難じゃないのかということでありまして、金融機関、証券会社が経済・金融環境の変化に弾力的に対応し得るよう、業態別子会社方式を採用することによりまして、経営の選択肢を拡大するものであるということでございます。実際に子会社を保有するか否かにつきましては、各金融機関や証券会社においてどう子会社を経営戦略の中に位置づけるかということでございます。これは経営側の判断であらうというふうに考えます。

個人株主の立場に立つて行うべきであらうということでありまして、全くこの点については同感でございます。株式市場の基盤強化、ひいてはこれが証券市場の健全な発展にとって重要なものであるというふうに考えておりまして、そのためには、やはり市場が安定すること、公正性及び透明性を確保するとともに、投資者の利益に配慮した配当性向水準の設定等によりまして株式投資魅力の向上に努めることによつて、一般投資家の市場への信頼を確保することが重要であらうということでありまして。

私どもといたしましては、昨年来の一連の証券問題を契機に、その再発防止や個人投資家の証券市場に対する信頼回復を図ることこそが一番重要であらうというふうに考えまして、この法律をこの国会に提出しておるところでございます。

最後に申し上げます。

先物市場についてでありますけれども、現物市場と先物市場のバランスを図りまして、証券市場の健全な発展を確保する見地から、証拠金率の引き上げですとかあるいはディスクロージャー、これの充実等の措置を累次にわたりまして実施してまいりましたところでございます。派生商品のあり方につきましては、かねてから東証あるいは大証が協力して市場管理のあり方について、取引制度のあり方につきまして、また、派生商品の商品性等の面にわたりまして幅広く検討を行ってきたところでございます。今月の中旬には大証におきまして研究会を発足させることになっております。私どもは、このような関係者の検討が十分に行われることを期待しております。その検討の状況

況を踏まえながら、適切な措置をしましてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣渡辺秀央君登壇〕

○国務大臣(渡辺秀央君) お答え申し上げます。

御質問は、郵便貯金制度の見直し、いわゆる業務範囲の拡大を検討しているかどうかという御趣旨だと思ひます。

郵便貯金についての基本的な考え方を答へ申し上げて御理解を得たいと思うわけであります。が、郵便貯金事業は、国民に広く利用いただくとともに、社会資本整備などのための公的分野への資金供給を行うなど、国民の福祉増進に貢献しているところでございます。

郵政省といたしましては、今後とも、一般の金融制度改革の状況を踏まえつつ、一つには、国民の多様な貯蓄ニーズへの対応、あるいはサービスの充実による利用者利便の向上、あるいはまた、官民のトータルバランスの確保などの観点から、商品、サービスの多様化などに引き続き努力をいたし、期待される郵便貯金制度の健全な発展に努めてまいりたいと思ひております。

どうぞよろしく御理解をお願いいたします。

(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 羽田 孜君
通商産業大臣 渡部 恒三君
運輸大臣 奥田 敬和君
郵政大臣 渡辺 秀央君
自治大臣 塩川正十郎君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 小川 是君
大蔵省証券局長 松野 允彦君
大蔵省銀行局長 土田 正顯君

○朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十二日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて改正された千九百二十四年八月二十五日の船舶証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議決通知)

一、去る十二日、緒方事務総長から斎藤裁判官、効裁判所裁判長及び戸張参議院事務総長あて、本院は裁判官、効裁判所裁判官を次のとおり補欠選任した旨通知した。

法務委員

辭任

松原 脩雄君

吉岡 賢治君

外務委員

辭任

川島 實君

田並 胤明君

大蔵委員

辭任

池田 元久君

菅 直人君

安田 範君

江田 五月君

文教委員

辭任

逢沢 一郎君

井上 喜一君

岩屋 毅君

狩野 勝君

平田 米男君

梶山 静六君

島村 宜伸君

中山 太郎君

仲村 正治君

伏木 和雄君

厚生委員

辭任

竹村 幸雄君

井上 一成君

補欠

吉岡 賢治君

松原 脩雄君

補欠

田並 胤明君

川島 實君

補欠

安田 範君

江田 五月君

池田 元久君

菅 直人君

補欠

中山 太郎君

仲村 正治君

島村 宜伸君

梶山 静六君

伏木 和雄君

狩野 勝君

岩屋 毅君

逢沢 一郎君

井上 喜一君

平田 米男君

商工委員

辭任

奥田 幹生君

梶山 静六君

中山 太郎君

仲村 正治君

安田 範君

江田 五月君

金子原二郎君

久野統一郎君

中島洋次郎君

与謝野 馨君

山内 弘君

阿部 昭吾君

通信委員

辭任

今枝 敬雄君

古賀 一成君

山本 拓君

田並 胤明君

山下八洲夫君

吉岡 賢治君

坂井 弘一君

中井 治君

河村 建夫君

北村 直人君

細田 博之君

石井 智君

川島 實君

松原 脩雄君

山口那津男君

高木 義明君

補欠

金子原二郎君

与謝野 馨君

中島洋次郎君

久野統一郎君

山内 弘君

阿部 昭吾君

奥田 幹生君

仲村 正治君

中山 太郎君

梶山 静六君

安田 範君

江田 五月君

補欠

北村 直人君

細田 博之君

河村 建夫君

川島 實君

石井 智君

松原 脩雄君

山口那津男君

高木 義明君

山本 拓君

今枝 敬雄君

古賀 一成君

山下八洲夫君

田並 胤明君

吉岡 賢治君

坂井 弘一君

中井 治君

建設委員

辭任

島村 宜伸君

野田 実君

石井 智君

貴志 八郎君

伏木 和雄君

御法川 英文君

山口 俊一君

小川 信君

堀込 征雄君

平田 米男君

伏木 和雄君

安全保障委員

山口那津男君

坂井 弘一君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

補欠

山口 俊一君

御法川 英文君

堀込 征雄君

小川 信君

平田 米男君

野田 実君

島村 宜伸君

貴志 八郎君

石井 智君

伏木 和雄君

補欠

坂井 弘一君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

山口那津男君

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(木間章君外三名提出)

(議案通知)

一、去る十二日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

アジアル太平洋郵便連合一般規則及びアジアル太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨十三日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に関する法律案

一、昨十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

獣医師法の一部を改正する法律案

獣医療法案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

(審判通知書受領)

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員簡井信隆君提出運輸行政に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成四年六月十日までに答弁する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

要する

旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員佐藤恒晴君提出「旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書」の歳出超過の内容に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成四年五月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

郵便法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
参議院議長 長田 裕二

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十三条)
- 第二章 郵便物及びその料金
- 第一節 通則(第十四条—第二十条)
- 第二節 通常郵便物(第二十一条—第二十九条)
- 第三節 小包郵便物(第三十条—第三十一条)
- 第三章 郵便に関する料金の納付及び還付(第三十二条—第三十九条)
- 第四章 郵便物の取扱い(第四十条—第五十六条)

第五章 郵便物の特殊取扱等(第五十七条—第六十七条)

第六章 損害賠償(第六十八条—第七十五条)

第七章 罰則(第七十六条—第八十五条)

第十九条の三の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条に次の一項を加える。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものにあつて当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することが出来る。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二(定期刊行物の提出) 前条第二項の認可を受けた定期刊行物の発行人は、省令の定めるところにより、郵政大臣に当該認可を受けた日以後に発行する当該認可に係る定期刊行物を提出しなければならない。

第二十三条の三(監査) 郵政大臣は、省令の定めるところにより、定期に、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うものとする。

郵政大臣は、前項の監査のほか、特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、第

第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物の発行人に対し、前二項の監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「前条第二項の認可をした」を「第二十三条第二項の認可を受けた」に、「同条第三項の条件を具備しなくなった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第二十三条第三項各号の条件を具備しなくなつたとき。
- 二 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、第二十三条の二の規定による定期刊行物の提出がなかつたとき。
- 三 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、当該定期刊行物に関する前条第三項の規定による報告又は資料の提出がなかつたとき。

第四章の章名中「取扱」を「取扱い」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 指定調査機関

(指定調査機関の指定)

第七十五条の二 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、第二十三条第二項の認可の申請又は第二十三条の三第一項若しくは第二項の監査に係る定期刊行物が第二十三条第三項各号の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査であつて省令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第七十五条の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、調査業務の実施の方法その他の事項についての調査業務の実施に関する計画が、調査業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 前号の調査業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。
- 三 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が公正になるおそれがないこと。
- 四 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 この法律に規定する罪により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 三 第七十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 この法律に規定する罪により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 三 第七十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 この法律に規定する罪により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 三 第七十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 この法律に規定する罪により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 三 第七十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

イ 第二号に該当する者

第七十五条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第七十五条の四 郵政大臣は、第七十五条の第二項の規定による指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所、調査業務を行う事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(調査業務の実施義務)

第七十五条の五 指定調査機関は、郵政大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

(役員を選任及び解任)

第七十五条の六 指定調査機関の役員を選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 郵政大臣は、指定調査機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づき処分したとき、又は第七十五条の八第一項の業務規程によらないで調査業務を行ったときは、その指定調査機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十五条の七 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第七十五条の八 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを要するときは、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 郵政大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを要するべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十五条の九 指定調査機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第七十五条の第二項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを要するときは、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十五条の十 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に関し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第七十五条の十一 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第七十五条の十二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第七十五条の十三 指定調査機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十四 郵政大臣は、指定調査機関が第七十五条の三第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七十五条の三第一項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められたとき。

三 第七十五条の六第二項、第七十五条の八第三項又は第七十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第七十五条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞)

第七十五条の十五 郵政大臣は、第七十五条の六第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(省令への委任)

第七十五条の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七章中第八十五条の次に次の三条を加える。

第八十五条の二(指定調査機関の役員等の罪) 第七十五条の七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十五条の三 第七十五条の十四第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十五条の四 次の各号の一に該当するとき、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条の十の規定に違反し、又は同条の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第七十五条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第七十五条の十三第一項の許可を受けないで調査業務の全部を廃止したとき。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができるとすることともに、第三種郵便物の制度の円滑な運営を図るため、郵政大臣が定期的に監査を行うこととし、及び指定調査機関に調査業務を行わせることとする等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 社会福祉の増進を目的とする事業に対する寄附金を内容とする郵便物の料金免除

郵政大臣は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体にあつた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができるとすること。

2 第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物の監査関係

(一) 第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物の発行人は、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物を郵政大臣に提出しなければならないこととする。

監査の実施

(1) 郵政大臣は、定期に、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うものとすることとする。

(2) 郵政大臣は、特に必要があると認めるときは、第三種郵便物の認可を受けた定期刊行物が、認可の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができることとする。

(3) 郵政大臣は、監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができることとする。

(4) 郵政大臣は、定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、認可を受けた日以後に発行する定期刊行物の提出がなかったとき、又は監査に必要な報告又は資料の提出がなかったときは、その認可を取り消すことができることとする。

3 第三種郵便物の認可及び監査に必要な調査を行う指定調査機関関係

(一) 郵政大臣は、その指定する者(指定調査機関)に、第三種郵便物の認可の申請又は監査に係る定期刊行物が認可の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査であつて省令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができることとする。

(二) 指定調査機関の指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行うこととする。ともに、郵政大臣による指定の基準として、公益法人であること等を定めること。

(三) 指定調査機関は、郵政大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならないこととする。

(四) 指定調査機関は、役員の選任及び解任、調査業務の実施に関する業務規程並びに毎事業年度の事業計画及び収支予算について、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

(五) 郵政大臣は、指定調査機関の役員が、この法律等に違反したときは、その指定調査機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができることとする。

(六) 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。とともに、調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととする。

(七) 指定調査機関は、調査業務に関する事項を記載した帳簿を備え付けなければならないこととする。

(八) 郵政大臣は、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。とともに、調査業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとする。

(四) 指定調査機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないこととする。

ともに、郵政大臣は、指定調査機関が、所定の事由に該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとする。

(五) その他指定調査機関に関し必要な規定を設けることとする。

4 指定調査機関の役員等に関し、罰則の規定を整備することとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、1 については、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができるとするとともに、第三種郵便物の制度の円滑な運営を図るための所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成四年五月十二日

通信委員長 谷垣 禎一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年五月十四日 衆議院会議録第二十三号

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律

お年玉付郵便書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう)を図るために行う事業

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地球環境問題への対応が喫緊の課題となつていく状況にかんがみ、寄附金付郵便書等の寄附金の配分を受けることができる団体に地球環境の保全を図るために行う事業を行う団体を加えることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

の議決した次第である。

平成四年五月十二日

通信委員長 谷垣 禎一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月二十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律

(日本電信電話株式会社法の一部改正)

第一条 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「新株引受権付社債」を「新株引受権付社債」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

(外国人等の取得した株式の取扱ひ)

第四条の二 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が五分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

決権割合」という。)が五分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人又は団体

2 会社は、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうちの前項各号に掲げる者が同条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしてはならない。

8 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律

初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならぬ。

第七条中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第九条の見出しを「取締役及び監査役」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役となることができない。

第十七条中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改める。

第二十条第一項中「百万円」を「二百五十万円」に改める。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十三条 第四條の二第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした会社の職員又は名義書換代理人（名義書換代理人が法人である場合は、その従業員）は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一條を加える。

第二十五条 第四條の二第四項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不実の公告をした会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

附則に次の一條を加える。

（発行済株式の総数の算定方法の特例）

第十三条 第四條第一項の規定の適用については、当分の間、商法第二百八十条ノ二の規定による新株の発行、新株引受権付社債に付さ

れた新株の引受権の行使による新株の発行、転換株式の転換又は社債の株式への転換があつた場合には、これらによる株式の各増加数（次項において「不算入株式数」という。）は、それぞれ同項の発行済株式の総数に算入しないものとする。

2 前項に規定する株式の増加後において株式の分割又は併合があつた場合は、不算入株式数に分割又は併合の比率（二以上の段階における分割又は併合があつた場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもつて、同項の発行済株式の総数に算入しない株式の数とする。

（国際電信電話株式会社法の一部改正）
第二条 国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

（外国人等の取得した株式の取扱）
第四条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として郵政省令で定める割合とを合計した割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が五分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。

一 日本の国籍を有しない人
二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体
四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人又は団体

2 会社は、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうちの前項各号に掲げる者が同条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしてはならない。

3 前二項に規定するもののほか、会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならぬ。

第六条中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

第八条を次のように改める。
（取締役及び監査役の欠格事由）
第八条 日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役となることができない。

第十条を次のように改める。
第十条 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。ただし、

転換社債又は新株引受権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一條を加える。

第十七条 第四條第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした会社の職員又は名義書換代理人（名義書換代理人が法人である場合は、その従業員）は、五十万円以下の罰金に処する。

削る。

第八条を次のように改める。

（取締役及び監査役の欠格事由）

第八条 日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役となることができない。

第十条を次のように改める。

第十条 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。ただし、

転換社債又は新株引受権付社債を発行しようとするときも、同様とする。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一條を加える。

第十七条 第四條第一項又は第二項の規定に違反した場合においては、その違反行為をした会社の職員又は名義書換代理人（名義書換代理人が法人である場合は、その従業員）は、五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一條を加える。

第十九条 第四條第四項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不実の公告をした会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

（電気通信事業法の一部改正）

第三条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「次項」の下に「及び次条」を加え、同条第二項中「第一種電気通信事業者」の下に「（次条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第九十一条の二 前条第一項の第一種電気通信事業者であつて株券等の保管及び振替に関する

第九十一条の二 前条第一項の第一種電気通信事業者であつて株券等の保管及び振替に関する

る法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十三条第一項に規定する保管振替事業において取り扱われている株券を発行しているものは、同法第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項に規定する実質株主のうち

の外国人等が同項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載することとした場合に第十一号第七号に記載することとなるときは、同号に該当することとならないように当該株式の一部に限って実質株主名簿に記載する方法として郵政省令で定める方法に従い記載することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載をしないことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十四条ノ三第二項の一定期間の初日又は同項の一定の日から郵政省令で定める日数前までに、郵政省令で定める方法により、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。

第百十三条を次のように改める。
第百十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三十三條の規定に違反した者
- 二 第九十一條の二第二項の規定に違反して公告することを怠り、又は不実の公告をした者

附 則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の割合の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に關し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達に資するため、当分の間の措置として政府が保有しなければならない当該会社の株式の数の算定方法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の電気通信事業における国際化の進展にかんがみ、外国人等が日本電信電話株式会社及び国際電信電話株式会社の株式をその議決権の五分の一未満の割合の範囲内において所有できるようにするとともに、これに伴い両会社その他第一種電気通信事業者の株券等の保管振替制度の利用に關し所要の規定を整備するほか、日本電信電話株式会社の資金調達に資するため、当分の間の措置として政府が保有しなければならない当該会社の株式の数の算定方法の特例を定める等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 日本電信電話株式会社法の一部改正関係

(一) 外国人等の取得した株式の取扱

- (1) 会社(日本電信電話株式会社)の株式は日本国民等に限り所有することができるとする規定を削除すること。

- (2) 会社は、日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者及び外国の法人又は団体により占められる議決権の割合(以下「外国人等議決権割合」という。)が五分の一以上となるときは、外国人等の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならないこととする。

- (3) 会社は、保管振替機関から実質株主の通知を受けた場合には、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように記載することができる株式以外の株式については、実質株主名簿に記載してはならないこととする。

- (4) 会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならないこととする。

- (二) 外国人等議決権割合の公告
外国人等議決権割合の公告について所要の規定を設けること。

- (三) 取締役及び監査役の欠格事由
日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役になることができないこととする。

- (四) 発行済株式の総数の算定方法の特例
当分の間、新株の発行等による株式の各

増加数は、政府が常時保有していなければならない会社の発行済株式の総数の三分の一を計算するときの発行済株式の総数に算入しないものとする。

(二) その他

(1) 罰則

- ア 会社の職員又は名義書換代理人等が(2)又は(3)に違反して氏名及び住所を株主名簿等に記載した場合、会社の取締役が(二)に違反して公告を怠った場合等の罰則の規定を設けること。
- イ その他罰則に關し所要の規定の整備をすること。

(2) その他規定の整備をすること。

2 国際電信電話株式会社法の一部改正関係

(一) 外国人等の取得した株式の取扱

- (1) 会社(国際電信電話株式会社)の株式は日本国民等に限り所有することができるとする規定を削除すること。

- (2) 会社は、外国人等議決権割合が五分の一以上となるときは、外国人等の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならないこととする。

- (3) 会社は、保管振替機関から実質株主の通知を受けた場合には、外国人等議決権割合が五分の一以上とならないように記載することができる株式以外の株式については、実質株主名簿に記載してはならないこととする。

- (4) 会社は、その発行済株式の総数が変動することとなる場合においても、外国人

- 等議決権割合が五分の一以上とならないようにするために必要な措置を講じなければならぬこととする。
- (二) 外国人等議決権割合の公告
外国人等議決権割合の公告について所要の規定を設けること。
- (三) 取締役及び監査役の欠格事由
日本の国籍を有しない人は、会社の取締役又は監査役になることができないこととする。
- (四) その他
(1) 会社の職員又は名義書換代理人等が(一)(2)又は(3)に違反して氏名及び住所を株主名簿等に記載した場合、会社の取締役が(二)に違反して公告を怠った場合等の罰則の規定を設けること。
- (2) その他規定の整備をすること。
- 3 電気通信事業法の一部改正関係
(一) 実質株主名簿への記載の拒否
第一種電気通信事業者は、保管振替機関から実質株主の通知を受けた場合には、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように記載することができ、株式以外の株式については、実質株主名簿に記載しないことができることとする。
- (二) 外国人等議決権割合の公告
外国人等議決権割合の公告について所要の規定を設けること。
- (三) その他
(1) (二)に違反して公告を怠った場合等の罰則の規定を設けること。
- (2) その他規定の整備をすること。

4 施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、最近の電気通信事業における国際化の進展並びに日本電信電話株式会社の資金調達の円滑化に資するため所要の規定の整備を行うこととするものであり、その措置は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
平成四年五月十三日
通信委員長 谷垣 禎一
衆議院議長 櫻内 義雄殿

國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成四年三月十六日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律
目次
第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 ホテルの登録(第三条・第十七条)
第三章 旅館の登録(第十八条)

第四章 指定登録機関(第十九条・第三十条)
第五章 登録ホテル等の整備(第三十一条・第三十三条)
第六章 登録ホテル等に関する情報の提供(第三十四条・第四十条)
第七章 民間団体による外客接遇の向上に関する事業の推進(第四十一条・第四十三条)
第八章 雜則(第四十四条・第五十条)
第九章 罰則(第五十一条・第五十六条)
附則
第一章 總則
第一条を次のように改める。
(目的)
第一条 この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって國際觀光の振興に寄与することを目的とする。
第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条第一項中「洋式の構造及び設備をもつて、造られた施設を」と造られた施設であつて洋式の構造及び設備を主とするもの」に改め、同条に次の二項を加える。
3 この法律で「旅館」とは、外客の宿泊に適するように造られた施設であつてホテル以外のものをいう。
4 この法律で「旅館業」とは、旅館により人を宿泊及び飲食させる営業をいう。
第三条の見出しを「(ホテルの登録)」に改め、同条中「主務大臣」を「運輸大臣」に改め、同条の章名を付する。
第二章 ホテルの登録
第四条及び第五条を次のように改める。
(登録の申請)
第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 ホテルの名称及び所在地
三 構造及び設備別の客室数、収容人員その他運輸省令で定めるホテルの施設に関する事項
四 第十条に規定する外客接遇主任者の氏名
2 前項の申請書には、ホテルの図面その他の運輸省令で定める書類を添付しなければならない。
(登録の実施)
第五条 運輸大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をホテル登録簿に登録しなければならない。
一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知するとともに、運輸省令で定める事項を公示しなければならない。
第十五条を削る。
第十四条中「主務大臣」を「運輸大臣」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第四項中「主務大臣」を「運輸大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第十三条を第十四条とする。

第七条から第十二条までを削る。

第六条の二第一項中「登録を受けたホテルの」を「登録ホテルの」に、「登録を受けたホテルに掲示すべき事項」を「外客に対する宿泊に関するサービスの提供に関する事項」に、「省令」を「運輸省令」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「運輸大臣」に、「省令」を「運輸省令」に、「登録を受けたホテル」を「登録ホテル」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(施設の維持等)

第十二条 登録ホテル業を営む者は、登録ホテルの施設及び宿泊に関するサービスを第六条第一項第一号の基準に適合するように維持しなければならない。

2 運輸大臣は、登録ホテルの施設及び宿泊に関するサービスが第六条第一項第一号の基準に適合していないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第六条第一項中「省令」を「運輸省令」に、「主務大臣」を「運輸大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「運輸大臣」に改め、同条第三項中「省令」を「運輸省令」に改め、同条を第十一条とし、第五条の次に次の五条を加える。

(登録の拒否)

第六条 運輸大臣は、第四条の規定による登録の

申請が次の各号の一に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係るホテルの施設及び宿泊に関するサービスが次の基準に適合しないものであるとき。

イ 客室の構造及び設備並びに数が、外客の宿泊に適するものとして運輸省令で定める基準に適合すること。

ロ ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂の構造及び設備並びに規模が、外客の宿泊に適するものとして運輸省令で定める基準に適合すること。

ハ その他外客の快適性及び利便性を確保するために必要と認められる運輸省令で定める基準に適合すること。

二 申請者が第十条の規定による外客接遇主任者を確実に選任すると認められない者であるとき。

三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者であるとき。

四 申請者が第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。

五 申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員のうち前三号の一に該当する者があるとき。

七 申請に係るホテルによるホテル業の経営が

著しく不健全又は不確実であると認められるとき。

2 運輸大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第七条 第三条の登録を受けたホテル(以下「登録ホテル」という。)によるホテル業(以下「登録ホテル業」という。)を営む者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、第十六条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項をホテル登録簿に登録しなければならない。

4 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、第五条第二項の運輸省令で定める事項に変更がある場合に限り、当該変更に係る事項を公示しなければならない。

(名称の使用制限)

第八条 何人も、登録ホテル以外の宿泊施設について登録ホテル又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(標識の掲示)

第九条 登録ホテル業を営む者は、登録ホテルの見やすい場所に、運輸省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(外客接遇主任者の選任)

第十条 登録ホテル業を営む者は、登録ホテルごとに、ホテルにおける外客の接遇について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、外客接遇主任者を選任し、外客に接する従業員の指導、外客からの苦情の処理その他運輸省令で定める外客の接遇に関する業務の管理に関する事務を行わせなければならない。

第三十三条中「前二条」を「第五十二條又は第五十三條」に、「罰する外」を「罰するほか」に、「罰金刑又は科料刑」を「刑」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

第五十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八条第一項の規定に違反して登録事務の全部を廃止したとき。

三 第四十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十四条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十五条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした情報提供機関又は指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十四条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十二条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、「又は料金を削り、同条第一号中「第六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十三条第四項(第二十八条において準用する場合を含む。)」又は第十四条第一項から第三項まで」を「第七条第一項、第十一条第一項、第十四条第四項又は第十五条第一項から第三項まで(これらの規定を第十八条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第四号中「第十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)」を「第四十四条第三項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第十六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)」を「第四十四条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第六条第三項(第二十八条)」を「第十一條第三項(第十八条第二項)」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九条(第十八条第二項において準用する場合を含む。の規定による標識を掲示しなかつた者

第三十二条を第五十三条とし、同条の前に次の二条、章名及び二条を加える。

(聴聞)
第四十九条 運輸大臣は、第十六条第一項(第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第二項、第二十九條第一項若しくは第三十條第一項若しくは第二項又は第四十三條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、期日及び場所を

指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(運輸省令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、運輸省令で定める。

第九章 罰則

第五十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反してその職務に關し知り得た秘密を漏らした者

二 指定登録機関が第二十九条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定登録機関の役員又は職員

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条(第十八条第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

二 第十条(第十八条第二項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

第三十条、第三十一条の前の見出し及び同条を削る。

第二十九条中「主務大臣」を「運輸大臣」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に次の三条を加える。

(手数料)
第四十五条 指定登録機関が登録事務を行う場合において、ホテル又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して運輸省令で定める額

の手数料を指定登録機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第四十六条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為については、運輸大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができ。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十七條から第二十八條までを削る。

第十六條第一項中「主務大臣」を「運輸大臣」に、「を確保するため必要があると認めるときは、省令の」を「に必要な限度において、運輸省令で」に、「登録ホテル業」を「登録ホテル業等」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定登録機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十六條第二項中「主務大臣」を「運輸大臣」に、「を確保するため必要があると認めるときは」を「に必要な限度において」に、「登録を受けたホテル」を「登録を受けたホテル等」に改め、「ホテル」の下に「又は旅館」を加え、「これに關する」を「帳簿、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関、情報提供機関又は指定法人に対し、この業務に關し報告をさせることができる。

第十六條を第四十四條とし、同条の前に次の二条、五章及び章名を加える。

(登録の取消し)
第十六條 運輸大臣は、登録ホテル業を営む者が次の各号の一に該当するときは、当該登録ホテルについて登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又は第十三條第二項、第十二條第二項若しくは第十三條第二項の規定による指示に違反したとき。

二 第六條第一項第二号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三 不正の手段により第三條の登録を受けたとき。

2 第六條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)
第十七條 運輸大臣は、第十五條第二項の規定による届出若しくは同条第三項の規定による営業の全部を廃止する旨の届出があつたとき、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき、又は登録の抹消の申請があつたときは、当該登録ホテルの登録を抹消するとともに、その旨を公示しなければならない。

第三章 旅館の登録

第十八条 旅館業を営んでいる者は、旅館ごとに、運輸大臣の登録を受けることができる。

2 第四条から第六条までの規定は前項の登録について、第七条及び第九条から第十五条までの規定は前項の登録を受けた旅館(以下「登録旅館」という。)による旅館業(以下「登録旅館業」という。)を営む者について、第八条の規定は登録旅館以外の宿泊施設について、第十六条の規定は登録旅館に係る登録の取消しについて、前条の規定は登録旅館に係る登録の抹消について準用する。この場合において、第四条及び第六条第一項第一号中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第五条第一項及び第七条第三項中「ホテル登録簿」とあるのは「旅館登録簿」と、第六条第一項第一号中「ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂」とあるのは「ロビーその他の客の共用に供する室」と、同項第七号中「ホテルによるホテル業」とあるのは「旅館による旅館業」と、第八条中「登録ホテル又は」とあるのは「登録旅館又は」と、第九条、第十条、第十二条及び第十三条中「登録ホテル」とあるのは「登録旅館」と、第十四条中「ホテル」とあるのは「旅館」と、第十六条第一項中「登録ホテル業」とあるのは「登録旅館業」と読み替えるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第十九条 運輸大臣は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、ホテル及び旅館の登録の実施に関する事務(第十一條第一項及び第二項、第十二條第二項、第十三條第二項並びに第十六條(これらの規定を前条第二項において

準用する場合を含む。)の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 運輸大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条から第七条まで、第十四条、第十五条、第十七条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第七条第三項(第十四条第五項(前条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。中「登録を取り消す場合」とあるのは「運輸大臣が登録を取り消す場合」と、第十七条(前条第二項において準用する場合を含む。))中「前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき」とあるのは「前条第一項の規定により運輸大臣が登録の取消しをしたとき」とする。

(指定の基準)

第二十条 運輸大臣は、他に指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画を適正

かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録事務が不公正になるおそれがないこと。

2 運輸大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、その指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第二十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第二十二條第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第二十一条 運輸大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようと

するときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 運輸大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十二条 登録事務に従事する指定登録機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定登録機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第二十四条第一項の登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十三条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第二十四条 指定登録機関は、運輸省令で定める登録事務の実施に関する事項について登録事務規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当とな

つたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(事業計画等)

第二十五条 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度、登録事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。
(帳簿の備付け等)

第二十六条 指定登録機関は、運輸省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で運輸省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。
(監督命令)

第二十七条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(登録事務の休廃止)

第二十八条 指定登録機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十九条 運輸大臣は、指定登録機関が第二十

条第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 運輸大臣は、指定登録機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この章の規定に違反したとき。
二 第二十条第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第二十二条第二項、第二十四条第二項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。
四 第二十四条第一項の規定により認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。
3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。
(運輸大臣による登録事務の実施)

第三十条 運輸大臣は、指定登録機関が第二十八条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、第十九条第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 運輸大臣が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十八条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 登録ホテル等の整備
(減価償却資産の耐用年数の特例)

第三十一条 登録ホテル業又は登録旅館業(以下「登録ホテル業等」という。)の用に供する減価償却資産で租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるものの耐用年数については、同法で定めるところにより、特別の措置を講ずる。

(地方税の不均一課税)

第三十二条 登録ホテル業等の用に供する建物については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定の適用があるものとする。

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

第三十三条 運輸大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル又は登録旅館(以下「登録ホテル等」という。)の施設又は経営の改善に関し勧告をすることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該

登録ホテル業等を営む者に対し、当該登録ホテル等の施設又は経営の改善に要する資金をあつせんするものとする。

第六章 登録ホテル等に関する情報の提供
(情報の提供)

第三十四条 運輸大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、登録ホテル等に関し必要な情報を提供しよう努めるものとする。
(情報提供事業実施機関の指定)

第三十五条 運輸大臣は、指定登録機関の指定を受けている法人が次条に規定する事業(以下「情報提供事業」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その申請により、当該法人を情報提供事業実施機関(以下「情報提供機関」という。)として指定することができる。

(情報提供事業)

第三十六条 情報提供機関は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。
一 登録ホテル等の施設、料金その他宿泊に関するサービスに関する情報(以下「登録ホテル等に関する情報」という。)を収集し、及び整理すること。

二 登録ホテル等に関する情報を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、刊行物の発行その他の方法により提供すること。

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

(登録事務に関して得られた情報の使用)

第三十七条 情報提供機関は、指定登録機関が行

登録事務の実施に關して得られた登録ホテル等に関する情報のうち、外客による宿泊施設の選択の利便に資すると認められ、かつ、登録ホテル業等を営む者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして運輸省令で定める登録ホテル等に関する情報については、これを情報提供事業の用に供するため使用することができる。

(情報提供事業実施規程)

第三十八條 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供の方法その他運輸省令で定める事項について情報提供事業実施規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る情報提供事業実施規程が、登録ホテル等に関する情報の収集、整理及び提供を適正かつ確実に履行するために必要な事項に關し運輸大臣が定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 運輸大臣は、第一項の認可をした情報提供事業実施規程が情報提供事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、情報提供機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十九條 運輸大臣は、情報提供機関の指定を受けている法人が第二十九條第一項又は第二項の規定により指定登録機関の指定を取り消されたときは、その指定を取り消さなければならない。

平成四年五月十四日 衆議院會議録第二十三号

國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 運輸大臣は、情報提供機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 情報提供事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 前条第三項又は次条において準用する第二十七條の規定による命令に違反したとき。

四 前条第一項の規定により認可を受けた情報提供事業実施規程によらないで情報提供事業を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 運輸大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(準用規定)

第四十條 第二十一條、第二十五條及び第二十七條の規定は、情報提供機関について準用する。

この場合において、第二十一條第一項中「指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務」とあるのは「情報提供事業」と、「並びに登録事務」とあるのは「並びに情報提供事業」と、同条第二項、第二十五條及び第二十七條中「登録事務」とあるのは「情報提供事業」と読み替へるものとする。

第七章

民間団体による外客接遇の向上に關する事業の推進

(指定法人)

第四十一條 運輸大臣は、登録ホテル業等を営む

者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とする民法第三十四條の規定により設立された社團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 登録ホテル業等を営む社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に關する指導その他登録ホテル等における外客接遇の向上に關する指導を行うこと。

二 登録ホテル等の外客に接する従業員に対する研修を行うこと。

三 登録ホテル等に関する外客からの苦情を処理すること。

四 登録ホテル等における外客接遇の向上に關する調査研究を行うこと。

(改善命令)

第四十二條 運輸大臣は、指定法人の前条第二項に規定する事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第四十三條 運輸大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第八章 雜則

別表第一から別表第三までを削る。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の國際觀光ホテル整備法(以下「旧法」という。)第三條又は旧法第二十八條において準用する旧法第三條の登録を受けているホテル又は旅館については、この法律による改正後の國際觀光ホテル整備法(以下「新法」という。)第三條又は新法第十八條第一項の登録を受けたホテル又は旅館とみなす。

2 旧法に基づく命令の規定による登録簿は、新法第五條第一項又は新法第十八條第二項において読み替へて準用する新法第五條第一項の規定によるホテル登録簿又は旅館登録簿とみなす。

3 第一項の規定により新法第三條又は新法第十八條第一項の登録を受けたものとみなされたホテル又は旅館(以下「既存登録ホテル等」という。)について、前項の規定によりホテル登録簿又は旅館登録簿とみなされた旧法に基づく命令の規定による登録簿に、新法第四條第一項第三号に規定する収容人員その他運輸省令で定めるホテルの施設に關する事項又は新法第十八條第二項において読み替へて準用する新法第四條第一項第三号に規定する収容人員その他運輸省令で定める旅館の施設に關する事項に相當する事項の記載がないときは、運輸大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定める

ところにより、職権でこれらのホテル又は旅館に係る登録を更正することができる。

第三条 既存登録ホテル等の施設及び宿泊に関するサービスについての新法第十二条又は新法第十八条第二項において準用する新法第十二条の規定の適用については、施行日から三年間、これらの規定中「第六条第一項第一号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条 既存登録ホテル等によりホテル業又は旅館業を営む者については、施行日から一年間は、新法第十条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する者についての新法第十六条第一項第二号又は新法第十八条第二項において準用する新法第十六条第一項第二号の規定の適用については、施行日から一年間は、これらの規定中「第六条第一項第二号」とあるのは、「第六条第一項第三号」とする。

3 第一項に規定する者は、施行日から一年を経過した日から三十日以内に、新法第十条又は新法第十八条第二項において準用する新法第十条の規定により選任した外客接客主任者の氏名を運輸大臣に届け出なければならない。

4 新法第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項中「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第一項又は第十八条第二項において準用する第十六条第一項」と、「ホテル登録簿」とあるのは、「ホテル登録簿又は旅館登録簿」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第五条 新法第十九条第一項の規定により指定登録機関がホテル及び旅館の登録の実施に関する事務を行う場合にあつては、運輸大臣は、指定登録機関に、附則第二条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定による事務（以下「登録の更正等に関する事務」という。）を行わせることができる。この場合における附則第二条第三項並びに前条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第三項及び前条第三項並びに同条第四項において準用する新法第七条第三項中「運輸大臣」とあるのは、「指定登録機関」と、同項中「登録を取り消す場合」とあるのは、「運輸大臣が登録を取り消す場合」とする。

2 新法第二十四条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条第二項第三号（第二十条第二項に係る部分を除く。）及び第四号並びに第三項、第三十条、第四十四条（第一項及び第三項を除く。）、第四十六条並びに第四十九条の規定は、指定登録機関が行う登録の更正等に関する事務について準用する。

第六条 旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、附則第二条に規定するものを除き、新法によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）
第九条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産を、第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産（政令で定めるものに限る。）に改める。

第五十二条の四の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産を、第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産（政令で定めるものに限る。）に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

この場合において、既存登録ホテル等をする個人の附則第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各年における当該ホテル又は旅館に係る新租税特別措置法第十七条の規定の適用については、同条中「國際觀光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律（平成四年法律第 号）附則第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

2 新租税特別措置法第五十二条の四の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、既存登録ホテル等を有する法人の附則第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各事業年度における当該ホテル又は旅館に係る新租税特別措置法第五十二条の四の規定の適用については、同条中「國際觀光ホテル整備法第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律（平成四年法律第 号）附則第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

（租税特別措置法の一部改正）
第十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）
第九条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産を、第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産（政令で定めるものに限る。）に改める。

第五十二条の四の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産を、第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産（政令で定めるものに限る。）に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）
第九条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「登録ホテル業等」を「特定の登録ホテル等」に改め、同条中「第八條（同法第二十八條において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産を、第七條第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八條第二項に規定する登録旅館のうち、特に國際觀光の振興に寄与するものとして政令で定めるものに含まれる減価償却資産（政令で定めるものに限る。）に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十二号(中)(登録)を「(ホテルの登録)」に改め、同号(中)第二十八條(登録旅館業)において準用する同法第三條を「第十八條第一項(旅館の登録)」に改める。

理由

近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、指定登録機関制度を導入し、あわせて登録ホテル等に関する情報の提供を促進するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、指定登録機関制度を導入し、あわせて登録ホテル等に関する情報の提供を促進するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律の目的を、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講ずることにより、外客に対する接遇を充実し、もって国際観光の

振興に寄与することとする。

2 ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、登録ホテル業等を営む者に對し、外客の接遇に関する業務の管理に関する事務を行う外客接遇主任者の選任等を義務付けることとする。

3 運輸大臣は、指定登録機関に、ホテル等の登録の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとする。

4 運輸大臣は、指定登録機関の指定を受けている法人を、登録ホテル等の施設、料金その他宿泊に関するサービスに関する情報を収集し、整理し、及び提供する等の事業を行う情報提供事業実施機関として指定することができることとする。

5 運輸大臣は、登録ホテル業等を営む者を社員とする社団法人を、この法律の遵守に関する指導、外客に接する従業員の研修、外客からの苦情処理等の事業を行うものとして指定することができることとする。

6 この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

7 その他本法の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備することとする。

二 議案の可決理由

本案は、外客接遇の一層の充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決した次第である。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成四年五月十二日

運輸委員長 久間 章生

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき万全の措置を講ずべきである。

一 登録ホテル・旅館の対象が拡大されることにより、すべての利用者特に外客に対するサービスが低下しないよう配慮すること。
二 指定登録機関の行う情報提供に当たっては、その内容が利用者にとって分かり易いものであるとともに、ホテル・旅館にとって不適切な差別を設けるものとならないよう十分配慮すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項の表道府県の項第六号中

を	1 企画振興費	1 徴税費	人口
	(1) 経常経費	2 恩給費	世帯数
	(2) 投資的経費	3 その他の諸費	恩給受給権者数
	2 徴税費		
3 恩給費			
4 その他の諸費			

府県の項第七号中「元利償還金」の下に「(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行を許可された地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。)」を加え、同表道府県の項第八号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同表道府県の項第九号を削り、同表道府県の項第十号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同号を同表道府県の項第九号とし、同表道府県の項第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同号を同表道府県の項第十号とし、同表市町村の項第六号中

こと。

三 外客接遇主任者の選任に当たっては、本制度が初めて導入されることにかんがみ、ホテル旅館に過度な負担を与えないよう留意すること。

四 ホテル・旅館の登録基準等の省令策定に当たっては、関係者の意見に十分配慮すること。

五 本法の施行により、ホテル・旅館従業員の労働条件が悪化しないよう配慮すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年二月十四日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	1 土木費	一人につき	九、〇二九、〇〇〇	四
		2 道路橋りよう費	一人につき	二二八、〇〇〇	
		(1) 経常経費	道路の面積	一キロメートルにつき	六、八六四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	一一五、〇〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四六〇、〇〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三三、二〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一メートルにつき	一三、三〇〇
		3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	一四、三〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	九七八
		4 その他の土木費	人口	一人につき	三、〇二〇
二 教育費	人口	(1) 経常経費	人口	一人につき	四、三一九、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、三一九、〇〇〇
		1 小学校費	教職員数	一人につき	六、八五五、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	五〇、二〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	四、五二〇
		(1) 経常経費	生徒数	一人につき	四、四五七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一九四、〇〇〇
		4 特殊教育諸学費	児童及び生徒の数	一人につき	九一、〇〇〇
		(1) 経常経費	学級数	一学級につき	一、一八四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	学級数	一人につき	三、八三〇
三 経常経費	人口	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(3) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(4) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(5) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(6) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(7) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(8) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(9) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇
		(10) 投資的経費	人口	一人につき	三、八三〇

四 厚生労働費	町村部人口	1 生活保護費	一人につき	七、二七〇	
		2 社会福祉費	一人につき	五、一三〇	
		(1) 経常経費	人口	六六一	
		(2) 投資的経費	人口	七、四六〇	
		3 衛生費	人口	七、一一	
		4 労働費	失業者数	一、二〇〇、〇〇〇	
		5 産業経済費	農家数	八〇、六〇〇	
		1 農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	九三、一〇〇
		(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三、七六〇
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一三、七〇〇
五 林野行政費	林野の面積	(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一九八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一四、〇〇〇
		3 水産行政費	水産業者数	一人につき	一、八三〇
		(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一、八三〇
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	一、八三〇
		4 商工行政費	人口	一人につき	一、二二〇
		6 その他の行政費	人口	一人につき	四四〇
		1 企画振興費	人口	一人につき	九六七〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三〇九、〇〇〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、九九〇
六 徴税費	人口	(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六一〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
		3 恩給費	世帯数	一世帯につき	九五〇
		4 その他の諸費	恩給受給権者数	一人につき	三、九九〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六一〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇
		7 災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき	八七
		8 地方税減収補てん償還費	地方税の減収補てんのため昭和三十三年度から平成三十三年度までの各年度に発行をい	千円につき	八七
		(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六一〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、二四〇、〇〇〇

四〇

3 その他の産業 経済費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	六 その他の行政費	1 企画振興費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	2 徴税費	3 戸籍住民基本 台帳費	4 その他の諸費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	七 災害復旧費	八 辺地対策事業債 償還費	九 地方税減収補て ん償還費	十 地域財政特例対 策償還費
林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	人口	人口	人口	人口	世帯数	世帯数	世帯数	人口	面積	面積	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき	一世帯につき
四一、九〇〇	九七、二〇〇	九七、二〇〇	三、四八〇	六七〇	九、五〇〇	四、五〇〇	一〇、二九〇	一、一六五、〇〇〇	一、一七九、〇〇〇	九五〇	八〇〇	八七	一一三	一一三	一一三

11 臨時財政特例 償還費	臨時財政特例対 策のため昭和六 十年年度から平 成三年年度まで の各年度におい て特別に発行さ れた地方債の 額	千円につき
一〇〇		

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正す
る。
附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成三年度」を、「平成四年度」に、「六千七百三十二億七千八
百万円」を、「六千七百七十六億七千八百百万円」に、「平成三年度分の借入金限度額」を、「平成四年度分の借
入金限度額」に、「平成四年度」を、「平成五年度」に改め、同項の表中「平成四年度」五百五十六億円」
を削る。
附則第六条中「平成三年度」を「平成四年度」に改める。
附則第七条中「平成三年度」を「平成四年度」に、「五千億円」を「八千四百九十七億六千万円」に、
「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同条の表を次のように改める。

年	度	金	額
平成五年度		三千二百九十四億円	
平成六年度		三千五百九十五億円	
平成七年度		三千六百三十五億円	
平成八年度		三千七百六十八億円	
平成九年度		三千七百七十億円	
平成十年度		三千八百十億円	
平成十一年度		三千八百五十一億円	
平成十二年度		三千八百三十億円	
平成十三年度		三千七百九十五億四千万円	

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。
(土地開発基金費等の基準財政需要額への算入)
3 平成四年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一

条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 土地開発基金費	人口	一人につき 一、〇〇〇円
	二 地域福祉基金費	人口	一人につき 六四七
	三 臨時財政特別償還基金費	臨時財政特別対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 八七一
市町村	一 土地開発基金費	人口	一人につき 三、〇〇〇
	二 地域福祉基金費	人口	一人につき 一、六〇〇
	三 臨時財政特別償還基金費	臨時財政特別対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 八七一

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開発基金費及び地域福祉基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参照して、臨時財政特別償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人
二 臨時財政特別対策のため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特別等に関する法律(昭和六十一年法律第四十号)等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十一年から昭和六十二年までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため昭和六十年から昭和六十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円

5 (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成四年度分の予算から適用する。

理 由

地方財政の状況等にかんがみ、平成四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の安定的確保に資する等のため、平成四年度分の地方交付税の総額についての特例、普通交付税の単位費用の改正等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

- (一) 平成四年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、同法附則第三十条の規定に基づく特例措置額八千五百億円、昭和六十年分地方交付税の総額の特例等に関する法律(昭和六十一年法律第三号)附則第二項の規定に基づく減額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とする。
- (二) (一)において控除した額のうち八千五百億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算すること。
- (三) (二)による加算額のほか、五千九百七十三

億円を平成九年度から平成十三年までの地方交付税の総額に加算すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費の財源を措置すること。

(二) 高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費の財源を措置すること。

(三) 国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(四) 自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(五) 道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源を措置すること。

(六) 義務教育施設の整備、学習用教材の拡充、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(七) 消防救急業務の充実等に要する経費の財源を措置すること。

(八) 地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費の財源を措置すること。

(九) 基準財政需要額をより的確に算定するため、企画振興費を設けること。

(十) 土地対策の推進に資するため、平成四年度に限り、土地開発基金費を設けること。

(四) 高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため、平成四年度に限り、地域福祉基金費を設けること。

(五) 地方財政の健全化を図るため、平成四年度に限り、臨時財政特別償還基金費を設けること。

(六) その他地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由
地方財政の状況等にかんがみ、平成四年度分の地方交付税の総額の特例、普通交付税の単位費用の改正等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
平成四年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に十五兆七千七百十八億八千万円が計上されている。

右報告する。

平成四年五月十二日

地方行政委員長 中島 衛

衆議院議長 櫻内 義雄殿

計量法案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十七日

参議院議長 長田 裕二

衆議院議長 櫻内 義雄殿

計量法

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 計量単位(第三条・第九条)
- 第三章 適正な計量の実施
 - 第一節 正確な計量(第十条)
 - 第二節 商品の販売に係る計量(第十一条・第十五条)
 - 第三節 計量器等の使用(第十六条・第十八条)
 - 第四節 定期検査(第十九条・第二十五条)
 - 第五節 指定定期検査機関(第二十六条・第三十九条)
- 第四章 正確な特定計量器等の供給
 - 第一節 製造(第四十条・第四十五条)
 - 第二節 修理(第四十六条・第五十条)
 - 第三節 販売(第五十一条・第五十二条)
 - 第四節 特別な計量器(第五十三条・第五十七条)
 - 第五節 特殊容器製造事業(第五十八条・第六十九条)
- 第五章 検定等
 - 第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査(第七十条・第七十五条)
 - 第二節 型式の承認(第七十六条・第八十九条)
 - 第三節 指定製造事業者(第九十条・第一百一条)
 - 第四節 基準器検査(第一百二条・第一百五条)
 - 第五節 指定検定機関(第一百六条)

第六章 計量証明の事業

- 第一節 計量証明の事業(第一百七条・第一百八条)
- 第二節 計量証明検査(第一百六条・第一百十一条)
- 第七章 適正な計量管理
 - 第一節 計量士(第二百二十二条・第二百二十六条)
 - 第二節 適正計量管理事業所(第二百二十七条・第二百三十三条)
 - 第八章 計量器の校正等
 - 第一節 特定標準器による校正等(第二百三十四条・第二百四十二条)
 - 第二節 特定標準器以外の計量器による校正等(第二百四十三条・第二百四十六条)
 - 第九章 雑則(第二百四十七条・第二百六十九条)
 - 第十章 罰則(第二百七十条・第二百七十九条)
- 第一章 総則
 - (目的)
 - 第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
 - (定義等)
 - 第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの(以下「対象の状態の量」という。)を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

- 一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エンタルピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコシダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力質量、無効電力質量、皮相電力質量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、線量率、線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率
- 二 織度、比重その他の政令で定めるもの
- 2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事業が真実である旨を表明することをいう。
- 3 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに關して人命又は財産に対する危険を防止するために計量であつて政令で定めるものは、この法律の適用に關しては、証明とみなす。
- 4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

5 この法律において計量器の製造には、通商産業省令で定める改造を含むものとし、計量器の修理には、当該通商産業省令で定める改造以外の改造を含むものとする。

6 この法律において「標準物質」とは、政令で定める物の状態の量の特定の値が付された物質であつて、当該物の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

7 この法律において「計量器の校正」とは、その計量器の表示する物の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物の状態の量との差を測定することをいう。

8 この法律において「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物の状態の量の値を、その物の状態の量と第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物の状態の量との差を測定して、改めることをいう。

第二章 計量単位

(国際単位系に係る計量単位)

第三条 前条第一項第一号に掲げる物の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従ひ、政令で定める。

(その他の計量単位)

第四条 前条に規定する物の状態の量のほか、

別表第二の上欄に掲げる物の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 前二条及び前項に規定する計量単位のほか、海面における長さの計量その他の政令で定める特殊の計量に用いる長さ、質量、角度、面積、体積、速さ、加速度、圧力又は熱量の計量単位及びその定義は、政令で定める。

(織度等の計量単位)

第六条 第二項第一号に掲げる物の状態の量の計量単位及びその定義は、通商産業省令で定める。

(記号)

第七条 第三条から前条までに規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

(非法定計量単位の使用の禁止)

第八条 第三条から第五条までに規定する計量単位(以下「法定計量単位」という。)以外の計量単位(以下「非法定計量単位」という。)は、第二項第一号に掲げる物の状態の量について、取引又は証明に用いてはならない。

2 第五条第二項の政令で定める計量単位は、同項の政令で定める特殊の計量に係る取引又は証

明に用いる場合でなければ、取引又は証明に用いてはならない。

3 前二項の規定は、次の取引又は証明については、適用しない。

- 一 輸出すべき貨物の取引又は証明
- 二 貨物の輸入に係る取引又は証明
- 三 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者その他の者の間における取引又は証明であつて政令で定めるもの

(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第九条 第二項第一号に掲げる物の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器については、適用しない。

第三章 適正な計量の実施

第十條 物の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物の状態の量の計量をするように努めなければならない。

第一節 正確な計量

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができない場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第十五条第一項の規定により勧告することができない場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二節 商品の販売に係る計量

(長さ等の明示)

第十二条 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

(特定商品の計量)

第十三条 政令で定める商品(以下「特定商品」という。)の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物質量(特定商品ごとに政令で定める物の状態の量をいう。以下同じ。)を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差(以上「量目公差」という。)を超えないように、その特定物質量の計量をしなければならない。

2 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するとき、その容器にその特定物質量を法定計量単位により、通商産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。

3 前二項の規定は、次条第一項若しくは第二項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定により表記された物の状態の量については、適用

しない。ただし、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙が破棄された場合は、この限りでない。

(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に關し密封し(商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることという。以下同じ。)をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に通商産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 前項の政令で定める特定商品以外の特定商品の販売の事業を行う者がその特定商品をその特定物象量に關し密封をし、かつ、その容器又は包装にその特定物象量を法定計量単位により表記するときは、量目公差を超えないようにその表記する特定物象量の計量をし、かつ、その表記は同項の通商産業省令で定めるところによりなければならない。

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

(輸入した特定商品に係る特定物象量の表記)

第十四条 前条第一項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に關し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量されたその特定物象量が同項の通商産業省令で定めるところにより表記され

たものを販売しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項の政令で定める特定商品以外の特定商品の輸入の事業を行う者がその特定物象量に關し密封をされたその特定商品を輸入して販売する場合において、その容器又は包装にその特定物象量が法定計量単位により表記されたものを販売するときに準用する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による表記に準用する。この場合において、同条第三項中「表記する者」とあるのは、「輸入の事業を行う者」と読み替へるものとする。

(勧告等)

第十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項に規定する者がこれらの規定を遵守せず、第十三条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守せず、又は前条第一項若しくは第二項に規定する者が同条各項の規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないため第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節 計量器等の使用

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であつて政令で定めるものの第六条の通商産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第百五十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 通商産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であつて、第九十六条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであつて、検定証印等の有効期間を経過したもの

2 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関が電気計器(電気の取引又は証明に

ける法定計量単位による計量に使用される特定計量器であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)及びこれとともに使用する変成器について行う検査(以下「変成器付電気計器検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十四条第二項又は第三項の合番号(以下この項において単に「合番号」という。)が付されている電気計器をその合番号と同一の合番号が付されている変成器とともに使用する場合を除くほか、電気計器を変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

3 車両その他の機械器具に装置して使用される特定計量器であつて政令で定めるもの(以下「車両等装置用計量器」という。)は、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関が行う機械器具に装置した状態における検査(以下「装置検査」という。)を受け、これに合格したものとして第七十五条第二項の装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)が付されているものでなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するため所持してはならない。

(特殊容器の使用)

第十七条 通商産業大臣が指定した者が製造した通商産業省令で定める型式に属する特殊容器(透明又は半透明の容器であつて通商産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)であつて、第六十三条第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の表示が付されているものに、政令で定める商品を通商産業省令で定める高さまで満たして、体積を

法定計量単位により示して販売する場合におけるその特殊容器については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 第六十三条第一項の表示が付された特殊容器に前項の通商産業省令で定める高さまでその特殊容器に係る商品を満たしていないときは、その商品は、販売してはならない。ただし、同条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(使用方法等の制限)

第十八条 特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなれば正確に計量をすることができない特定計量器であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第四節 定期検査

(定期検査)

第十九条 特定計量器（第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。）のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであつて政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所（事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）が行う定期検査を受けなければ

ならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 第一百七条の登録を受けた者が計量上の証明（以下「計量証明」という。）に使用する特定計量器

二 第二百二十七条第一項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器（前号に掲げるものを除く。）

三 第二十四条第一項の定期検査済証印、検定証印等又は第二百九条第一項の計量証明検査済証印であつて、第二十一条第二項の規定により公示された定期検査の実施の期日（以下「実施期日」という。）において、これらに表示された年月（検定証印等に表示された年月にあつては、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定により表示されたものに限り。）の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器（前二号に掲げるものを除く。）

2

第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、第二十一条第一項の政令で定める期間に一回、第二百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器（前項第一号に掲げるものを除く。）が第二百三十三条第一号各号に適合するかどうかを同条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（以下「指定定期検査機関」という。）に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務（以下この章において「検査業務」という。）の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(定期検査の実施時期等)

第二十一条 定期検査は、一年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に一回、区域ごとに行う。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所並びに前条第一項の規定により指定定期検査機関にこれを行わせる場合にあっては、その指定定期検査機関の名称をその期日の一月前までに公示するものとする。

3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があつた日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。

(事前調査)

第二十二条 都道府県知事が定期検査の実施について前条第二項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第二十三条 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等が付されていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印等)

第二十四条 定期検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。

2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。

3 定期検査に合格しなかつた特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(定期検査に代わる計量士による検査)

第二十五条 第十九条第一項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第二十三条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を実施期日前第十九条第一項第三号の政令で定め

る期間以内に行い、第三項の規定により表示を付したものである。これを使用する者が、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に実施期日までにその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、同条の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。

2 前項の規定による届出は、次項の規定により交付された証明書を添えて、通商産業省令で定めるところによりしなければならない。

3 第一項の検査をした計量士は、その特定計量器が第二十三条第一項各号に適合するときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書をその特定計量器を使用する者に交付し、その特定計量器に通商産業省令で定める方法により表示及び検査をした年月を付することができる。

第五節 指定定期検査機関

(指定)

第二十六條 第二十条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行い。

(欠格事項)

第二十七條 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第三十八條の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

第三十五條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第二十八條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。
- 二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて定期検査が公正になるおそれがないものであること。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(定期検査の方法)

第二十九條 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、前条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)

第三十條 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

る規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十一條 指定定期検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二條 指定定期検査機関は、都道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十三條 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第三十四條 指定定期検査機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)
第三十五條 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関の役員又は第二十八條第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位
第三十六條 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)
第三十七條 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八條第一号から第五号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)
第三十八條 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第二十七條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第三十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(都道府県知事等による検査業務の実施)

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条の規定により指定定期検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関が第三十二条の許可を受けて検査業務の全部若しくは一部を廃止した場合又は前条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第四章 正確な特定計量器等の供給

第一節 製造

(事業の届出)

第四十条 特定計量器の製造の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という。)に従い、あらかじめ、次の事項を通商産業大臣に

届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 前項の規定による届出は、電気計器以外の特定計量器に係る場合にあつては、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事を経由してしなければならない。

(承継)

第四十一条 前条第一項の規定による届出をした者(以下「届出製造事業者」という。)がその届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出製造事業者の地位を承継する。

(変更の届出等)

第四十二条 届出製造事業者は、第四十条第一項第一号、第三号又は第四号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により届出製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の規定による届出に準用する。

(検査義務)

第四十三条 届出製造事業者は、特定計量器を製造したときは、通商産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。ただし、第十六条第一項第二号ロの指定を受けた者が第九十五条第二項の規定により検査を行う場合は、この限りでない。

(改善命令)

第四十四条 通商産業大臣は、届出製造事業者が前条の通商産業省令で定める基準に従つて特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

(廃止の届出)

第四十五条 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第四十条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

第二節 修理

(事業の届出)

第四十六条 特定計量器の修理(通商産業省令で定める軽微な修理を除く。第四十九条第三項を除き、以下同じ)の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の修理の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という。)に従い、あらかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあつては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が第四十条第一項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。

する特定計量器の修理の事業を行う者を除く)は、通商産業省令で定める事業の区分(第二号において単に「事業の区分」という。)に従い、あらかじめ、次の事項を、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣に、その他の特定計量器に係る場合にあつては当該特定計量器の修理をしようとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、届出製造事業者が第四十条第一項の規定による届出に係る特定計量器の修理の事業を行おうとするときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地

四 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて、通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

2 第四十一条、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定は、前項の規定による届出をした者(以下「届出修理事業者」という。)に準用する。この場合において、第四十二条第一項及び前条第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事(電気計器の届出修理事業者にあつては、通商産業大臣)」と読み替へるものとする。

(検査義務)

第四十七条 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、通商産業省令で定める基準に従つて、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

(改善命令)

第四十八條 通商産業大臣又は都道府県知事は、
届出製造事業者又は届出修理事業者が前条の通
商産業省令で定める基準に従って特定計量器の
検査を行っていないと認める場合において、当
該特定計量器の適正な品質を確保するために必
要があると認めるときは、その届出製造事業者
又は届出修理事業者に対し、当該特定計量器の
検査のための器具、機械若しくは装置の改善又
はその検査の方法の改善に関し、必要な措置を
とるべきことを命ずることができる。

(検定証印等の除去)

第四十九條 検定証印等、第七十四條第二項若し
くは第三項の合番号又は第七十五條第二項の装
置検査証印が付されている特定計量器の改造
(第二條第五項の通商産業省令で定める改造に
限る。次項において同じ。又は修理をした者は、
これらの検定証印等、合番号又は装置検査証印
を除去しなければならない。ただし、届出製造
事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計量
器について、又は第二百二十七條第一項の指定を
受けた者がその指定に係る事業所において使用
する特定計量器について、通商産業省令で定め
る修理をした場合において、その修理をした特
定計量器の性能が通商産業省令で定める技術上
の基準に適合し、かつ、その器差が通商産業省
令で定める使用公差を超えないときは、この限
りでない。

2 第八十四條第一項(第八十九條第四項にお
いて準用する場合を含む。)の表示が付されてい
る特定計量器の改造又は修理をした者は、その表
示を除去しなければならない。ただし、届出製

造事業者若しくは届出修理事業者が当該特定計
量器について、又は第二百二十七條第一項の指定
を受けた者がその指定に係る事業所において使
用する特定計量器について通商産業省令で定め
る修理をした場合は、この限りでない。

3 変成器の製造又は修理の事業を行う者は、第
七十四條第二項の合番号が付されている変成器
の改造又は修理(通商産業省令で定める軽微な
修理を除く。)をしたときは、その合番号を除去
しなければならない。

(有効期間のある特定計量器に係る修理)

第五十條 届出製造事業者又は届出修理事業者
は、第七十二條第二項の政令で定める特定計量
器であつて一定期間の経過後修理が必要となる
ものとして政令で定めるものについて、通商産
業省令で定める基準に従って修理をしたとき
は、通商産業省令で定めるところにより、これ
に表示を付することができる。

2 前項の表示には、その修理をした年を表示す
るものとする。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、
特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい
表示を付してはならない。

第三節 販売

(事業の届出)

第五十一條 政令で定める特定計量器の販売(輸
出のための販売を除く。)の事業を行おうとする
者は、通商産業省令で定める事業の区分(第二
号において単に「事業の区分」という。)に従い、
あらかじめ、次の事項を、当該特定計量器の販
売しようとする営業所の所在地を管轄する都
道府県知事に届け出なければならない。ただ

し、届出製造事業者又は届出修理事業者が第四
十條第一項又は第四十六條第一項の規定による
届出に係る特定計量器であつてその者が製造又
は修理をしたものの販売の事業を行おうとする
ときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 当該特定計量器の販売しようとする営業
所の名称及び所在地

2 第四十一條、第四十二條第一項及び第二項並
びに第四十五條第一項の規定は、前項の規定に
よる届出をした者に準用する。この場合におい
て、第四十二條第一項及び第四十五條第一項中
「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と
読み替へるものとする。

(遵守事項)

第五十二條 通商産業大臣は、通商産業省令で、
前条第一項の政令で定める特定計量器の販売に
当たりその販売の事業を行う者(以下この条に
おいて「販売事業者」という。)が遵守すべき事項
を定めることができる。

2 都道府県知事は、販売事業者が前項の通商産
業省令で定める事項を遵守しないため、当該特
定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障
を生じていると認めるときは、当該販売事業者
に対し、これを遵守すべきことを勧告すること
ができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をし
た場合において、その勧告を受けた者がこれに
従わなかったときは、その旨を公表することが
できる。

4 都道府県知事は、第一項の通商産業省令で定
める事項を遵守しないため第二項の規定による
勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなく
てその勧告に係る措置をとらなかつた場合にお
いて、特に必要があると認めるときは、その者
に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを
命ずることができる。

第四節 特別な計量器

(製造等における基準適合義務)

第五十三條 主として一般消費者の生活の用に供
される特定計量器(第五十七條第一項の政令で
定める特定計量器を除く。)であつて政令で定め
るものの届出製造事業者は、当該特定計量器を
製造するときは、当該特定計量器が通商産業省
令で定める技術上の基準に適合するようにしな
ければならない。ただし、輸出のため当該特定
計量器を製造する場合においてあらかじめ都道
府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特
定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の輸入の事業
を行う者は、当該特定計量器を販売するとき
は、同項の通商産業省令で定める技術上の基準
に適合するものを販売しなければならない。た
だし、輸出のため当該特定計量器を販売する場
合において、あらかじめ、都道府県知事に届け
出たときは、この限りでない。

(表示)

第五十四條 前条第一項に規定する届出製造事業
者又は同条第二項に規定する者は、当該特定計
量器を販売する時までに、通商産業省令で定め
るところにより、これに表示を付さなければな
らない。

2 前項の規定は、前条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売される特定計量器及び検定証印等が付された特定計量器については、適用しない。

3 何人も、第一項に規定する場合を除くほか、特定計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五十五条 第五十三条第一項の政令で定める特定計量器の販売の事業（同項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が行うその製造又は輸入をした特定計量器の販売の事業を除く。）を行う者は、前条第一項の表示又は検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(改善命令)

第五十六条 通商産業大臣は、第五十三条第一項に規定する届出製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は販売する特定計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(譲渡等の制限)

第五十七条 体温計その他の政令で定める特定計量器の製造、修理又は輸入の事業を行う者は、検定証印等（第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過してい

ないものに限る。次項において同じ。）が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は修理を委託した者に引き渡してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

2 前項の政令で定める特定計量器の販売の事業を行う者（同項に規定する者を除く。）は、検定証印等が付されているものでなければ、当該特定計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡し、若しくは貸し渡すために所持してはならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を譲渡し、又は貸し渡す場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第五節 特殊容器製造事業

(指定)

第五十八条 第十七条第一項の指定は、特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「製造者」という。）又は外国において本邦に輸出される特殊容器の製造の事業を行う者（以下この節において「外国製造者」という。）の申請により、その工場又は事業場ごとに行う。

(指定の申請)

第五十九条 第十七条第一項の指定を受けようとする製造者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特殊容器の製造及び検査の方法に関する事項（通商産業省令で定めるものに限る。）

四 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消の日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 通商産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特殊容器の製造の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特殊容器の検査の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

(承継)

第六十一条 第十七条第一項の指定を受けた製造者（以下「指定製造者」という。）が当該指定に係る事業の全部を譲渡し、又は指定製造者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その指定製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が前条第一項に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

第六十二条 指定製造者は、第五十九条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により指定製造者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(表示)

第六十三条 指定製造者は、その指定に係る工場又は事業場において製造した特殊容器が次の各号に適合するものであるときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

一 第十七条第一項の通商産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が通商産業省令で定める容量公差を超えないこと。

2 指定製造者は、前項の表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第五十九条第四号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第十七条第一項の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

3 何人も、第一項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合を除くほか、特殊容器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(適合命令)

第六十四条 通商産業大臣は、指定製造者が第六十条第二項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第六十五条 指定製造者は、その指定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第六十六条 指定製造者がその指定に係る事業を廃止したときは、その指定は効力を失う。

(指定の取消し)

第六十七條 通商産業大臣は、指定製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第六十二條第一項又は第六十三條第二項若しくは第三項の規定に違反したとき。
- 二 第六十四條の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十七條第一項の指定を受けたとき。

(表示の除去)

第六十八條 特殊容器の輸入（商品を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。）の事業を行う者（以下「特殊容器輸入者」という。）は、第六十三條第一項（次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されている場合を除くほか、第六十三條第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器を輸入したときは、これを譲渡し、又は貸し渡す時までにその表示を除去しなければならない。

(外国製造者に係る指定)

第六十九條 第五十九條及び第六十條の規定は外国製造者に係る第十七條第一項の指定に、第六十一條から第六十七條までの規定は同項の指定を受けた外国製造者（以下「指定外国製造者」という。）に準用する。この場合において、第六十條第一項中「第六十七條」とあるのは「第六十九條第一項において準用する第六十七條又は第六十九條第二項」と、第六十三條第三項中「何人も」とあるのは「指定外国製造者は」と、「特殊容器」とあるのは「本邦に輸出される特殊容器」と、

第六十四條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第六十七條第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第六十七條の規定によるもののほか、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第二号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第五章 検定等

第一節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

第七十條 特定計量器について第十六條第一項第

二号イの検定（以下単に「検定」という。）を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格条件)

第七十一條 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 その器差が通商産業省令で定める検定公差を超えないこと。

2 前項第一号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。ただし、第八十四條第一項（第八十九條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の表示が付された特定計量器（第五十條第一項の政令で定める特定計量器であつて第八十四條第一項の表示が付されてから特定計量器ごとに通商産業省令で定める期間を経過したものにあつては、第五十條第一項の表示が付され、かつ、同項の表示が付されてから通商産業省令で定める期間を経過していないものに限る。）は、その検定に際しては、同号の通商産業省令で定める技術上の基準（性能に関するものであつてこれに適合するかどうかを個々に定める必要があるものとして通商産業省令で定めるものを除く。）に適合するものとみなす。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、第二十二條第一項の基準器検査に合格した計量器（通商産業省令で

定める特定計量器の器差については、通商産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(検定証印)

第七十二條 検定に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

3 第十九條第一項又は第六十六條第一項の政令で定める特定計量器の検定証印には、その検定を行った年月を表示するものとする。

4 検定に合格しなかつた特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

5 検定を行った電気計器に第七十四條第二項又は第三項の合番号が付されているときは、その合番号を除去する。

(変成器付電気計器検査の申請)

第七十三條 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により申請を行う場合には、電気計器にこれとともに使用する変成器を添えなければならない。ただし、次条第二項の合番号であつて、これに表示された日から起算して通商

産業省令で定める期間を経過していないものが付されている変成器とともに使用しようとする電気計器について変成器付電気計器検査を受ける場合において、その変成器に關し通商産業省令で定める事項を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(合格条件及び番号)

第七十四条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により変成器付電気計器検査を行い、電気計器及びこれとともに使用される変成器が次の各号(前条第二項ただし書の規定により変成器が添えられていない場合にあっては、第二号)に適合するときは、合格とする。

- 一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えないこと。

2 前条第二項ただし書に規定する場合を除くほか、変成器付電気計器検査に合格した電気計器及びこれとともに使用する変成器には、通商産業省令で定めるところにより、合番号を付する。この場合において、変成器に付する合番号には、変成器付電気計器検査を行った日を表示するものとする。

3 前条第二項ただし書に規定する場合において、変成器付電気計器検査に合格した電気計器には、通商産業省令で定めるところにより、当該変成器に付されている合番号と同一の合番号を付する。

4 変成器付電気計器検査に合格しなかった電気

計器又はこれとともに使用する変成器に前二項の合番号が付されているときは、これを除去する。

(装置検査)

第七十五条 車両等装置用計量器について装置検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

2 通商産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関は、通商産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、通商産業省令で定めるところにより、装置検査証印を付する。

3 装置検査証印の有効期間は、車両等装置用計量器ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を装置検査証印に表示するものとする。

4 装置検査に合格しなかった車両等装置用計量器に装置検査証印が付されているときは、これを除去する。

第二節 型式の承認

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 第四十条第一項の通商産業省令で定める事

業の区分
三 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を添えなければならない。ただし、第七十八条第一項の試験に合格した特定計量器の型式について第一項の承認を受けようとする場合において、当該試験に合格したことを証する書面を添えたときは、この限りでない。

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、前条第一項の承認を受けることができない。

2 通商産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

(指定検定機関の試験)

第七十八条 届出製造事業者は、第七十六条第一項の承認を受けようとする型式の特定計量器について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする届出製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、試験用の特定計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の特定

計量器の構造が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、合格とする。

(変更の届出等)

第七十九条 第七十六条第一項の承認を受けた届出製造事業者(以下「承認製造事業者」という。)は、同条第二項第一号又は第三号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、承認製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認製造事業者に係る基準適合義務)

第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準(同条第二項の通商産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

(輸入事業者に係る型式の承認等)

第八十一条 特定計量器の輸入の事業を行う者(以下「輸入事業者」という。)は、その輸入する特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は

日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 第七十六条第二項(第二号及び第四号を除く。及び第三項、第七十七条並びに第七十八条の規定は、前項の承認に準用する。この場合において、第七十六条第二項第三号中「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」とあるのは、「製造する者の氏名又は名称及び住所」と読み替えるものとする。

3 第六十一条、第六十二条第二項及び第七十九条第一項の規定は、第一項の承認を受けた輸入事業者(以下「承認輸入事業者」という。)に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十一条第三項において準用する第七十九条第一項」と読み替えるものとする。

(承認輸入事業者に係る基準適合義務)
第八十二条 承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を販売するときは、製造技術基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を販売する場合において、あらかじめ、都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

(承認の有効期間等)
第八十三条 第七十六条第一項及び第八十一条第一項の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2 前項の承認の更新の申請に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

(表示)

第八十四条 承認製造事業者又は承認輸入事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器(第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は販売されるものを除く。)を製造し、又は輸入したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

2 第五十条第一項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示には、その表示を付した年を表示するものとする。

3 何人も、第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示の除去)

第八十五条 輸入事業者は、前条第一項(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡し、若しくは貸し渡し、又はこれについて検定を受ける時まで、その表示を除去しなければならない。

(改善命令)

第八十六条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に對し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(承認の失効)

第八十七条 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

(承認の取消し)

第八十八条 通商産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第七十九条第一項(第八十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第八十四条第三項の規定に違反したとき。

二 第四十四条又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたとき。

(外国製造事業者に係る型式の承認等)

第八十九条 外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者(以下「外国製造事業者」という。)は、その特定計量器の型式について、第七十六条第一項の政令で定める区分に従い、通商産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けた外国製造事業者(以下「承認外国製造事業者」という。)は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。

3 第七十六条第二項(第二号及び第四号を除く。及び第三項、第七十七条、第七十八条並びに第八十三条の規定は、第一項の承認に準用す

る。

4 第六十一条、第六十二条第二項、第七十九条第一項、第八十四条第一項及び第三項並びに前三条の規定は、承認外国製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第八十九条第三項において準用する第七十七条第一項」と、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第八十九条第四項において準用する第七十九条第一項」と、第八十四条第三項中「何人も」とあるのは「承認外国製造事業者は」と、「特定計量器」とあるのは「本邦に輸出される特定計量器」と、第八十六条中「第八十条又は第八十二条」とあるのは「第八十九条第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条第二号中「命令に違反したとき」とあるのは「請求に応じなかったとき」と読み替えるものとする。

5 通商産業大臣は、前項において準用する前条の規定によるもののほか、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特定計量器、帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係人に質問させようとした場合において、その検査が拒

まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる特定計量器を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

6 国は、前項第三号の規定による請求によつて生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなればならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第三節 指定製造事業者

(指定)

第九十条 第十六条第一項第二号ロの指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分(次条第一項において単に「事業の区分」という。)に従い、その工場又は事業場ごとに行う。

(届出製造事業者に係る指定の申請)

第九十一条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

五 品質管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限る。)

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十三条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(指定の基準)

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

(指定検定機関の調査)

第九十三条 届出製造事業者は、第十六条第一項第二号ロの指定の申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法について、当該特定計量器の検定を行う指定検定機関の行う調査を受けることができる。

2 指定検定機関は、前項の調査をした工場又は事業場における品質管理の方法が前条第二項の通商産業省令で定める基準に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(変更の届出等)

第九十四条 第十六条第一項第二号ロの指定を受けた届出製造事業者(以下「指定製造事業者」という。)は、第九十一条第一項第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 第六十一条及び第六十二条第二項の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第九十二条第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第九十四条第一項」と読み替へるものとする。(基準適合義務等)

第九十五条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の通商産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の通商産業省令で定めるものに適合し、かつ、その器差が同条第一項第二号の通商産業省令で定める検定公差を超えないようになければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

2 指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第九十六条 指定製造事業者は、その指定に係る工場又は事業場において、第七十六条第一項の承認に係る型式に属する特定計量器(前条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く。)を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を付することができる。

(表示)

2 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に付する前項の表示の有効期間は、同条第二項の政令で定める期間とし、その満了の年月をその表示に表示するものとする。

3 第十九条第一項又は第十六条第一項の政令で定める特定計量器に付する第一項の表示には、その表示を付した年月を表示するものとする。

(表示の制限)

第九十七条 何人も、前条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)に規定する場合を除くほか、特定計量器に前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 輸入事業者は、前条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されている場合を除くほか、前条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特定計量器を輸入したときは、これを譲渡

器検査成績書をともしなければならぬ。

第五節 指定検定機関

第百六条 第十六条第一項第二号イの指定は、政令で定める区分ごとに、検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。以下この条において同じ。）を行うおうとする者の申請により行う。

2 指定検定機関は、検定を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第二十七条から第三十八条までの規定は、指定検定機関及び検定に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第二十七條、第二十八條及び第三十八條第五号中「第二十條第一項」とあるのは「第十六條第一項第二号イ」と読み替へるものとする。

第六章 計量証明の事業

第一節 計量証明の事業

（計量証明の事業の登録）

第百七条 計量証明の事業であつて次に掲げるものを行うおうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分（次条において単に「事業の区分」という。）に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量証明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて

登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業
二 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（前号に掲げるものを除く。）

（登録の申請）

第百八条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 事業所の所在地

四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置であつて通商産業省令で定めるものの名称、性能及び数

五 その事業に係る業務に従事する者であつて次に掲げるものの氏名（イに掲げるものにあつては、氏名及びその登録番号）及びその職務の内容

イ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める計量士
ロ 事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

（登録の基準）

第百九条 都道府県知事は、第百七条の登録の申請が次の各号に適合するときは、その登録をしなければならない。

一 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 前条第五号イ又はロに掲げる者が当該事業に係る計量管理（計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）を行うものであること。

（事業規程）

第百十條 第百七条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。

（適合命令）

第百十一條 都道府県知事は、計量証明事業者が第百九条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その計量証明事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の失効）

第百十二條 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。

（登録の取消し等）

第百十三條 都道府県知事は、計量証明事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一 一次条において準用する第六十二条第一項又は第百六条の規定に違反したとき。

二 一次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第百十條第二項又は第百十一條の規定による命令に違反したとき。

四 第百十條第一項の規定による届出に係る事業規程を実施していないと認めるとき。

五 不正の手段により第百七条の登録を受けたとき。

（準用）

第百十四條 第九十二条第一項の規定は第百七条の登録に、第六十一条、第六十二条及び第六十五条の規定は計量証明事業者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百十三條」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百十四條において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百八条第一号又は第三号から第五号まで」と読み替へるものとする。

(通商産業省令への委任)

第百十五条 第百七条から前条までに規定するもののほか、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の謄本の交付及び閲覧その他の計量証明の事業の登録に関する事項は、通商産業省令で定める。

第二節 計量証明検査

(計量証明検査)

第百十六条 計量証明事業者は、第百七条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに、通商産業省令で定めるところにより、計量証明に使用する特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)であつて政令で定めるものについて、その登録をした都道府県知事が行う検査(以下「計量証明検査」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

一 検定証印等であつて、第七十二条第三項又は第九十六条第三項の規定によりこれらに表示された年月の翌月一日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しないものが付されている特定計量器

二 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。)

2 第百二十七条第一項の指定を受けた計量証明事業者は、前項各号列記以外の部分の政令で定める期間に一回、第百二十八条第一号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する同項の政令で定める特定計量器が、第百十八条第一項各号に適合するかどうかを同条第

二項及び第三項の通商産業省令で定める方法により検査させなければならない。

(指定計量証明検査機関)

第百十七条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定計量証明検査機関」という。)に、計量証明検査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定計量証明検査機関にその計量証明検査の業務(以下この節において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(計量証明検査の合格条件)

第百十八条 計量証明検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 検定証印等(第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、有効期間を経過していないものに限り。)が付されていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

(計量証明検査済証印等)

第百十九条 計量証明検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、計量証明検査済証印を付する。

2 前項の計量証明検査済証印には、その計量証明検査を行った年月を表示するものとする。

3 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

(計量証明検査に代わる計量士による検査)

第百二十条 第百十六条第一項の規定により計量証明検査を受けなければならない特定計量器であつて、その特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、第百十八条第二項及び第三項の通商産業省令で定める方法による検査を通商産業省令で定める期間内に行い、次項において準用する第二十五条第三項の規定により表示を付したもののについて、その計量証明事業者がその事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、第百十六条第一項の規定にかかわらず、計量証明検査を受けることを要しない。

2 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第二十三条第一項各号」とあるのは、「第百十八条第一項各号」と読み替へるものとする。

(指定計量証明検査機関の指定等)

第百二十一条 第百十七条第一項の指定は、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十七条から第三十九条まで及び第百六条第二項の規定は、指定計量証明検査機関及び計量証明検査に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあり、及び第百六条第二項中「通商産業大臣」とあるのは、都道府県知事と、第二十七条

第二十八条及び第三十八条第五号中「第二十條第一項」とあるのは「第百十七条第一項」と読み替へるものとする。

第七章 適正な計量管理

第一節 計量士

(登録)

第百二十二条 通商産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。

2 次の各号の一に該当する者は、通商産業省令で定める計量士の区分(以下単に「計量士の区分」という。)ごとに、氏名、生年月日その他通商産業省令で定める事項について、前項の規定による登録を受けて、計量士となることができる。

一 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 計量講習所の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であつて、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

3 次の各号の一に該当する者は、第一項の規定による登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 次条の規定により計量士の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(登録の取消し等)

第二百二十三条 通商産業大臣は、計量士が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 前号に規定する場合のほか、特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき。

三 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

(名称の使用制限)

第二百二十四条 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

第二百二十五条 計量士国家試験は、計量士の区分ごとに、計量器の検査その他の計量管理に必要な知識及び技能について、毎年少なくとも一回通商産業大臣が行う。

(通商産業省令への委任)

第二百二十六条 第二百二十二条から前条までに規定するもののほか、登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納、登録簿の原本の交付及び閲覧その他の計量士の登録に関する事項並びに試験科目、受験手続その他の計量士国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第二節 適正計量管理事業所

(指定)

第二百二十七条 通商産業大臣は、特定計量器を使用する事業所であつて、適正な計量管理を行うものについて、適正計量管理事業所の指定を行う。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を当該特定計量器を使用する事業所の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長)を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 使用する特定計量器の名称、性能及び数

四 使用する特定計量器の検査を行う計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

五 計量管理の方法に関する事項(通商産業省令で定めるものに限り。)

3 第一項の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

(指定の基準)

第二百二十八条 通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない。

一 特定計量器の種類に応じて通商産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、通商産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであること。

二 その他計量管理の方法が通商産業省令で定める基準に適合すること。

(帳簿の記載)

第二百二十九条 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、

帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。

(標識)

第二百三十条 第二百二十七条第一項の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、通商産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の標識又はこれと紛らわしい標識を掲げてはならない。

(適合命令)

第二百三十一条 通商産業大臣は、第二百二十七条第一項の指定を受けた者が第二百二十八条各号に適合しなかったと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二百三十二条 通商産業大臣は、第二百二十七条第一項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二百三十条第二項又は次条において準用する第六十二条第一項の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第九十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二百二十七条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第二百三十三条 第九十二条第一項の規定は第二百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二

条、第六十五条及び第六十六条の規定は第二百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第三百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第二百二十七条第二項各号」と読み替へるものとする。

第八章 計量器の校正等

第一節 特定標準器による校正等

(特定標準器等の指定)

第二百三十四条 通商産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の規定により計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器を指定する場合において、その指定に係る計量器(以下「特定標準器」という。)を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であつて、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

3 通商産業大臣は、特定標準器又は第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質(以下「特定標準物質」という。)が計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示するものとして不適当となつ

たと認めるときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、その指定の取消しに係る特定標準器について前項の規定による指定がされているときは、その指定を併せて取り消すものとする。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による指定に係る計量器が特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いるものとして不適当となつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(特定標準器による校正等)

第百三十五条 特定標準器若しくは前条第二項の規定による指定に係る計量器(以下「特定標準器等」という。)又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「特定標準器による校正等」という。)は、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定校正機関」という。)が行う。

2 通商産業大臣は、前項の規定により通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行うときは、次の事項を公示するものとする。

一 特定標準器による校正等を行う者

二 特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質

三 特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質

3 通商産業大臣は、前項の規定による公示に係る特定標準器による校正等を行うことができなくなつたときは、その旨を公示するものとする。

(証明書の交付等)

第百三十六条 通商産業大臣、日本電気計器検定

所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標準を付した証明書を交付するものとする。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「計量器の校正等」という。)に係る証明書に同項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

3 前項に規定するもののほか、指定校正機関及び第百四十三条の認定を受けた者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(特定標準器による校正等の義務)

第百三十七条 通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

(指定の申請)

第百三十八条 第百三十五条第一項の指定は、特定標準器による校正等を行う者とする者の申請により、その業務の範囲を限って行う。

(欠格事項)

第百三十九条 次の各号の一に該当する者は、第百三十五条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第百四十一条の規定により第百三十五条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(第百三十四条第三項又は第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定による指定が取り消されたことに伴い、第百四十一条第三号に該当するものとして第百三十五条第一項の指定を取り消された者を除く。)

三 その業務を行う役員のうちに、第一号に該当する者がある者

(指定の基準)

第百四十条 通商産業大臣は、第百三十五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特定標準器等を用いて計量器の校正を行うもの又は第百三十四条第一項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて特定標準物質を製造し、これを用いて計量器の校正若しくは標準物質の値付けを行うものであること。

二 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 特定標準器による校正等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて特定標準器による校正等が不公平になるおそれがないものであること。

(指定の取消し等)

第百四十一条 通商産業大臣は、指定校正機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて特定標準器による校正等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第百三十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第一号に適合しなくなつたとき。

四 次条において準用する第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定標準器による校正等の業務を行ったとき。

五 次条において準用する第三十条第三項又は第三十七条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第百三十五条第一項の指定を受けたとき。

(準用)

第百四十二条 第三十条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条及び第百六条第二項の規定は、指定校正機関及び特定標準器による校正等に準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「通商産業大臣」と、第三十七条中「第二十八条第一号から第五号まで」とあるのは「第百四十条第二号から第四号まで」と読み替へるものとする。

第二節 特定標準器以外の計量器による校正等

(認定)

第百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者

は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、通商産業大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 通商産業省令で定める期間内に特定標準器による校正等を行つた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 計量器の校正等を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三 計量器の校正等を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(証明書の交付)

第百四十四条 前条の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第一号の特定標準器による校正等を行つた計量器又は標準物質を用いて計量器の校正等を行つたときは、通商産業省令で定める事項を記載し、通商産業省令で定める標準を付した証明書を交付することができる。

2 認定事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあっては、その認定事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。

3 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。
4 前項に規定するもののほか、認定事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第一項の標準又はこれと紛らわしい標準を付して

はならない。

(認定の取消し)

第百四十五条 通商産業大臣は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第百四十三条各号の一に適合しなくなったとき。

二 不正の手段により第百四十三条の認定を受けたとき。

(準用)

第百四十六条 第四十一条、第六十五条及び第六十六条の規定は、認定事業者に準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第百四十七条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器の輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者(特定商品であつてその特定物象量が表記された特定商品の容器又は包装にその特定物象量を表記したもの(以下「特定物象量が表記された特定商品」という。))を販売する者を含む。次条第一項において同じ。)に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関又は指定校正機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(立入検査)

第百四十八条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、認定事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示

しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第百四十九条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、前条第一項の規定により、その職員に検査させた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国又は都道府県若しくは特定市町村は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(特定物象量の表記の抹消)

第百五十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を通商産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(検定証印等の除去)

第百五十一条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器(第十六条第一項の政令で定めるものを除く。)を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

- 一 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
- 二 その器差が通商産業省令で定める使用公差を超えること。
- 三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器にあっては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第二号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器(第七十一条第三項の通商産業省令で定める特定計量器の器差については、同項の通商産業省令で定める標準物質)を用いて定めるものとする。

4 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

(合番号の除去)

第百五十二条 通商産業大臣は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されて

いる電気計器及びこれとともに使用されている変成器を検査した場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が次の各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

- 一 変成器の構造及び誤差が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
- 二 電気計器が当該変成器とともに使用される場合の誤差が通商産業省令で定める公差を超えること。

2 前項各号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 前条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(装置検査証印の除去)

第百五十三条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第百四十八条第一項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第七十五条第二項の装置検査証印を除去することができる。

- 一 通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
- 二 第七十五条第二項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。

2 前項第一号に該当するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第百五十一条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

(立入検査によらない検定証印等の除去)

第百五十四条 第百五十一条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

2 第百五十二条第一項に規定する場合のほか、通商産業大臣は、電気計器が変成器とともに取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている場合において、その電気計器又はこれとともに使用されている変成器が同項各号の一に該当するときは、これらに付されている第七十四条第二項又は第三項の合番号を除去することができる。

3 第百五十一条第二項から第四項までの規定は、第一項の場合に、同条第四項及び第百五十二条第二項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第百五十一条第四項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

(協議)
第百五十五条 都道府県知事及び特定市町村の長は、この法律によりその権限に属する事務の当該特定市町村の区域における執行に關し、毎年四月に、協議しなければならない。

(計量行政審議会)
第百五十六条 通商産業省に、計量行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、計量に關する重要な事項について、通商産業大臣の諮問に應じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

3 審議会は、学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する会長一人及び委員三十人以内で組織する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(審議会への諮問)

第百五十七条 通商産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十七条第一項若しくは第七十二条第二項の政令、第十二条第一項の商品を定める政令又は第十九条第一項の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第百三十四条第一項若しくは第二項の規定による指定をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定によりこれらの指定を取り消そうとするとき。
- 三 第百三十五条第一項の規定により特定標準器による校正等を行い、若しくは日本電気計器検定所若しくは指定校正機関に行わせ、又はこれらを取りやめようとするとき。

(手数料)
第百五十八条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない

ない。ただし、通商産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

一 定期検査を受けようとする者

二 第十七条第一項の指定を受けようとする者

三 検定（指定検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

四 変成器付電気計器検査（指定検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

五 装置検査（指定検定機関が行うものを除く。）を受けようとする者

六 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けようとする者（第七十八条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験に合格した特定計量器の型式について、これらの承認を受けようとする者を除く。）

七 第八十三条第一項（第八十九条第三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の承認の更新を受けようとする者

八 第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする者

九 第九十一条第二項の検査を受けようとする者

十 基準器検査を受けようとする者

十一 計量証明の事業の登録を受けようとする者

十二 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

付を受けようとする者

十三 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十四 計量証明検査を受けようとする者

十五 計量士の登録を受けようとする者

十六 計量士の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者

十七 計量士の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者

十八 計量士国家試験を受けようとする者

十九 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者

二十 第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者

二十一 第四百四十三条の認定を受けようとする者

2 特定標準器による校正等を受けようとする者は、通商産業大臣が行う特定標準器による校正等にあつては実費を勘案して通商産業大臣が定める額の、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う特定標準器による校正等にあつては日本電気計器検定所又は当該指定校正機関が実費を超えない範囲内において通商産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料は、通商産業大臣が行う第七十七条第一項の指定、検定、変成器付電気計器検査、装置検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第十六条第一項第二号ロの指定、基準器検査、計量士の登録、計量士の登録証の訂正若しくは再交付、計量士国

家試験、適正計量管理事業所の指定、第四百四十三条の認定若しくは特定標準器による校正等を受け、又は通商産業大臣に対し計量士の登録簿の謄本の交付若しくは閲覧を請求しようとする者の納付するものについては国庫の、特定市町村の長が行う定期検査又は第二百二十七条第三項の検査を受けようとする者の納付するものについては当該特定市町村の、日本電気計器検定所が行う検定、変成器付電気計器検査、第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認、第八十三条第一項の承認の更新、第九十一条第二項の検査、基準器検査又は特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては日本電気計器検定所の、指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定定期検査機関の、指定計量証明検査機関が行う計量証明検査を受けようとする者の納付するものについては当該指定計量証明検査機関の、指定校正機関が行う特定標準器による校正等を受けようとする者の納付するものについては当該指定校正機関の、その他の者が納付するものについては当該都道府県庁の収入とする。

第百一条第三項及び第百四十六条において準用する場合を含む。）の規定により指定若しくは認定が効力を失ったことを確認したとき、又は第六十七条（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条第二項の規定により指定を取り消したとき。

五 第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたとき。

六 第八十七条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により承認が効力を失ったことを確認したとき、又は第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条第五項の規定により承認を取り消したとき。

七 第九十九条（第百一条第三項において準用する場合を含む。）又は第百一条第三項において準用する第八十九条第五項の規定により指定を取り消したとき。

八 第百六条第二項（第百四十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

九 第百六条第三項において準用する第三十二条の許可をしたとき。

十 第百六条第三項において準用する第三十八条の規定により指定を取り消し、又は検定（変成器付電気計器検査、装置検査、第七十七条第一項（第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び第九十三条第一項の調査を含む。）の業務の停止を命じたとき。

十一 第百三十四条第一項又は第二項の規定による指定をしたとき。

十二 第三百三十四条第三項又は第四項の規定により指定を取り消したとき。

十三 第三百三十五条第一項の指定をしたとき。

十四 第四百四十一条の規定により指定を取り消し、又は特定標準器による校正等の業務の停止を命じたとき。

十五 第四百四十二条において準用する第三十二条の許可をしたとき。

十六 第四百四十三条の規定をしたとき。

十七 第四百四十五条の規定により認定を取り消したとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条(第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可をしたとき。

三 第三十八条(第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は定期検査若しくは計量証明検査の業務の停止を命じたとき。

四 第三十九条第一項(第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により定期検査又は計量証明検査の全部又は一部を自ら行うこととするとき。

五 第五百七条第一項の指定をしたとき。

8 特定市町村の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第二十条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条の許可をしたとき。

三 第三十八条の規定により指定を取り消し、又は定期検査の業務の停止を命じたとき。

四 第三十九条第一項の規定により定期検査の

全部又は一部を自ら行うこととするとき。

4 日本電気計器検定所は、第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(検定等をすべき期限)

第六十条 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請があつたときは、通商産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

2 指定検定機関は、第七十八条第一項(第八十一条第二項及び第八十九条第三項において準用する場合を含む。)の試験を行うことを求められたときは、通商産業省令で定める期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならない。

(不合格等の理由の通知)
第六十一条 通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、前条第一項に規定する場合において、不合格又は不承認の処分をしたときは、その申請をした者に対し、その理由を通知しなければならない。指定検定機関が同条第二項に規定する試験を行い、不合格の判定をしたときも、同様とする。

2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときは、その申請をした者に対し、その理由を通知しなければならない。

し、その理由を通知しなければならない。

(聴聞)
第六十二条 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第三十八条(第百六条第三項及び第百二十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)、第六十九

条第二項、第八十八条(第八十九条第四項において準用する場合を含む。)、第八十九条第五項(第百一条第三項において準用する場合を含む。)、第九十九条(第百一条第三項において準用する場合を含む。)、第百一十三条、第百二十三

条、第百三十二条、第百四十一条又は第百四十五条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査庁)
第六十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による市町村の長の処分又は不作為についての審査請求は、通商産業大臣に対してするものとする。

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の処分又は不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法

をすることができ、不服申立ての手続における聴聞)

(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をするのできる。

第百六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、第百六十二条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(計量調査官)
第百六十五条 通商産業大臣は、その職員であつて通商産業省令で定める資格を有するものの中から、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

(計量講習所)
第百六十六条 通商産業省の本省に計量講習所を置く。

2 計量講習所は、計量に関する事務に従事する通商産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に対し、必要な技術及び実務を教授する機関とする。

3 計量講習所の講習を受講しなければならない職員は、政令で定める。

4 前三項に規定するもののほか、計量講習所に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(検定用具等の貸付け)
第百六十七条 通商産業大臣は、定期検査、検定、装置検査、基準器検査、計量証明検査又は第百四十八条第一項の規定による検査に必要な用具であつて、通商産業省令で定めるもの(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用

を受けるものを除く。)を都道府県知事又は特定市町村の長に無償で貸し付けなければならぬ。

(経過措置)

第百六十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第百六十九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

2 都道府県知事は、第十条第一項又は第十二条から第十四条までの規定の実施を確保するために特に必要があると認めるときは、特定市町村以外の市町村の長に、第十条第二項若しくは第三項、第十五条、第百四十八条第一項(第十条第二項若しくは第三項又は第十五条に係る部分に限る。)又は第百五十条の規定による権限を行わせることができる。

第十章 罰則

第百七十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五十七条第一項若しくは第二項又は第百七条の規定に違反した者
- 二 第百十三條の規定による命令に違反した者
- 第百七十一條 第三十八條(第百六條第三項及び第百二十一條第二項において準用する場合を含む。)

む。)又は第百四十一條の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十二條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六條第一項から第三項まで、第十七條第二項、第四十九條第一項若しくは第三項、第六十八條、第九十七條第二項又は第百六條第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 二 第六十三條第三項、第八十四條第三項又は第九十七條第一項の規定に違反して表示を付した者

第百七十三條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項、第十八條、第十九條第一項若しくは第二項、第四十九條第二項、第六十三條第二項、第八十五條又は第百二十四條の規定に違反した者
- 二 第十五條第三項、第五十六條、第六十四條、第八十六條、第九十八條、第百一十一條、第百二十三條又は第百三十一條の規定による命令に違反した者

三 第二十五條第三項(第百二十條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十三條第一項各号に適合する旨を証明書に記載した計量士

四 第五十條第三項又は第五十四條第三項の規定に違反して表示を付した者

五 第五十四條第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者

六 第五十五條の規定に違反して特定計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者

七 第九十五條第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

八 第百二十九條の規定に違反して検査の結果を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第百三十條第二項の規定に違反して標識を掲げた者

十 第百三十六條第二項又は第百四十四條第三項の規定に違反して標章を付した者

第百七十四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十條第一項、第四十六條第一項又は第五十一條第一項の規定に違反した者
- 二 第四十四條、第四十八條又は第五十二條第四項の規定による命令に違反した者

第百七十五條 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第百四十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第百四十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

偽の答弁をした者

四 第百四十九條第一項の規定による命令に違反した者

五 第百五十條第一項、第百五十一條第一項、第百五十二條第一項又は第百五十三條第一項の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百七十六條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関又は指定校正機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十一條(第百六條第三項、第百二十一條第二項及び第百四十二條において準用する場合を含む。)の規定に違反して第三十一條に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
- 二 第三十二條(第百六條第三項、第百二十一條第二項及び第百四十二條において準用する場合を含む。)の許可を受けずに定期検査、検定(変成器付電気計器検査、装置検査、第七十八條第一項(第八十一條第二項及び第八十九條第三項において準用する場合を含む。))の試験及び第九十三條第一項の調査を含む。、計量証明検査又は特定標準器による校正等の業務の全部を廃止したとき

三 第百四十七條第二項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

四 第百四十八條第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

第一百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条又は第七十二条から第七十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第一百七十八条 第六十二条第一項(第百十四条及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項(第八十一条第三項において準用する場合を含む。)、又は第九十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百七十九条 第四十二条第一項(第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第一項(第四十六条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十五条(第百十四条、第百三十三条及び第百四十六条において準用する場合を含む。)、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(計量法施行法の廃止)

第二条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号。以下「旧施行法」という。)は、廃止する。

(計量単位)

第三条 附則別表第一の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成七年九月三十日まで、同表の上欄に掲げる対象の状態の量の改正後の計量法(以下「新法」という。)

八条第一項の法定計量単位(以下単に「法定計量単位」という。)とみなす。

2 附則別表第二の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成九年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる対象の状態の量の法定計量単位とみなす。

3 附則別表第三の下欄に掲げる計量単位及びこれに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位であつて政令で定めるものは、平成十一年九月三十日までは、同表の上欄に掲げる対象の状態の量の法定計量単位とみなす。

4 前三項に規定する計量単位の定義は、政令で定める。

4 前条 前条第一項から第三項までに規定する計量単位については、これらの規定で定める期日後においても、政令でなお法定計量単位とみなすことができる。

2 前項の場合においては、その政令で当該計量単位を法定計量単位とみなす期限並びにこれを用いることができる取引又は証明の範囲及びこれを用いる方法を定めなければならない。

一 航空機の運航に関する取引又は証明その他の航空に関する取引又は証明であつて政令で定めるもの

二 その対象の状態の量が前項の政令で定めるヤードポンド法による計量単位により表記されて輸入された商品であつて政令で定めるものに係る取引又は証明

(仏馬力)

第六条 仏馬力は、内燃機関に関する取引又は証明その他の政令で定める取引又は証明に用いる場合にあっては、当分の間、工率の法定計量単位とみなす。

2 仏馬力の定義は、政令で定める。

(記号)

第七条 附則第三条第一項から第三項まで、第五十一条及び前条第一項に規定する計量単位の記号であつて、計量単位の記号による表記において標準となるべきものは、通商産業省令で定める。

(計量単位の表示等)

第八条 附則第三条第一項から第三項までに規定する期日以前に、これらの規定で定める計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物件に付したときは、その表示は、新法第八十一条の規定にかかわらず、当該期日後においても、取引又は証明に用いることができる。

2 次条第一項に規定する計量器については、新法第八十一条の規定にかかわらず、附則第三条第一項から第三項までに規定する期日後においても、これを使用して新法第二条第三項の政令で定める計量器とすることができる。

3 旧施行法第三条、第六条第一項、第九条第一

項又は第十条第一項に規定する期日以前に、文書に記載し、又は商品その他の物件に付した旧施行法第四条、第五条、第七条、第八条、第九条第一項又は第十条第一項に規定する計量単位による表示は、新法第八十一条の規定にかかわらず、取引又は証明に用いることができる。

(計量器)

第九条 附則第三条第一項から第三項までに規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、その目盛又は表記が、同条第一項から第三項までに規定する期日以前に付されたものについては、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項に規定する計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて政令で定めるものについては、当分の間、新法第九条第一項の規定は、適用しない。

(定期検査)

第十条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(の属する年に行われる新法第十九条第一項の定期検査についての同項の規定の適用については、同項第三号中「付されている特定計量器」とあるのは、「付されている特定計量器及び計量法(昭和二十六年法律第二百七号。以下「旧法」という。)

第百三十六号若しくは第百五十一条の検査済証印又は旧法第百四十六条の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字が付されている特定計量器」とする。

2 施行日前に改正前の計量法(以下「旧法」という。)(第百四十三条の規定によりその期日及び場所が公示され、施行日以後に行われる定期検査

の合格条件については、なお従前の例による。
(製造の事業)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(修理の事業)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三十一条の登録を受けている者は、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第四十六条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

(販売の事業)

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第四十七条第一項の登録を受けている者は、その登録に係る同項の通商産業省令で定める事業の区分に属する特定計量器が属する新法第五十一条第一項の通商産業省令で定める事業の区分について、同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 施行日前にされた旧法第四十七條第二項の規定による届出に係る特定計量器の販売の事業については、新法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

(検定の申請等)

第十四条 施行日前にされた旧法第八十六条の検定若しくは旧法第六十六条の基準器検査の申請であつて、この法律の施行の際、合格若しくは不合格の処分がなされていないもの又は施行日前

にされた旧法第九十五条、第九十六条の三第一項若しくは第九十六条の十の二第一項の承認、旧法第二百三十三條の登録若しくは旧法第七十三條、第八十一条の二若しくは第八十一条の十の二第一項の指定の申請であつて、この法律の施行の際、承認、登録若しくは指定をすることがどうかの処分がなされていないものについてこれらの処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第九十六条の二第一項、第九十六条の三第二項又は第九十六条の十の二第二項の試験の申請であつて、この法律の施行の際、合格又は不合格の判定がなされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

(検定証印)

第十五条 旧法第九十一条第一項の規定により付された検定証印は、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。この場合において、同条第二項の政令で定める特定計量器に付された旧法第九十一条第一項の検定証印の有効期間は、これに表示された同条第二項の有効期間の満了の日までとする。

2 附則第二十九条第二項の規定により新法第八十四条第一項(新法第八十九条第四項において準用する場合を含む。)の表示とみなされた旧法第九十六条の六第一項又は第九十六条の十の三第一項の型式承認番号が付された新法第五十条第一項の政令で定める特定計量器については、新法第七十一条第二項の適用については、同項中「第八十四条第一項の表示が付されてから」とあるのは、「この法律の施行の日から」とする。

(合番号)

第十六条 旧法第九十一条第四項の規定により、電気計器及びこれとともに使用される変成器に付された合番号は、新法第七十四条第二項又は第三項の合番号とみなす。

(装置検査)

第十七条 附則第十五条第一項の規定により新法第七十二条第一項の検定証印とみなされた旧法第九十一条第一項の検定証印が付されている車両等装置用計量器については、当該検定証印の有効期間の満了の日までは、新法第十六条第三項の規定は、適用しない。

(型式の承認)

第十八条 この法律の施行の際現に旧法第九十五条、第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項の承認を受けている者(計量法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十二号)附則第十四条の規定により旧法の規定による承認を受けたとみなされた者を含む。)は、当該承認に係る型式について、施行日に、新法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたものとみなされた者についての新法第八十条ただし書又は第八十二条ただし書の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から六十日以内」とする。

(指定製造事業者)

第十九条 新法第十六条第二号ロの指定は、新法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに特定計量器の製造に係る品

質管理の状況を勘案して政令で定める日以後に行う。

2 前項の政令で定める日は、施行日から起算して五年を超えないことができない。

(比較検査)

第二十条 通商産業大臣は、当分の間、政令で定める特定計量器の比較検査を行うことができる。

2 前項の規定により通商産業大臣が比較検査を行う場合においては、旧法第九十九条(第一項第一号を除く。)、第一百零一条第一項、第一百零二条及び第一百零四条の規定は、当該比較検査について、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九十九条第一項第三号中「政令」とあるのは「通商産業省令」と、旧法第一百零四条第一項中「第八十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第八十八条第一項第二号及び第三号」とする。

3 新法第六十条第一項及び第六十一条第一項の規定は、比較検査に準用する。

4 施行日前に旧法第一百零一条第一項の規定により付された比較検査証印(比較検査の有効期間を経過していないものに限り。)及び施行日以後に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第一項の規定により付された比較検査証印は、新法第十六条第一項、第四十九条第一項、第七十二条第四項、第一百零八条第一項、第一百零九条第三項及び第一百五十一条第一項の適用については、新法第七十二条第一項の検定証印とみなす。

5 第一項の比較検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付

しなければならぬ。

(基準器検査)

第二十一条 旧法第九十九条の規定により付された基準器検査証印は、新法第二百四十一条の基準器検査証印とみなす。この場合において、当該基準器検査証印の有効期間は、旧法第八十条の有効期間の満了の日までとする。

(計量証明の事業)

第二十二條 この法律の施行の際現に旧法第二百十三條の登録を受けている者は、施行日に、その登録に係る同条の通商産業省令で定める事業の区分に属する事業が属する新法第二百七條の通商産業省令で定める事業の区分について、同条の規定による登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第二百七條の登録を受けたものとみなされた旧法第二百十三條の登録を受けている者については、新法第二百六條第一項の規定の適用については、同項中「第二百七條の登録を受けた日」とあるのは、「この法律の施行の日前最後に旧法第二百三十二條第一項の検査を受けた日」とする。

(計量士国家試験)

第二十三條 施行日前に旧法第六十九條の計量士国家試験に合格した者（計量法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第四十二号）附則第八項の規定により旧法の規定による計量士国家試験に合格したとみなされた者を含む。）は、新法第二百二十五條の計量士国家試験に合格したものとみなす。

(計量器使用事業場)

第二十四條 この法律の施行の際現に旧法第二百七十三條の指定を受けている者は、新法第二百二十

七條第一項の指定を受けたものとみなす。

(計量行政審議会)

第二十五條 旧法第二百八條の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員は、施行日において、新法第二百五十六條第一項の規定により置かれた計量行政審議会並びにその会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(講習)

第二十六條 施行日前に旧法第二百二十四條の計量講習所の課程を修了した者（旧施行法第六十八條の規定により旧法第二百二十四條の計量講習所の課程を修了したとみなされた者を含む。）は、新法第二百六十六條の計量講習所の課程を修了したものとみなす。

(再検査及び不服申立て)

第二十七條 施行日前に申請された再検査並びに施行日前にされた異議申立て及び審査請求については、なお従前の例による。

(欠格事由)

第二十八條 旧法第二十七條の規定による登録の取消しは、新法第七十七條第一項又は第九十二条第一項の規定の適用については、新法第八十八條の規定による承認の取消し又は新法第九十九條の規定による指定の取消しとみなす。

2

旧法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられた者は、新法第二十七條（新法第六十六條第三項及び第二百一十一條第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項（新法第二百一十一條第三項、第二百一十四條及び第二百三十三條において準用する場合を含む。）、第二百二十二條第三項及び第二百三十九條の適用については、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

適用については、新法又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたものとみなす。

(処分等)

第二十九條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2

施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつて付された表示又は交付された書面であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第三十條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第三十二條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（九十四）を次のように改める。

（九十四）計量法（平成四年法律第 号）及びこれに基づく政令の定めるところに

より、特定計量器の定期検査、検定及び装置検査並びに基準器検査を行い、特定計量器の修理又は販売の事業及び輸出入計量器の製造等に関する届出を受理し、並びに計量証明の事業を登録する等の事務を行い、並びに特定計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等適正な計量の確保上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号（三十六）中、「計量器」を、「特定計量器」に、「実施し、及び計量器」を行い、及び特定計量器に、「計量器の取締上を、適正な計量の確保上」に改め、同号（三十七）中「計量器の種類及び」を「特定計量器の種類」に改める。

別表第五第一号の表検定所の項を削る。

別表第六第一号（一）及び（二）の表中「計量器の検定等」を「計量に関する」に、「計量法第二百二十五條」を「計量法第六十六條第三項の規定に基づく政令」に改める。

（気象業務法の一部改正）
第三十三條 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「又は計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四章第三節の比較検査（政府機関、地方公共団体、電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者及び第七條第一項の船舶以外の者の受けるものに限る。）」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

（日本電気計器検定所法の一部改正）

第三十四條 日本電気計器検定所法（昭和三十一年法律第五十号）の一部を次のように改正

する。

第二十三条第一項第一号を次のように改める。

一 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法（平成四年法律第

律第 号）第十六条第一項第二号イの検定、同条第二項の変成器付電気計器検査、同法第七十六条第一項、第八十一条第

一項又は第八十九条第一項の承認、同法第九十一条第二項の検査、同法第二百二条第一

項の基準器検査及び同法第二百三十五条第一項の特定標準器による校正等（以下「検定

等」という。）を行うこと。

第二十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

（船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正）

第三十五条 船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（昭和五十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「計量法（昭和二十六年法律第

二百七号）第六條第一項第二号に規定する」を「計量法（平成四年法律第 号）別表第一の

質量の項に掲げる」に改める。

（工業技術院設置法の一部改正）

第三十六条 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「キログラム原器、カンテラの標準器、オームの標準器、壊変毎秒の標準

器、中性子毎秒の標準器、クロン毎キログラムの標準器及びホンの標準器」を「政令で定める標準器」に、「並びに」を「及び」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第三十七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十五号中「計量器の製造事業者等」を「計量証明事業者」に改める。

（昭和五十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第二十五号」を削る。

附則別表第一

対象の状態の量	計	量	単	位
力	ダイン			
仕事	エルグ			
熱量	重量キログラムメートル	エルグ		
中性子放出率	中性子毎秒	中性子毎分		
放射能	壊変毎秒	壊変毎分		

附則別表第二

対象の状態の量	計	量	単	位
長さ	ミクロン			

附則別表第三

対象の状態の量	計	量	単	位
周波数	サイクル又はサイクル毎秒			
磁界の強さ	アンペア回数毎メートル	エルステッド		
起磁力	アンペア回数			
磁束密度	ガンマ ガウス			
磁束	マクスウェル			
音圧レベル	ホン			
濃度	規定			

別表第一（第三条関係）

対象の状態の量	計	量	単	位
力	重量キログラム	重量グラム	重量トン	
力のモーメント	重量キログラムメートル			
圧力	重量キログラム毎平方メートル	重量グラム毎平方メートル	重量トン毎平方メートル	水
応力	重量キログラム毎平方メートル	重量グラム毎平方メートル		
仕事	重量キログラムメートル			
工率	重量キログラムメートル毎秒			
熱量	カロリー			
熱伝導率	カロリー毎秒毎メートル毎度	カロリー毎時毎メートル毎度		
比熱容量	カロリー毎キログラム毎度			

対象の状態の量	計	量	単	位
長さ	メートル			
質量	キログラム	グラム	トン	
時間	秒	分	時	
電流	アンペア			

温度	ケルビン セルシウス度又は度
物質量	モル
光度	カンデラ
角度	ラジアン 度 秒 分
立体角	ステラジアン
面積	平方メートル
体積	立方メートル リットル
角速度	ラジアン毎秒
角加速度	ラジアン毎秒毎秒
速さ	メートル毎秒 メートル毎時
加速度	メートル毎秒毎秒
周波数	ヘルツ
回転速度	毎秒 毎分 毎時
波数	毎メートル
密度	キログラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
力	ニュートン
力のモーメント	ニュートンメートル
圧力	パスカル又はニュートン毎平方メートル パール
応力	パスカル又はニュートン毎平方メートル
粘度	パスカル秒又はニュートン秒毎平方メートル
動粘度	平方メートル毎秒
仕事	ジュール又はワット秒 ワット時
工事	ワット
質量流量	キログラム毎秒 キログラム毎分 キログラム毎時 グラム毎分 グラム毎時 トン毎秒 トン毎分 トン毎時

流量	立方メートル毎秒 立方メートル毎分 立方メートル毎時 リットル毎秒 リットル毎分 リットル毎時
熱量	ジュール又はワット秒 ワット時
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン又はワット毎メートル毎度
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン又はジュール毎キログラム毎度
エントロピー	ジュール毎ケルビン
電気量	クーロン
電界の強さ	ボルト毎メートル
電圧	ボルト
起電力	ボルト
静電容量	ファラド
磁界の強さ	アンペア毎メートル
起磁力	アンペア
磁束密度	テスラ又はウェーバ毎平方メートル
磁束	ウェーバ
インダクタンス	ヘンリー
電気抵抗	オーム
電気コンダクタンス	ジーメン
インピーダンス	オーム
電力	ワット
電力量	ジュール又はワット秒 ワット時
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル
放射強度	ワット毎ステラジアン
光束	ルーメン
輝度	カンデラ毎平方メートル
照度	ルクス

別表第二(第四條關係)

音響パワー	ワット
濃度	モル毎立方メートル モル毎リットル グラム毎立方メートル グラム毎リットル
中性子放出率	毎秒 毎分
放射能	ベクレル キュリット
吸収線量	グレイ ラド
吸収線量率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時 ラド毎秒 ラド毎分 ラド毎時
カーマ	グレイ
カーマ率	グレイ毎秒 グレイ毎分 グレイ毎時
照射線量	クロン毎キログラム レントゲン
照射線量率	クロン毎キログラム毎秒 クロン毎キログラム毎分 クロン毎キログラム毎時 レントゲン毎秒 レントゲン毎分 レントゲン毎時
線量当量	シーベルト レム
線量当量率	シーベルト毎秒 シーベルト毎分 シーベルト毎時 レム毎秒 レム毎分 レム毎時

表第二(第四条関係)

物象の状態の量	計 量 単 位
無効電力	バール
皮相電力	ボルトアンペア
無効電力量	バール秒 バール時
皮相電力量	ボルトアンペア秒 ボルトアンペア時
電磁波の減衰量	デシベル
音圧レベル	デシベル
振動加速度レベル	デシベル

別表第三(第四條關係)

物象の状態の量	計 量 単 位
回転速度	回毎分 回毎時
圧力	気圧
粘度	ポアズ
動粘度	ストークス
濃度	質量百分率 質量千分率 質量万分率 質量百万分率 質量十億分率 体積百分率 体積千分率 体積百万分率 体積十億分率 ピーエッチ

計量法案（内閣提出、参議院送付）に関する

報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国経済社会における国際化の進展、工業生産技術の発展等の最近の計量をめぐる状況の変化を踏まえ、計量単位について国際的な計量単位との整合を図るための措置及び計量器に関する規制の一層の合理化を図るための措置を講ずるとともに、高精度の計量に対応するための計量器の校正及び証明に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、併せて現行法体系の整備を図るため全部改正されるものである。本案の主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

2
計量單位

国際單位系に準拠することを基本として、長さのメートル、質量のキログラム等の量に

ついて計量単位を規定する。

3 非法定計量單位の使用の禁止

取引上又は証明上の計量に法定計量単位以外の計量単位を用いてはならない。

4 正確に計量する義務等

政令で定める商品を計量して販売するとき
は、一定の誤差をこえないように正確に計量
する義務を課する。また、正味量の表記につ
いても販売者に所要の義務を課する。

5 計量器に関する事業

(一) 特定計量器の製造の事業については通商産業大臣への届出制とする。

(二) 特定計量器の修理の事業については、都道府県知事（電気計器に係る場合は通商産業大臣）への届出制とする。

(三) 特定計量器の販売の事業については、政

令で定める特定計量器に限り都道府県知事への届出制とする。

6 計量器の譲渡の制限及び使用の制限

(一) 取引上又は証明上の計量を行うときは、検定に合格した特定計量器又は指定製

造事業者が製造した特定計量器でなければ使用してはならない。

(二) 体温計等政令で定める特定計量器に限り、検定に合格したもの又は指定製造事業者が製造したものでなければ譲渡等を行ってはならない。

7 計量器の検定等

(一) 検定の主体は、政令で定める区分に従い、通商産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関とする。

(二) 型式承認、指定製造事業者制度及び基準器検査について具体的な実施に係る所要の規定を設ける。

8 計量証明の事業

(一) 計量証明の事業は都道府県知事の登録制とし、計量証明事業者は、政令で定める期間ごとに、計量証明に使用する特定計量器につき検査を受ける義務等を課する。

(二) 都道府県知事は当該検査を指定計量証明検査機関に行わせることができる。

9 定期検査

(一) 質量計等の政令で定める特定計量器を取り又は証明に使用する者に対し、政令で定める期間に一回の定期検査を受ける義務を課する。

(二) 都道府県知事又は特定市町村の長は当該検査を指定定期検査機関に行わせることができる。

10 計量士

計量器の整備、計量方法の改善等に関し、国家試験等によって一定の知識と経験を有すると認める者を計量士として登録し、一定の

権能を与える。

11 適正計量管理事業所

計量管理を自主的に行っている事業所を適正計量管理事業所として指定し、そこで使用する特定計量器についての定期検査の免除及び適正計量管理事業所の標識の掲示を認める。

12 計量器の校正等

(一) 通商産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器等を指定することができる。

(二) (一)の計量器等(特定標準器等)による計量器の校正等は、通商産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う。

(三) 特定標準器等による校正等を受けた計量器等を用いて計量器の校正等の事業を行う者は、通商産業大臣の認定を受けることができ、その校正等について所要の証明書を交付することができる。

13 その他

(一) 届出製造事業者等に対する報告、立入検査等について規定する。

(二) 罰則その他所要の規定を定める。

14 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 所要の経過措置等について規定する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における計量をめぐる環境の変化に対応するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成四年五月十三日
商工委員長 武藤 山治
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

計量法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 計量単位の国際単位系への移行措置について、その趣旨、内容等を国民の各界・各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に無用の混乱を生ずることのないよう最大限の努力を払うこと。

二 「指定製造事業者」制度の運用に当たっては、既存の検定機関、ユーザ等と与える影響及び一般消費者の利益保護に十分配慮すること。また、外国製造事業者への本制度及び型式承認制度の適用について積極的に対応すること。

三 「指定製造事業者」制度の導入等の新たな措置に伴い、影響を受ける計量器の中小製造事業者が適切な対応を図れるよう支援すること。

四 「指定検定機関」、「指定定期検査機関」等の指定に当たっては、公正・公平な業務が確保されることを前提として行うとともに、当該指定機関の監督に万遺漏なきを期すること。

五 型式承認、検定の有効期間及び定期検査の周期の設定に当たっては、計量器の適正な機能の

維持、一般消費者の利益保護に十分配慮すること。

六 主として一般消費者の生活の用に供される特定計量器について、適正な機器が供給されるよう万全を期すること。

七 計量標準に関する国際協力に積極的に対応する等計量分野における国際化の推進に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

平一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電 話

03
(3587)
4302

定 価

本号一部
三三九円
税 九円を合算